

狹山差別裁判糾弾闘争勝利へむけて



共産主義者同盟（全国委員会）

## 解放歌

四、疾風霖雨千余年

九天まわる太陽も

そうきゅうさえる月さえも

われらがために照らざりき

狂宴乱舞に散る花も

われらがために咲かざりき

一、ああ解放の旗高く  
水平線にひるがえる

光と使命にないたつ

三百万の兄弟よ

今やドレイの鉄鎖たち

自由のためにたたかわん

二、われらはかつて炎天下

地に足やきしはだしの子

ざんぎやくのむちふるるとき

鮮血かざるけいぎよくの

断頭台下つゆしげく

鬼こくしゅうしゅう地は暗し

三、鬼神もおののく迫害や  
天地もふるう圧制に

たましい碎け胸やぶれ

恨をこめてとこしえの

墳墓さらす死かばねの

上に築きしドレイ国

六、一致団結死をちかい

堂々正義の道ゆかん

行手をさえぎる者あらば

断々乎として破碎せよ

われらをはばむ者あらば

一刀両断あらんのみ

七、ああ友愛のあつき血よ  
結ぶわれらの團結の

力はやがてうれいなき

全人類の祝福と

かざる未来の建設に

じゅんぎの星と輝かん

## 〈目次〉

発刊にあたって／3

檄 全力をあげて11月再開公判に勝利せよ／4

今秋闘争をめぐる情勢について／6

狹山差別裁判糾弾闘争勝利にむけて／12

わが同盟の到達地平と部落解放運動／29

部落解放同盟に敵対する差別者集団＝日共の反動的理論を粉碎せよ

— 封建遺制論批判と部落差別の本質／42

階級闘争の現段階と部落解放運動／53

影山裕子（高円寺電報電話局長）部落差別糾弾闘争の現段階と

問われている方向について／67

われわれのスローガン／81

資料編／83

編集後記／109

## 「発刊にあたつて

十一月の再開公判を目前に控えた現在、われわれは、狹山差別裁判糾弾闘争勝利の新たな決意のもとに、このパンフレットを全国の闘う同志・兄弟に送り、共に闘う武器として、勝利への戦列を打ち鍛えていきたいと考えます。

今なお無実の石川一雄氏が獄中に奪われたままであるこの現実をみると、われわれは一刻も早く狹山差別裁判を取り消し、即時釈放をかちとる闘いを広汎にくり抜けなければなりません。

狹山差別裁判は、明らかに日本帝国主義のアジア侵略反革命にむけた差別分断支配——部落差別攻撃の頂点をなすものであること、また警察的・官僚的独裁支配への強化をもくろんだ「差別裁判」であり、「政治裁判」であり、しかも「階級裁判」であることはもはや明らかです。それゆえ、石川氏への死刑判決策動と全面的に対決していくことは全ての労働者人民の緊要の任務です。

また一方、日本共産党は、六九年の矢田教育差別事件以降、部落解放闘争をブルジョア民主主義の枠内に封じ込め、部落解放同盟に対

する組織的な敵対と差別キャンペーンを真向うから挑んでいます。

われわれは、このような日本共産党の悪らつな差別行為と闘い、社会排外主義の道を閉ざすと共に、解放運動の飛躍をかけて提起されている共同闘争を職場や地域でさらに推し進め、あらゆる攻撃と徹底して闘いぬかなければならぬと思います。

これらの闘いに勝利し、部落完全解放をかちとるために、また、共産主義運動の前進とプロレタリアートの経済的解放を実現していくための一里塚として、このパンフレットを発刊することにしました。職場や地域・学園で多くの労働者・学生の皆さんに利用していただくことを期待します。

# 全力をあげて十一月再開公判闘争に勝利せよ！

反帝戦線（全国委員会）中央書記局

全国の先進的な労働者・学生・市民諸君！

急展開する日帝の侵略反革命－他民族抑圧の進展のなかで、激成する日々の闘いを担いぬいてる革命的な同志諸君！

今や、燃えあがる民族解放闘争の大爆発と国際階級闘争の前進によつて、帝国主義の危機はこれまでにない急激な速度で進行してい

る。アジアのどこをみても、革命的な労働者と学生の決起が燃えあがつてゐる。

これまで侵略反革命同盟の再編をねらつてきた帝国主義者共は、そろつて自らの危機を乗りきるために、今まで以上に労働者人民を、抑圧・搾取し、並々ならぬ決意のほどを今秋期にかけてきてる。小選挙区制の制定策動と日「韓」定期閣僚會議にみられる統治形態の転換や、ミッドウェー横須賀母港化等にみられる官僚的警察的独裁体制の強化等にみられる一連の攻撃は、このことを端的にさし示してゐる。そして今や、一切の階級闘争の圧殺と排外主義の沿地へ全人民の足をひっぱり込まんとする彼らのあからざまな全貌を現わしたものである。

このような帝国主義者共の死活の真只中で、十一月の再開公判が決定されたことは、まさに無実の石川氏と三百万部落大衆に対する日帝の攻撃が、音をたてて時を刻みはじめた現われである。このことは、労働者人民の反抗に対する権力の真正面からの宣戰布告である。われわれは、権力性格の転換期における警察権力の失墜を隠蔽し、人民の不安を統合するために、一部落青年を「いけにえ」にした暴虐は、まさに労働者人民にかけられた災禍であり、三百万部落大衆にかけられた攻撃である。

東大暗黒裁判で実刑判決を指揮し、司法の反動化を一身にひきうけた寺尾の登場の中に、われわれはこの間の帝国主義者共のどす黒い野望を見ないわけにはいかない。

そうだ、寺尾体制こそ、帝国主義者のあくなき搾取や収奪と差別分断攻撃のなかに、集中的な砲火を浴びせられ、政治的・社会的身分という屈辱と悲惨を一身にうけてきた三百万部落大衆の怒りを握りつぶす「極悪人」である。

われわれは、今こそ、三百万部落大衆の不屈の闘いに応えて、全国から糾弾の炎を燃やすなければならない。

腐りきつた帝国主義者共の、自らの延命と免罪をかけた最後の悪あがきと分断攻撃を徹底して打ち碎き、燃え拡がる国際階級闘争の力づよい炎と連帶し、完膚なきまでに敵権力を燃やし尽すことこそ、われわれの与えられた任務である。

労働者人民の闘いは、より広く、より深く進行してゐる。七三春闘における基幹部労働者による闘い、列島改造－新全総のなかで激成する農漁民の闘い、搾取と収奪の底辺で隔離・収容・抹殺の重層的な攻撃から起ちあつた「障害者」解放の闘い、そして、高度経済成長の美名のもとで、闘いを持続させてきた中小未組織労働者の闘い、公害に反対する基地農民と農漁民の闘い、……これらの闘いは、明らかに日帝ブルジョアジーに対する集中的な怒りであり、総反撃である。

またなによりも、タイやフィリピンで、朝鮮南部でみられる労働者・学生の決起は、「売国的」カイライ政権とその元凶に対する激怒であり、赤々と帝国主義者共とそれに支えられたカイライ政権の終焉の時を求めて燃え続けてる。更には、「金大中氏事件」とソウル大学生の決起によって、在日朝鮮人民の闘いは、日帝の再侵略と朴独裁政権による反革命攻撃の嵐の中で、自らの生命をかけた必死の闘いとして推しはかられている。

日本帝国主義の延命の道は、なりふりかまわぬ恫喝と懷柔の一層恐るべき強化であり、排外主義への統合以外には、いかなる方法をも生みだすことはできない。それだけに、日本帝国主義の侵略反革命－他民族抑圧と官僚的警察的独裁の強化と全面的に対決し、排外主義と社会排外主義との死闘に完全に勝利しなければならない。晩年期を迎えた帝国主義者共に最後の鉄鎗を下すのは、我々である。

十一月再開公判に一切の命運をかける司法権力－寺尾体制の陰謀をはねのけ、六つの鑑定書（表記能力、文書構成、筆跡、玉石－棍棒、残土、死斑）の採用・審理によつて、石川一雄氏が無実であることを寺尾に認めさせねばならない。そして、検察・検事側が隠しもつてゐる全ての証拠書類を提出させ、司法権力の差別性と反動性を白日のもとに暴きだし、裁かれるのはむしろ寺尾体制であること認めさせようではないか。

勝利は我々の手中にある。今こそ、狹山差別裁判糾弾闘争勝利の鮮明な旗を高く翻えし、完全解放にむかって奮進せよ！

一刻も早く差別裁判を取り消し、無実の石川一雄氏の即時釈放をかかる闘いに総力をあげて取り組め！

十一・二七東京高裁に全国から総決集し、寺尾体制を打倒せよ！

民族解放闘争の前進と連帶し、國際階級闘争の更なる飛躍をかけて

## 安保粉碎——日帝打倒、臨時革命政府樹立の旗高く、五大基軸を最前線で闘いぬけ

### 今秋闘争の情勢と我々の任務

今秋闘争をとりまく國際階級情勢は、まず第一に、民族解放闘争の基本的前進と、國際共産主義運動の再編である。インドシナ情勢の革命的發展は、いかにも及ばず、朝鮮半島に於いても、事態は急速に前進している。7・4朝鮮南北共同声明—共和国のWHO加盟—6・28金日成首相の高麗連邦共和国による国連加盟に至る過程は、米帝国主義のニクソン・ドクトリンによる侵略反革命を最大のテコとした朴独裁政権に対して、南朝鮮に於いて新らな運動が開始されようとしているのに対応したものである。

そして、「十月維新」体制（膨大なスペイ網と軍部を軸とした反革命独裁体制）に対する闘争は、金大中事件で明確になった如く、在米、在日朝鮮人にあつては明確な政治潮流として登場している。

また「韓国」に於ける日帝の侵略と朴の「売國的」政策によって、経済は完全に破綻し、潜在的大衆の不満は極点にまで達している。

以上のよう、民族解放闘争の基本的前進は、國際共産主義運動を永きにわかつて反革命的に支配・抑圧してきたソ連社帝との国際

的対立を実践的内容的に獲ちとりつつ存在していることを見抜き

今こそ、我々は民族解放闘争と固く連帶して、社会帝国主義と闘い抜き、また、反スタ派の反革命（革マル）や浮動を粉碎し、國際革命運動再編の主体的翼へと日本革命的左派を飛躍させねばならない。

第二に、アメリカ帝国主義が、世界支配体系の重要な一環を打ちこわされ、又、経済的危機の深化によって引き起こされている帝国主義の国際的・総体的な支配の危機と再編である。

アメリカ帝国主義は、七十年代戦略—ニクソン・ドクトリン路線において、（第一）に、ソ連社帝による國際共産主義運動への武装反革的支配・抑圧を前提条件にした“協力的共存”関係の発展、（第二）に、安保—NATO体制の再編・強化——この体制下で相対的に力量を回復してきた日帝・西独帝との同盟関係の強化を通じた、カイライ政権の政治的・軍事的強化（“肩があり”政策）を基本柱にしてきた。

更に、第二の安保—NATO体制の再編・強化——各国カイライ政権の政治的・軍事的強化は、今日、いわゆる“新大西洋憲章”として、新しい“装いをこらして登場している。だが、現在の帝国主義の危機は、以上のような経済的危機や、また、このような危機によつて、まさに“強制された最前線”としての民族解放闘争を中心とする國際階級闘争が昂揚し、激化している事、即ち、現在の情勢が端緒的ではあれ、ただ革命によつてしか解放できないという所に現下の危機の深刻さがある。

日本独占は安価な労働力を利用し、又国家援助から最大限の利潤を引き出し、「援助」によって設立された南朝鮮の企業は、ただ、日帝と一握りの朴側近を肥えさせ、その三割から五割が倒産している。即ち、日本独占と朴政権が搾れるだけの利益を引き出した

あとは用なしとしているのであり、そのため「韓国」経済は完全な破綻と労働者・人民の失業、半失業の圧倒的増大、また、農業の危機を生み出している。朴の「十月維新」体制は、まさに、かかる状態と、他方でのベトナム「停戦」以降の朝鮮民主主義人民共和国の「南北統一」呼びかけに対して、ただスペイ網と独裁体制によつてのみしか乗り切れないことを表示するものである。このような日帝の侵略と朴体制は、在日朝鮮人の運動を新たな段階に移行させずにおかない。金大中氏や民団民主派の動きは、その事をはつきりと示している。

我々は、今秋闘争を、かかる“政治的動乱”を一層激化・発展させ、日本における共産主義運動・労働運動において、日共・革マル派の排外主義への転化と最も断固として闘いぬく革命的組織・政治潮流の強化を闘いとするものとして最先頭で闘わねばならない。

当面する任務は、「日帝のアジア侵略反革命——他民族抑圧粉碎／、安保（沖縄「返還」協定）粉碎・日帝打倒・臨時革命政府樹立／」の旗の下、「五大課題」を政治的一組織的総力戦として闘いきることである。

日本帝国主義は、8・1日米共同声明において、まず第一に、七〇年安保—五・一五体制が、日米帝のアジアの支配の「安定的基礎」強化・発展させることを宣言していること。

第二に、“インドシナ復興援助”的名目の下で、日帝が、アメリカ帝国主義の世界支配への一環を、直接的に担うことによつて、アジア侵略の先兵として民族解放闘争に対する侵略反革命により一層直接乗りだしつつあること。

第三に、日—「韓」—「台」反革命体制の繼續・強化をうちだし、総じて、アメリカ帝国主義との侵略反革命同盟の再編・強化を基本

的、第一義的課題としてうちだしつつ、七〇年安保一五・一五体制として確立した侵略帝国主義としての政治的・経済的・軍事的性格を全面化させた点（例えば、天皇・ニクソンの相互訪問）で重大である。

七〇年安保一五・一五体制の現実的・実践的性格は、この八・一日米共同声明によってまったく明らかである。即ち、日本帝国主義は、朝鮮半島・インドンガ半島への侵略反革命軍事行動に直接的に乗りだすこともあるて、アジアにおける「権力中枢」としての位置をうち固めることである。そして同時に、支配形態の転化—階級支配の再編拡大・排外主義の積極的育成等として、国内での反革命攻撃による侵略反革命戦争遂行体制への人民総動員態勢として現実化しているのだ。

以上の如き日帝のアジア侵略反革命の急激な展開は、他方において、日本労働者人民に対する他民族抑圧・民族排外主義の先兵に仕立てあげる策動をはかると同時に諸階級・層に対する徹底した差別分断支配を推し進める事により、その官僚的警察的独裁体制をほしいままにしている。

このような中において、日本労働者階級の闘いは、権力との激しい攻防としてシ烈な反撃を開始している。在日朝鮮人民の文字通り死を賭した闘いが、「金大中氏」事件を契機として増え激化しているし、更には、同対審完全実施、狹山差別裁判糾弾闘争を軸とした部落解放闘争の進展、そして荒木裁判闘争をはじめとした「障害者」解放

の闘いが、「同化」、利用、隔離、抹殺攻撃に対する根底的な告発糾弾闘争として非妥協な闘いが開始されている。

このように帝国主義の排外主義攻撃と、プロレタリア国際主義をめぐる激しい攻防の真只中において、日本労働者階級は、その基幹部において、73春闘の一一大昂揚をもって、その革命的エネルギーを爆発させた。

この間の73春闘に対するスト処分は、史上空前の規模に達し、横須賀空母母港化攻撃は、以上の8／1日米共同声明——70年安保一五・15体制の飛躍的強化の環として存在している。今日までに、第一に、乗員家族一、〇〇〇世帯のうち、四〇〇世帯の移駐として、第二に、船舶用燃料基地（箱崎貯油施設）、ジェット燃料基地（小柴貯油施設）の改修・拡充等に見られる空母への燃料給油のための施設の整備・拡充として、第三に、厚木基地（空母の艦載機の発着地）の新計器飛行誘導施設の建設、第四に、第七艦隊第七二機動部隊司令部（哨戒・索敵任務をもつ）の沖縄（ナハ）・横浜（上瀬谷）への移駐等々として既に現実化していることを我々は阻止闘争の重大な決意を新たにして確認しなければならない。

更に、このような、日帝の朝鮮への侵略と一体となつた日帝の入管体制の強化攻撃も、在日朝鮮人の經濟的・民主的民族的権利を奪い取り、また、南北分断を固定化させ、朴政権の承認を強制し、更に、日本プロレタリア内部に排外主義を持ち込むものとしてある。

この入管体制強化の攻撃も在日朝鮮人の闘争をもたらさずにはおかなかつた。

そして朝鮮労働党の最近の「高麗連邦共和国」の提起にいたる五回大会以降の提起は、このような、現実の運動との革命的結合をめざしているものである。  
我々は、この間明らかにしてきた如く、日本共産主義・労働運動の敗北による日帝の朝鮮侵略への加担、在日朝鮮人の「在日」の重みをふまえ、総力を上げて、日帝の朝鮮再侵略・入管体制の強化を粉碎し、朝鮮プロレタリア・人民との革命的結合をめざさねばならない。

第三の課題は、十一月二十七日に再開される公判闘争を「総力戦」として取り組み、決定的段階をむかえた狭山差別裁判糾弾闘争勝利の闘いを断固として闘いとり、完全に勝利することである。

反動的な訴訟指揮を発動し、最後の最後まで検察側に歩調を合わせてきた井波の後をうけた寺尾は、検察側との更なるゆきを重ね、これまでの権力の失墜を一挙的に結着すけようとしていることはすでに明らかである。最高裁における労働三争議の逆転判決や刑法改「正」一保安処分新設にみられる司法の反動化のなかで、寺尾は東

大暗黒裁判を遂行し、実刑を言い放ってきたし、この狹山差別裁判にあたっても、自らの手の下に「階級裁判」をなしきらんとする人々ならぬ決意が込められている。

日帝の国内における労働者人民への矛盾の転化は、かえつてそれに対する反抗の増大をもたらし、その勢いは、いまや爆発する寸前までにきている。それゆえに、一切の権力の失墜は許されず、その政治的威信をかけた暴挙がいつそ差別分断支配への屈服（部落||悪の巣窟）を強いてくるのである。狹山差別裁判の捜査・逮捕・取り調べ・審理・判決を貫く一切の差別性を寺尾・検察側はあらゆる手段をもって陰蔽し、機動隊を使ってまでも闘争の圧殺をおしはかることはまちがいない。

そして他方、権力の支配はより巧妙な形で進行している。同対審答申完全実施、狹山差別裁判糾弾闘争を二大軸としたこの間の部落解放運動の発展に対しては、社会政策としてのアメを与えるながら、それを利用して、いつそう部落差別を煽動し組織化せんとしていることを、この間の融和主義の育成、逆差別の流布のなかにみてとらねばならない。戦前、戦後を貫く闘争の発展に呼応した権力の融和主義攻撃の転換を見るならば、このことは明らかである。

狹山差別裁判はこういった巧妙な権力の階級支配のその露骨な本性を露わにした「差別裁判」「政治裁判」であり、なにがなんでもこのことの合意をとりつけ、一切の人民へのそれへの屈服を強要する、この七〇年代攻防をめぐる「階級裁判」として、今こうした日

帝ブルジョアジーの今秋期における労働者人民のその立場を問うものとして進行しているのである。

われわれは、井波にかわって新たに登場した寺尾体制の下で再開されるこの公判闘争において、六通の鑑定書の証拠採用と、すべての鑑定証人を採用、審理させ、警察・検察側の隠しもついているすべての証拠書類と物証を弁護団に開示させねばならない。このことを通して石川一雄氏が無実であることを寺尾に認めさせ、早期結審死刑判決をもくろむ寺尾体制を粉碎することである。十一月二十日に再開される公判闘争に全国の労働者・学生・市民が結集し、狹山差別裁判取り消し、無実の石川一雄氏を即時釈放するために、東京高裁を糾弾の炎で包囲しなければならない。

第四の課題は、小選挙区制――諸反動法粉碎闘争の継続・発展である。既に、我々が明らかにしたように、小選挙区制と諸反動法は全く一体のものとして日帝によつて攻撃をかけられている。即ちそれは、個々の反動法案の反人民性にとどまらず、その基本的性格は日帝による階級的・政治的支配の再編・統治形態の転換の一環を構成していることである。

日本帝国主義は、戦後ヤルタ・ジュネーブ体制の崩壊的動搖の本格化という現局面に於いて、にも拘らずアメリカ帝国主義がこれに代る「新たな」支配体制を築き得ないという根底的動搖||体制的危機をもろに受けつつ、破綻した戦後議会制支配から侵略・反革命戦争遂行体制の強化を遂行するものとして田中を登場させ、一方で、

官僚的・警察的独裁を徹底して強化し、労働者階級人民の背骨（革命的非合法組織）と闘争を打倒・解体し、他方では、これへの小ブルの日和見主義（合法主義・議会主義）を排外主義へと積極的に育成し、プロレタリア人民の差別・分断（政治）支配の強化を、その政治的、階級的責務を課しているのである。

小選挙区制・諸反動法をめぐる情勢は、次の、政府――支配形態をめぐって煮つまり、全ての諸階級・諸階層が自らの政治的（階級的）利害の直接的表現を求めて流動・分解し、「政治的動乱」の時代を規定している。

我々は、官僚的・警察的独裁の強化とその政治的性格と断固として闘い、安保粉碎・日帝打倒・臨時革命政府樹立の下への政治勢力の結集と、非合法組織（全党的軍事組織化）の建設をかちとり、大會戦へ向けた準備を徹底してやり抜かなければならぬ。かかる闘争として、我々は、小選挙区制・諸反動法粉碎闘争の継続・発展をかちとつていかなければならない。

第五の課題は、三里塚闘争の永続的発展・全国的拡大に向けて、五月強制測量阻止闘争の成果を打ち固めつつ、更なる進撃を克ち取る闘いである。

農民の闘争は、現在の農業危機の中で、常東農民運動を最後とする戦後の沈滯を克服して復活しつつある。一部の先進的人々が言うように、農地改革による「自立した」農民の地域住民闘争としての形態をとりながらも、その基底に現在の農民層分解による階級的原

則が貫徹した形で昂揚が形成されつつあり、労働者階級との結合による政治闘争としての展開によつて、日帝の「安保・5・15体制」への最先頭の革命勢力として登場し得ることは三里塚農民が見事に体現しているのである。

とりわけ、日帝・田中政府の陣頭指揮の下、今月の初めに提出された、敵の「四月開港・十一月鉄塔撤去」政策を再々度、破産に陥し込む事を中軸に、九月決戦公判闘争、パイプライン埋設粉碎、第二期工事区域強制収容阻止、弾圧粉碎の闘争を強化させていかなければならない。

以上のような、日帝の侵略反革命・他民族抑圧・統治形態の転換の諸攻撃と、それに対するプロレタリア人民の昂揚を、社会帝国主義者をはじめとする一部の排外主義、日和見主義者とのシ烈な党派闘争を通して、「帝国主義打倒・社会帝国主義の武装反革命粉碎」「安保粉碎（沖縄「返還」協定粉碎）」――日帝打倒・臨時革命政府樹立の旗のもとに結集し、開始されつつある帝国主義の危機をプロレタリア独裁樹立へと転化しなければならない。

我々は、横須賀、日韓・閑僚會議、狹山、小選挙区・全反動立法、三里塚の五大課題を総力戦・総決起で應え切り、70年代中期階級闘争の圧倒的昂揚をかちとらねばならない。

# 狹山差別裁判糾弾闘争勝利に向けて

「役人の思い上がりは言うに及ばず、それをとがめる事もできないでいる多数のふ抜けた国民に眼先の事にまどわされないで、どうか眼を覚まして下さい、と叫ばずには居れません。人間の持つてゐる一番醜い面が『差別する』という心の歪みであることは今更言うまでもない事ながら、その『差別する』心をいやしくも公儀であるべき警察官をはじめとする裁判官に至るまでの役人が、未だ旧態依然として持つてゐるということを何故国民は問題としないのでしようか。それが、例えは、自分自身の身にかかる事のない事だからだろうか。」（部落解放同盟中央本部編『狹山差別裁判』第一集より）

三年前、獄中から全人民に對してこの糾弾を発したときには、すでに部落青年石川一雄氏は、七年間の屈辱と絶望の独房の生活を強いられてきていたのであり、一人孤絶の鬪いを続けていたこと、そして現在に至るまでもなお、石川氏を権力の手に奪われたままであるということ、この現実に立つて、石川一雄氏の糾弾に応え切つていくことが一切の出発点である。支配階級によつて経済的・社会的貧困と零落の底におとしこめられ、権力によつて身分的差別と抑圧・迫害を集中されてきた部落大衆の屈辱と悲惨を一身に受け、無実でありながら「死刑」判決をうけ、十年になんなんとする獄中生活を強いられている石川氏の筆舌につくしえぬ苦しみと憤りを、全身全靈をもつて受けとめ、冷酷無比の権力の手から石川氏を奪い返すために鬪うことが、唯一、かれの糾弾に応える道である。それが、ただ一人、孤立無援の独房の中から、巨大な国家権力の重圧に抗して無実を叫んで立上った石川氏に応える道である。

## (1) 狹山差別裁判とは何か

「中田善枝さん殺害事件」とは

部落青年石川一雄氏は無実である。これは、死刑という極刑を課せられた最大のエン罪事件であるが、しかし単なるエン罪として把えられる事は全くの誤まりであり、警察・司法権力による部落差別・抑圧攻撃にその本質がある。石川一雄氏に対するエン罪・死刑判決は三百万部落大衆に対する攻撃であるといふこの一点を欠かせてはこの差別裁判糾弾闘争の完全な勝利をかちとることはできない。

一九六三年五月一日、埼玉県狹山市川越高校入間川分校に入学したばかりの中田善枝さんが行方不明になり、その夜七時三〇分過ぎに、中田家に善枝さんの自転車と脅迫状が届いた。翌二日の夜から

三日にかけて、狹山署員四〇人が脅迫状の指定場所佐野屋付近に張り込むが、現われた犯人をとりにがす。四日、善枝さんが死体となつて発見される。そして五月二三日、部落青年石川一雄氏が別件で不當逮捕され、一ヶ月にわたる善枝さん殺しの自白を強要する取調べ・精神的肉体的な拷問を受け、ついに六月二三日に、石川氏はウソの「自白」をさせられたのである。この一ヶ月の間に、警察・検察

察院は、ありとあらゆる策略を使って、石川氏を責めると共に、差

別キャンペーンをはりめぐらした。

六月四日には、部落大衆である東島明、石田一義両氏を別件で逮捕し善枝さん殺しで追求し、「部落民ならばどんな悪いこともやりかねない。だからその人権をとり上げる必要はない」といった部落差別を煽り、それを利用して、石川氏らの不当拘留を陰蔽し、のみならず、「石川氏||クロ」の予断と偏見を強化していくのである。こうして六月二三日にウソの「自白」を得るや、事件のデッчи上げに奔走し、七月九日に善枝さん殺し事件で起訴、九月から始まった第一審公判は、わずか六ヶ月で終り、翌年三月十一日、内田裁判長によつて死刑判決がなされたのである。六四年九月十日から始まった第二審公判の冒頭、弁護団の控訴趣意書が読み終えられた直後に石川一雄氏は、善枝さん殺しを否認、新たな鬭いへと一人で踏み出したのである。

石川氏の無実を明示する「新鑑定書」

こうした経過と裁判の過程の中で、石川一雄氏の無実は全く明らかである。まず何よりも、別件による不當逮捕後の一ヶ月間、拷問・脅迫・ペテンなどの取調べに對して、無実を主張し続けて鬭い、更に、第二審以降の獄中闘争が、石川氏の無実を鮮明にしている。そして、法廷闘争の中で、いまや次々に警察・検事によるデッチ上げが証明されている。

① 法廷に提出された警察調書・検察調書はほんの一部で、検察

側は自分に都合の悪いものは隠しているのであるが、その提出された調書だけでも誘導によるウソの「自白」であることが明らかである。

調書作成日付なども全くのたらめであり、警察調書に添付された地図の筆圧痕は、何よりも誘導と強制の事実を物語っている。

②「自白」に基いて発見されたとされている物証、とくにカバン時計、万年筆は、全く警察による証拠のネツ造である。カバンについては、「一見革製に見えるチャック付のカバン」という善枝さん

の父親の証言であるにも拘らず、発見されたのは「革製」であり、このカバンがニセ物であることは明瞭である。このことは、「自白」とカバン発見場所の客観的状況との矛盾によつても明らかである。

時計についても、その発見状況が全く人為的であるのみならず、当初発表された側番号と違つてある点で明らかにニセ物である。更に万年筆の発見に至つては、三度も念入りに家宅捜査された後で、しかも兄石川六造氏の証言によると、二回目の捜査で搜索すみの勝手

口のかもいの上から万年筆がでてきたというのだから、警察の証拠の工作は明らかである。このように、「自白」によって発見されたとされている三つの物証は、警察の工作に合わせて「自白」を誘導したものに他ならない。そして、これらの物証を含めて、一切の証拠物から石川氏の指紋は全く発見されていないのである。

③死体発見の際の「実況見分調書」に記された客観的状況、物証は、この犯行の性格をもつともよく示すものであるが、これが石川氏の「自白」と著しくいちがつており、客観的事実としての死

体を埋めた状況を説明していないことは、「自白」のでっち上げを何よりもよく示すものである。死体発見現場にあつた玉石・棍棒、茶の葉、ビニール布、死体の首と両足を縛つていた「ひっこし様」の細引紐といった重要な物証について、それが何を意味するかについては「自白」では説明されていない。そしてこれらは裁判では、きわめて作為的に無視されている。また、一審判決で述べられている犯行の経過は、客観的事実から示される事態と大きく違つており、けつして判決が言うように、偶然会つた一人の男が誘拐・強姦して殺害し、死体を芋穴に逆さ吊りして放置した後に、農道のところをほつて埋めたといった犯行の経過をたどつたものではないことは、死体の死斑・残土処理などから客観的に証明されている。昨年七月の第六四回公判で弁護団から提出された「新鑑定書」は、「自白」がデッチ上げであることを暴露するものとして決定的である。

例えば、実況見分調書記載の「玉石及び棍棒」は、鑑定によれば当該地方の墓制制度と関係をもち、「玉石」は墓石の墓制から由来し、「棍棒」は葬送習俗と関連をもつものであることは明らかであるが、石川一雄氏の部落の墓制・習俗とは異なるのであって、犯人ではない石川氏の知らないことを「自白」することができなかつた

のは当然であり、この「玉石・棍棒」だけをとつてみても、「自白」のデッチ上げは明瞭である。更に、「死斑」に関する鑑定は、死後の逆さ吊りにした形跡は一切認められないことを断言しており、「残

土」については、「自白」に述べられた残土処理の方法では処理しきれないことを客観的に示しており、「自白」のデッチ上げを物語るものである。

④脅迫文についての三通の鑑定書は、その文章構成能力、読み書き能力、筆跡について、上申書起草者たる石川氏の起草したものでないことを論証している。脅迫文を起草した犯人の偽装にも拘らず、犯人は、かなり高度な文学能力をもつ人間であることを自ら暴露しているのであり、どれほど強引にこじつけようとも、脅迫文を書いたのが石川氏であるということは決して言いえないほど違いは明白なのである。以上のように「自白」のデッチ上げは、その客観的事実との矛盾によつてまったく明らかであり、どれ一つをとつても、石川氏の無実を証明するものである。

更に、⑤五月一日及び二日夜についての石川氏のアリバイははつきりしている。例えば、「二人の農民の証言によつて、「自白」に言われている「犯行時刻」に、石川氏と善枝さんが通つたはずの道の両側で畠仕事をしていた人が、二人の姿を見かけなかつたと断言していることからしても、犯行現場とされている場所に石川氏がいなかつたことは証明されるのである。

そして ⑥カバン・時計・万年筆についての兄中田健治、姉中田登美恵の証言は明らかに偽証であり、それ以外にも、五月一日夜中田家をたずねた男が石川氏であると証言した内田夫婦に対する警

察の偽証工作は、第二審で明るみに出されている。このことは、「自白」のデッチ上げを隠蔽するための警察・検察一体となつた偽証、更にそれを補助する裁判長・訴訟指揮など、権力が絶がかりで「自白」のデッチ上げの隠蔽を策し、無実の石川氏を死刑に追いこもうとしていることを物語ついている。

これまでの明白な証拠・論証によつて、そのどれか一つだけをとつたとしても、石川氏の無実は疑問の余地はないのであり、権力のデッチ上げという憎むべき犯罪行為を白日の下にさらしているのである。

無実の石川一雄氏を十年間も獄中に閉じこめ、永遠に戻ることのない青春を奪い去り、あまつさえ、石川氏を肉体的に抹殺せんとするこの事件の発端から第二審に至るまでの全過程は、まさに徹頭徹尾、部落差別に貫ぬかれたものである。それは、決して単なるエンゲージメントではなく、部落差別・抑圧攻撃・三百万部落大衆への迫害、プロレタリア人民への差別への屈服の強要と分断支配の強化であつて、まさしく「差別裁判」であるということに本質がある。この差別裁判を糾弾し、権力の差別支配を暴露する闘いには、無実の石川氏を奪い返すことはできない。

だから「デッチ上げの背景には部落に対する偏見があつたことは推測はできても科学的に立証されていない」などと権力の露骨な差別攻撃に対して闘いを放棄し、あたかも法廷内で権力の差別性を「科学的に立証できるかのように考えるのは、まさに権力への屈服であり、

ここから「差別裁判糾弾」などではなく、単なるエン罪事件として

りつけたのである。

「無罪」を要求する運動にとどめるべきだといった日共の反動的な主張が出てくるのである。こうした立場と同一の「控訴趣意書」と、石川氏の闘いを裏切り、孤立させてきた差別への屈服であり、時折放する闘いの戦列をうち固める中で、こうした差別者集団は共を粉碎しないいかねばならない。

### 狹山差別裁判の「差別性」とは何か

狹山事件における権力の差別性は、次の諸点に鮮明である。

①五月四日、善枝さんの死体を発見後、まず堀兼地区への見込み捜査を行ない、その反対から堀兼地区住民の間に、「あんなことをするのはへよそ者しかいない」というへよそ者▽部落大衆への予断と差別的偏見を呼びました。そして九日以降、部落に対する集中見込捜査を開始、毎日新聞をはじめ地方新聞の差別記事により差別的偏見と予断を煽りたて、犯人が「部落民らしい」とおわせたのである。また、十日には堀兼地区婦人会が、態度を一変して、警察への協力を申し出るといった露骨な差別行動を行なった。

そしてさらに重要なことは、この見込捜査が石田豚屋に入りする部落大衆をはじめとする三つの部落三百軒から百名を任意同行し三十名におよぶ部落大衆を別件逮捕し、その中から「犯人」をねつ造する一方、いつさいのマスコミを買収して差別キャンペーンをはもつとも悪どい権力者の差別・迫害があつた。

第二に、顔見知りの関巡回部長が、何かと石川氏に世話をやき、孤独の中でもわらにもすがりたい石川氏を巧みに誘導したこと。

石川一雄氏は、六月二三日にウソの「自白」を強要される。ここにこの事件の部落差別の集中的表現がある。このウソの「自白」には第一に、長谷部警視の「自供したら十年で出してやる」という嘘の約束を信じたこと。部落差別によって、貧困な家庭に育ち、小学校五年で学校をやめて以降、子守りなど職を転々としながら働いてきた石川氏の社会的無知を長谷部はきわめて巧妙に利用するという、

第三に、石川氏の弁護士不信である。これには、司法手続き上の手ちがいを長谷部に利用され、弁護士不信に陥ったという側面はあるにしても、むしろ決定的な問題は、弁護団の方に、「社会意識と

②およそ逮捕理由にもならぬ容疑で、部落青年石川一雄氏を別件逮捕。警察の一方的情報で、「石川□クロ」とをおわせる惡意ある報道によって、ほとんど別件逮捕・不当拘留という石川氏の政治的権利の剥奪については、疑問をさしはさむことすらしないという、徹底した差別キャンペーんに埋もれたのである。この五月二三日からの一ヶ月の取調べは、ただ自供をとるために、拷問・ペテン・恫喝など、およそ石川氏の基本的人権など一顧もされない状態で行なわれた。

マスコミを中心とした差別キャンペーんの防壁の中で、警察官は「部落□悪の巣」といった強固な差別的偏見をもって、「石川□クロ」という確信を「自白」によって裏付けようとしたのであるが、驚くべきことに、この間、犯人と石川氏を結びつける証拠は何一つなく、ただ、彼が石田豚屋に入りする部落大衆で、血液型が犯人と同じB型であるということ、五月一日のアリバイがはつきりしないといつたことでしかなかつた権力の暴力機構の末端における警察官の部落大衆への予断と偏見は、この石川氏に限らず、見込捜査、不当逮捕、暴行、結婚差別に差別者の側に加担しての暴力的介入、あるいは糾弾闘争を「犯罪」視して、不當に介入等々、無数といつてよいほどある。むしろ「何か問題がおこつたらまず部落に目をつける」といったことが常態化しているといつてよいのであり、これは、まさに権力機構そのものの差別性からして必然のことなのであ

しての差別観念」があり、そのため事柄の本質を部落問題として抱えることができなかつたという点にある。何故なら、ここにこそ石川氏が第一審を通じてウソの「自白」を維持し続けた根本的な問題があるのであり、このことは、第二審に向けた「控訴趣意書」によつて明白に露呈したのである。

このように、まさしく石川氏のウソの「自白」と第一審での維持にこそ、部落差別の現実の重圧があるのであり、石川氏の闘いに学び連帶するわれわれの闘いの原点があることを確認しておかねばならないのだ。

④この警察権力と一体となつた司法権力・検察庁・裁判官は、まさに国家権力の威信をかけて、部落差別・抑圧・迫害の頂点を形成つてゐる。第一審検事論告、及びほとんどそれをそのまま受け容れ、わずか六ヶ月の超スピードで死刑判決を下した内田判決は、数百年の歴史の中で権力者どもによって迫害と犠牲を強いられてきた部落の歴史を一点に凝縮した三百万部落大衆への公然たる抹殺宣言である。だが、その迫害と困難の中から自ら立ち上がり闘つてきた部落民の歴史もまた、石川一雄氏の中に流れていることに、権力者どもは気が付かなかつたのである。

狹山差別裁判はまさに「差別裁判」であり、労働者人民にこの差別を許容し、屈服することを強制せんとする権力による「階級裁判」であり、日本帝国主義の危機の深化の中で、アジア侵略反革命に向けての国内権力再編、官僚的警察的独裁体制を確立せんとする反革

命的な政治的企図のために、無実の一部落青年の生命を「いけにえ」にせんとする「政治裁判」である。

## (2) 狹山差別裁判糾弾闘争の現段階

現在、十年の獄中生活を闘い抜いている石川氏の闘いに応えて、部落解放同盟を中心とした石川一雄氏即時釈放の闘いは、東京高裁井波裁判長のどす黒い死刑判決策動をうち砕き、更に一步勝利への前進をかちとつてきている。だが、「全国六千部落三百万の兄弟姉妹の共通の運命を示してある狭山差別裁判にたいして、わが同盟の取り組みは当初不十分であった」という自己批判に示されるように一九七〇年に至るまで部落解放同盟のこの差別裁判糾弾の闘いはきわめて大きく立ち遅れており、われわれもまたそれ以上に大きく立ち遅れていたのである。そして実質的には石川氏の孤立した闘いとして放置されて来ざるをえなかつたのである。こうした中で、六九年十一月、五人の青年による浦和地裁占拠闘争は、実力でもつて権力を糾弾し、石川氏の闘いに連帶することによつて、この狭山差別裁判糾弾闘争が権力との非妥協の闘いであることを示した。

七〇年三月、部落解放同盟第二五回全国大会で「狭山差別裁判糾弾、無実の石川青年奪還」の決議がなされて以降、「狭山差別裁判糾弾要綱」の決定、一カ月に及ぶ狭山差別裁判反対の全国行動隊の

行進と、解放同盟の組織あげての糾弾闘争の展開により、この差別裁判の本質が大衆的に明らかにされ、七一年以降、法廷内外の正義を求め、権力の差別攻撃を糾弾する闘いは、権力の忠実な番犬・司法官僚井波を追いつめたのである。

差別者井波は、一貫してクロの立場に立ち、ただ第一審の内田

くりあげるためだけに審理を進めるといった、露骨な権力意識をふりまわしてきた。一昨年十一月、「七二年春に結審、十一月退官までに判決」という審理打切り、死刑判決の策謀を露呈し、つきつぎに明らかにされる無実の証拠を握りつぶし、しゃにむに結審を急いでいる。だが、法廷の内外を埋める万余の正義の闘いの前に、二月結審を断念させられ、七月第六四回公判における六通の新鑑定書の提出によつて井波体制は大きく動搖した。そしてついに、九月結審策動も打ち砕かれ、退官前に判決を下そうとした井波の意図は最終的に葬り去られたのであり、今や闘いは新たな段階に突入した。東大暗黒裁判を自らの手で遂行し、実刑判決を下そうとした寺尾の登場は、一方で社会排外主義を育成し煽り立て、他方で闘う人民を徹底して弾圧し抑制するという日本帝国主義国家権力の性格を、一層明確に狭山差別裁判に刻印するものであり、われわれは、この権力の政治的・階級的意図を暴き出し、権力の差別性を徹底して糾弾し、法廷の内と外を糾弾の炎で埋めつくし、もつて石川一雄氏を断固として権力の手から奪い返さねばならない。

狹山差別裁判糾弾闘争のこうした現段階を更に勝利的に前進させるために、三百万部落大衆と共に全力で闘い抜くという新たな決意をかためると同時に、これまでのわれわれの取組みの不十分さを卒直に自己批判しなければならない。狭山差別裁判糾弾闘争への不十分な取組みに示される部落解放運動に対する軽視は、革命的左翼の根深い思想的脆弱性に根拠をもつものであり、このことは、われわれの陣営から悪質な差別者樺嶋弁護士を生み出さざるを得なかつたことに現われている。従つて無実の石川一雄氏を死刑におい込まれるとする権力の策謀を打ち砕き、その差別攻撃を徹底的に弾劾し、石川氏を権力の手から奪い返す闘いは、差別者樺嶋の糾弾と一個二重の闘いであり、同時に、わが内に根深い思想的脆弱性の根拠をえぐり出し、克服する困難な自己変革の闘いでもある。まさに、われわれの自己批判は実践的に貫徹されねばならないのである。

## (3) 部落差別攻撃の強化は日帝のアジア侵略

反革命官僚的警察的独裁体制の要である

昨年十一月の井波退官によつて新たな段階を迎えた狭山差別裁判糾弾の闘いは、現下の階級情勢の中では、日帝の危機と直接に結びついているだけに、井波体制よりも政治的・階級的な攻撃がかけられてくることは必至である。いうまでもなく、新たに登場した寺尾は、六九年の東大暗黒裁判を自らの手で遂行し、実刑判決を下した

この部落差別の階級的・政治的性格は、明治以降現代に至るまでまったく変わらぬ本質である。部落差別のこうした階級的本質からするならば、階級支配の道具たる国家権力は、その官僚的・警察的・軍事的権力機構を通じて、行政的にも暴力的にも、階級支配の要である。この部落差別の階級的・政治的性格は、明治以降現代に至るまで身分的差別の維持・拡大・強化はまさにその横杆を為すのである。だから国家権力機構は、頭の先から爪先まで、まさに差別の権化であり差別の元凶であり、部落差別を機能させる動力機械であつて、その末端機関における差別は決して偶然的なものではなく、権力そ

のものの差別性に帰因するのである。

ここから、ブルジョア独裁としての日本帝国主義体制の経済的土台と支配機構の動脈管、すなわち、独占大企業及び公企業からの部落大衆の排除、中央から地方末端に至る行政的・警察的な支配中枢神經組織からの排除が、その実態的な差別構造の基礎にすえられるのである。ブルジョア階級支配の基礎にあるこうした差別的権力構造が、部落大衆を資本的生産の運動の生みだす必然的結果たる相対的過剰人口の最底辺に固定化することによって、部落差別を資本主義そのものの中に根拠づけ、よつてもつて部落差別を階級支配の横杆となすのである。

明治以来の構造的脆弱性をもつた日本資本主義は、その発展の原動力を国内労働者農民の極度の搾取・収奪におきつつ、不斷に侵略帝國主義として中・朝・アジア諸国への侵略によつて膨張し延命してきた。外に向かつては労働者人民を侵略へと動員することによつて民族差別に屈服させ、内に向かつては、部落差別に屈服させ、軍事的警察的天皇制の專制的権力機構によつて統括してきたのである。こうした日本プロレタリア人民の屈服と戦後革命期における敗北の結果、まさに、現代日本帝国主義の本格的な侵略反革命への乗り出した段階において、ブルジョア階級支配の差別的権力構造に対し打ちかつか否かが、日本プロレタリア人民の闘いの緊要の課題となるのであり、民族差別と部落差別（政治的には社会排外主義）との闘いが、根底的な条件となつてゐるのである。

こと。このことは、IMF国際通貨体制（ドル支配体制）の崩壊として、一層帝國主義間同士の競争と対立の激化をもたらし、アメリカ国内をはじめとするあらゆる先進国内部で階級闘争の昂揚が現われたことである。

第二に、同じ世界体制の危機はアメリカ帝國主義によつて克服させられ、社会帝國主義へと転化したソ連との平和共存体制が根底から動搖し、深まる民族解放闘争の前進の中で、アジア民族解放戦争の大後方としての中共とソ連・社帝との対立がより鮮明となり、國際階級闘争の潮流的分解が進んだことである。

第三には、米帝の世界戦略の下で独自に復興を遂げてきた日本帝國主義が、五五年以降、高度成長とは名ばかりの強搾取・強収奪をもつて低賃金労働を基礎とした巨大な生産の集積と集中をはかり、三菱・三井・住友の三大独占を中心とした金融寡頭支配の確立によつて、東南アジアへの直接的な経済進出・軍事援助を強めたことである。とくに六五年の日韓条約によつて、米日「韓」台の反革命軍事同盟を再編し、直接に東南アジアへの侵略反革命の乗りだしを開始すると共に、この六五年を転機として、これまでの商品輸出にとつて代わつて資本輸出が前面に躍りだし、これを背後から保障するための自衛隊の強化が、三次防・四次防としてうちたてられたことに明瞭に示されている。

全島の約十五%が基地である沖縄では、B52の飛来しない時はなく、また核の残存や毒ガスの貯蔵にみられるように、前線基地として

こうした条件の下で狹山差別裁判を迎えるとき、まさしく、その全過程に牢固として、戦後民主主義の形骸の中に隠蔽されてきた、日本帝国主義の差別的権力構造とその官僚的・警察的性格が、集約されて現われているのである。だからこそ、日本のプロレタリア人民は、自己の思想と歴史的使命を賭け、これまでの屈服と敗北を勝利にむかって総括しなくために、狹山差別裁判を徹底して糾弾し、無実の石川一雄氏を権力の手から奪い返し権力の差別分断攻撃を粉碎しつくさねばならないのである。

「水平社宣言」が発せられて以来、半世紀を経た今日の部落解放運動は、めざましく発展してきた。とりわけ六五年の「同対審」答申、六九年の「特別措置法」の制定を獲ちとつて以降の部落解放運動は、急速に前進してきている。そして、同じこの時期に、無実の石川一雄氏の生命を「いけにえ」とする三百万部落大衆に対する権力の横暴な攻撃が進行したのである。

この両者は決して別個のものではなく、六五年と六九年を転換点とする階級闘争に深く結びついていることは言うまでもない。

このことは第一に、戦後世界体制が、五〇年代末から引き続いて全面的な動揺と危機を迎へ、あの強大さを誇り世界の憲兵とうたわれたアメリカ帝國主義（六八年度の国防費は六八四億ドル）が、ベトナム人民の英雄的な民族解放闘争の前に敗北し、六八年の「北爆停止、七〇年ジャール平原における米帝とチューイライ政権の敗北等々によつて、経済的にも軍事的にも、その一元支配が崩壊した

ての機能を果してゐるのである。昨5・15沖縄「返還」以降も、アジア侵略反革命前線基地としての沖縄の位置は変わらず、いや、それどころかかえつて強化され、日本帝國主義の野望は極端に強められている。昨年十月の航空及び陸上自衛隊の上陸、「久保・カーチス協定」にもとづく六五〇〇名にものぼる大量派兵はその具体的な現われであり、また石油資本を中心とする本土資本が沖縄人民の強搾取・収奪を進め、沖縄の土地と海を略奪している。

さらには、本土大手資本（製造業）によつて、沖縄の中小零細企業は駆逐され、倒産がめだつて続出しており、また、農業も荒廃の一途にある。しかも、この沖縄を中心にして全国の基地再編をもくろむ日帝は、吳弾薬庫の毒ガス保有・相模原の米軍戦車輸送等にもみられる如く、公然と野蛮な侵略反革命体制の強化、確立をはかつてゐる。

とりわけ米第七艦隊、空母ミッドウェー号の横須賀母港化を軸とした厚木・三沢基地での艦載機の離着陸訓練は、明らかにアジアにむけた侵略反革命の具体的な現われである。また、十一月鉄塔撤去・四月開港を策す三里塚空港の建設をはじめ、新関西国際空港建設や全国新幹線網等、新全国総合開発・地域総合開発計画に基づく運輸・通信網の再編は、着々と進められている。

この日帝のアジア侵略反革命は、ベトナム人民の偉大な勝利の橋頭堡として、ベトナム「停戦協定」が締結されて以降、一段と強化されており、米帝の敗北と後退の中で、ますます反革命路線として

確立されていっていることは、日々確証されている。

第四に、こうした一連の過程は、戦後一貫して強化してきた国家暴力装置が、明らかに治安・弾圧を軸にした政治警察の強化として整備され、警察機構の中央集権化がおこはかられること。しかも同時に独占ブルジョアジーと癒着した国家高級官僚が、人民支配の体系としての官僚体系を確立し、「官僚的警察的独裁」へと自らの権力性格を強化してきたのである。こうした日帝の路線とブルジョアジー支配の強化は、何よりも国内に原材料資源をもたず、徹底して国内の労農人民を搾取・収奪し、その強蓄積をもつて列強帝國主義と植民地争奪戦（差別分断支配の強化と他民族抑圧）を繰り広げてきた日本資本主義の当初からの脆弱性に起因している。

五五年以降、さらに強化された日帝ブルジョアジーの路線は、アジアへの野蛮な侵略と、中国共産党を大後方とするアジアの革命勢力への反革命であり、彼らの唯一の延命の道は、こうした路線から必然的に生みだされる矛盾を隠蔽するために、徹底して闘う労農人民を差別分断し、暴力的に抑え込もうとする官僚的警察的独裁体制の強化のみである。そのためには恥も外聞もかなぐり捨てた彼らは支持率の極端に低下した田中政府（現在二〇%弱）の命運をかけた選挙制度改悪（「小選挙区制」）の攻撃をかけてきていていることである。また、四月二十五日の三労働事件における大法廷の逆転判決や、「筑波法案」「防衛二法」の强行採決等にみられる事態は、司法権力を巻き込んだ日帝ブルジョアジーの攻撃をいかんなく發揮して余りあ

る。また、長沼判決をいまだ不服とする司法権力と国家権力が、最終裁判決が下るまでは自衛隊を合憲とする態度を譲らないことにも端的にみてとることができる。

#### (4) 全ての労働者は狭山差別裁判糾弾闘争に決起せよ

こうした危機にたつ日帝ブルジョア権力の攻撃に対し、プロレタリア人民はどのように闘い、あるいは屈服させられてきたのだろうか。まず何よりも、高度経済成長のおこぼれに眼がくらんで貢収された上層の労働官僚と、帝国主義労働運動の育成によつて労働者階級の貧困と零落は隠蔽され、虐殺されたのであるが、この危機をもつとも敏感に把みとった学生と青年労働者の一部に依拠したかつてのわれわれの闘いは、敵権力の巧妙で陰険な攻撃をみぬくことができずに、極めて粹の狭い急進的な闘争とならざるをえない限界をもつてきた。

だが、こうしたわれわれの闘いと同じ時期（六〇年代の階級闘争）

に、部落解放運動が急速度に発展していることをみれば、部落差別・抑圧攻撃が日帝にとっては死活の問題であり、部落大衆と広汎な労働者人民に対する一体的な攻撃であることが理解できるし、またその性格も極めて明瞭である。

まず第一に、狭山差別裁判については、何よりも、数百年にわたって、時の支配階級によって差別迫害され、そのことによって犠牲を強いられてきた三百万部落大衆の苦渋に満ちた闘いの歴史を一点に凝縮し、ブルジョア階級支配における部落差別攻撃の頂点をなすところの「差別裁判」である、ということである。このことは何よりも検事論告と第一審内田判決に明瞭に表われており、司法権力の露骨な差別性を見ることができる。

同時に、日帝の危機の深化の中で、アジア侵略反革命にむけての官僚的警察的独裁体制を確立せんとする反革命的な政治的謀略に無実の一部落青年の生命を「いけにえ」にし、もつて三百万部落大衆全体を弾圧する「政治裁判」であり、さらには、高度経済成長の美名のもとに労働者人民の闘いを虐殺してきたブルジョア権力が、自らの支配の危機に直面して、その矛先をプロレタリア人民の内部に転嫁し、屈服することを強制し、あらゆる手段を使って差別を強要する「階級裁判」である。この「階級裁判」は、身分制度がつくられて以降、あいもかわらぬ時の支配形態の常トウ手段であり、部落大衆を政治的にも経済的にも「しづめ石」として支配を維持し確立してきた強權的な意図を端的にさし示している。

したがつて、この三つの性格を肝に命じて、「狭山差別裁判取消糾弾の闘いは、現下の階級情勢の中では、日帝の危機と直接に結びついているだけに、井波体制よりも政治的・階級的な攻撃がかけられることは必至である。

このことは、一九三三年の高松差別裁判において、当時の権力支配が、あまりにも暴虐であったことと考へあわせればいっそう明白である。部落出身の青年が結婚する時に、「部落民」であること

したがつて、この三つの性格を肝に命じて、「狭山差別裁判取消糾弾の闘いは、現下の階級情勢の中では、日帝の危機と直接に結びついているだけに、井波体制よりも政治的・階級的な攻撃がかけられることは必至である。

このことは、一九三三年の高松差別裁判において、当時の権力支配が、あまりにも暴虐であったことと考へあわせればいっそう明白である。部落出身の青年が結婚する時に、「部落民」であること

明らかにしなかつたとして結婚誘拐罪に問われ、懲役刑を言い渡された露骨な差別判決（「特殊部落民デアリナガラ自己ノ身分ヲ故サラニ秘シ」）というこの横暴な攻撃に対して、最後まで闘つた全国水平社は、その「闘争方針書」に、「政治的にはこの事件を起こす間接の背景となり、又直接の張本人ともなつてゐるファッショ××（支配）」「資本家・地主の政治××（支配）」として、権力の政治的意図と性格を明らかにしている。しかしながら、多くの労働者諸組織の闘いの不十分性によって、権力を最後まで追いつめるに至らなかつたことを、われわれは真摯にうけとめ、この画期的地平を築いた高松差別裁判糾弾闘争―部落解放運動の教訓を生かして、

したがつて、新たな寺尾体制のもとに再開されようとしている公

判闘争における重要な環は、警察・司法・国家権力の露骨な差別性を徹底して暴き、糾弾闘争の更なる発展を獲ちるために、六つの鑑定書の採用と、すべての鑑定証人を審理させ、警察・検察側の隠しているすべての証拠書類と物証を弁護団に開示させることである。このことを通して、石川一雄氏が無実であることを認めさせ、この差別裁判の即時取消しを獲ちたことである。

第二に、「同対審」答申は、権力にとっては、ブルジョア権力の「アメ」に他ならない。だが問題なのは、たとえ権力の意図がそうであつたとしても、それは、終局的に闘争における相互の力関係によって決まるのである。したがって、この「答申」を客観的に評価することでは不十分であり、誤りをも含んだものとなることを理解したうえで次のことを前提としなければならない。

ひとつは、部落大衆の闘いの成果であること。二つめに、現にこの「答申」の獲得とそれ以降の闘いにおいて、解放運動が飛躍的に前進してきたこと。三つめに、経済的窮乏と一切の政治的権利との生活権を奪われてきた被差別部落大衆が、その支配の最重圧の中から闘いを蓄積してきた歴史は、「高度成長」の階級的性格を、そして戦後民主主義の形骸化とその欺瞞性を、一つ一つの闘争の積み重ねを通して身をもつて把えてきたことによつて、権力の政治的意

図を容易に遂行させることを許してこなかつたし、また許していないことである。

六五年に「同和対策審議会」答申が出されたとき、この「答申」の評価をめぐつて日共が解放同盟と敵対したのは、決して彼らの「答申」における権力の意図の暴露が正しかつたか誤つっていたのかという問題では決してない。議会制民主主義の幻想をもちつづけ、それに酔いしれた彼らが、六〇年安保闘争の高揚を背影に権力の攻撃を一面的に評価したからであり、それは、彼らのいう闘いの主体が、民族民主統一戦線という、小ブルジョアジーへの依存の結果だからである。彼らこそが、権力の差別分断攻撃に屈服し、権力のまき散らす経済成長の美酒に酔いしれ、ブルジョア民主主義の欺瞞にひざまづき、自ら依つて立つべき階級性を敵に売り渡したところに、決定的な問題の根拠が存在しているのである。

このように、狭山差別裁判糾弾闘争勝利の闘いと同対審答申を完全に実施させる闘いは、部落解放運動を発展させていく上で絶対に必要な闘いである。全ての労働者人民は、自らの課題として、日常的に地域・学園でこのことを徹底させると共に、さしつけた十一月狭山再開第一回公判に全力でとりくむことを自らの任務としなければならない。この闘いをぬきに、労働者人民の闘いを語ることはできぬし、ましてやこの間、共同闘争としておし進められている部落解放運動に学び、部落解放同盟と固く連帯していくことはできないことは明らかである。

## (5) 控訴趣意書を全面撤回させ、差別者集団を日共を粉碎せよ

日共・宮本一派の部落解放運動に対する敵対と破壊策動は、「同対審」答申の評価をめぐつて現出したが、とりわけ六九年三月の矢田教育差別事件以降、いつそう顕著となつた。矢田教育差別事件においては、「同和」教育を推進すれば早く学校を出ることができない」という教師の利益を代弁するにとどまらず、その責任を「遅れた教育、社会意識の」部落大衆になすりつけ、「木下文書」の差別性をまつこうから否定したのである。こうして教育労働者の中に潜在している遅れた意識をひきだし、「同和」教育に水をさして部落解放運動に敵対し、さらに悪といふことには、糾弾にたちあがつた解放同盟を「暴力分子」なる差別キャンペーントを張りめぐらして、告訴したのである。

このように警察権力の手をかりた解放運動への分裂策動は、党利党略にもとづいてさらに激化し、昨年の吹田二中等へと拡大していった。この連綿とした教育現場における差別事件は、差別と選別の教育体制をますます強化し、教師の民主的諸権利を剥奪し、彼らを低賃金と重労働の鎖につないでいる日帝ブルジョア権力の攻撃の前に、階級的な闘いを十二分に組織しえずに分断され、文字通りに差別者にしたてあげられている多くの教師大衆を党が教育するという

立場を一切かなぐり捨てた日共の反動性をあますところなく發揮している。しかも日共は、遅れた教師大衆の意識を公然と代弁し、教師大衆を煽り、その一切の責任が部落大衆にあることをデッチあげ部落大衆を攻撃して公然たる差別者として登場したのである。

選挙前になれば必ずこのような差別キャンペーントが横行するのに、それだけのわけがある。明らかに彼らの意図は、部落大衆を攻撃しておけば多くの市民がもつてている「社会意識としての部落差別」によって、日共の見解があたかも「正しい」という方向をもつだろうという腹がそこには暗に込められているのだ。このような差別集団の急先鋒になりさがつた日共を粉碎することは、焦眉の課題であることはいうまでもない。

また、狭山差別裁判においては、日共系弁護団が作成した「控訴趣意書」を擁護し、冤罪説にもとづいて「公正裁判要求」路線という犯罪的な路線をありまいている。

すでに明らかなように、この「控訴趣意書」は、(一)「仮に、原判決のとおり、被告人の罪となるべき事実が認められたとしても、被告人に対して死刑の判決は情状の認定を誤り不當に重い刑を科すものである」として、「石川・クロ」説を訴え、量刑不当を主張していることである。

(二)さらには「本件犯行それ自体が、異常なまでに大胆であり特異である」ことを前提としたうえで、「被告人には次のような異常性行がみられる。極めて無口であること。学校を極端に嫌悪したこと。

他人と一緒に食事をすることを非常に嫌つたこと。夢遊病者の行動の

あつたこと。これらは、一応被告人に精神的欠陥のあることを疑わせるものである。」として、石川氏が「精神病質者」と決めて、何度も精神鑑定を要求していることである。

ただそれだけではない。彼らは、石川氏を「精神病質者」と決めて、何度も精神鑑定を要求することによって、「精神障害者」ならば何をするかわからないなどという「精神障害者」に対する露骨な差別を平然と行なつてゐるのである。

(三)しかも、石川氏が「精神異常」であるのは、「被告人が小さい

時から父母の手もとをはなれて、他家に奉公に出て働いていたこと、家庭愛の不足や苦しい労働が、被告人の精神になんらかの影響を与えていたにちがいない」として、石川氏が部落民だから、「犯行」を犯すに至つたのだとしていることである。

いうまでもなく、この「控訴趣意書」は、差別的予断と偏見にみ

ちあふれている一審での内田差別判決―「被告人が判示の如く小学校

すら卒業せずして少年時代を他家で奉行人として過ごし、父母のも

と家庭的な愛情に育まれることができなかつたことは、その教養

と人格形成に強い影響を及ぼしたであらう」よりもさらに度しがたい差別文書である。

しかも、彼ら日共系弁護団は、権力の手によつて無実の石川氏がデッチあげられていることを理解しない結果、単独犯よりもむしろ複数説（三人共犯説）の方が常識に合致していると強調し、石川氏

の他に、二名の部落青年を権力の手に売りわたそうとしているのだ。

日共系弁護団のこの「控訴趣意書」を擁護する日共の「公正裁判要求」路線は、「差別裁判」を否定する上に成立した全くの反動的

路線であり、社会排外主義者として差別キャンペーンを振まく行動と表裏一体のものであることを確認し、断固として粉碎しなければならない。七〇年四月第二審再開にあたつて、「被告人はなぜ一審で自白を維持したか。一言でいえば、長谷部ら取調官の、十年で出

してやる」ということを完全に信用したからである」と述べて、自らの差別的予断と偏見に居直り、石川氏の「無知」と権力のペテンにだけ原因を求めてゐるのである。だが、この数年間、石川一雄氏は、孤立して権力に対し闘いを貫徹してきたのであり、その石川氏の闘いの意味にも無自觉で、その闘いから学ぶことを何らなし見えなかつたのはきわめて当然であつたといえる。

それだけでは飽きたらぬ彼らは、部落解放同盟に敵対し、反対にデッチあげてつくつた「解放同盟正常化連」（七一年六月に結成）に敵対する（？）一切の部分を「反共分子」として断罪し、敵権力に売り渡すのである。このかんの眼にあまる「解同朝田一派＝暴力分子」なる差別キャンペーンは、日共自らの差別を陰蔽し、その責任を転嫁する欺瞞的な粉飾にすぎない。日夜、反革命的分裂策動にひたすら専念している彼らこそ、「革命」の名をもつて革命を弾圧する社会排外主義者の「仕掛け人」であり、権力の別動隊である。

もちろん、この恐るべき差別文書である「控訴趣意書」は、石川

氏の無実の叫びによつて後方に退いてはいるが、しかし、日共＝宮本一派は、この差別文書が日共系弁護団によつて作成されたため、

党の威信をかけてこれをひたすら擁護し、敵として差別者集団の座に君臨してはいるのである。そして、彼らは口をすっぱくして、「公正裁判要求」路線をかかげ、実質的に差別性を否定し、冤罪説にも

とづいて糾弾闘争を歪曲しているのだ。このような日共の反動路線は、民主統一戦線＝民主連合政権を主体として設定する彼らの総路線とあわせて徹底して批判していかなければならない。それは、既に彼らが小ブルジョアジーの立場に移行し、プロレタリアートの政治意識を疊らせ、階級意識を腐敗させる社会排外主義として存在しているからである。

アジア侵略反革命路線の下、日本プロレタリア人民への弾圧と差別分断支配を進める日帝の官僚的警察的独裁に屈服し、その忠実な番犬として姿を現わした社会排外主義者＝日共宮本一派を粉碎することとは、狹山差別裁判糾弾闘争を勝利しなくとも絶対条件である。

われわれは、狹山差別裁判糾弾闘争勝利！無実の石川一雄氏即時釈放！早期結審・死刑判決策動をもぐらむ寺尾体制打倒の闘いを貫徹するなかで、このような日共系弁護団の悪質な差別文書である「控訴趣意書」を即時全面撤回させ、日共の「公正裁判要求」路線を断固として粉碎しなければならない。

「反革命差別集団＝日共を徹底して粉碎せよ！」――これが現在

のわれわれの解放運動に対する鮮明な合言葉である。

(6)十一月大攻勢で寺尾体制を打倒し、無実の石川一雄氏の即時釈放をかちとろう

狹山差別裁判は、当初からきわめて露骨な政治的意図と性格をもつっていた。一九六三年は、六〇年安保闘争の終焉後、池田の登場による「高度経済成長」（＝独占資本の巨大蓄積）の過程にあり、他方、国家暴力装置の一層の整備が、ほほ体系的になされつゝある段階である。一九五四年に警察機構を中央集権化し、警備公安警察（政治警察）の一貫した体系的強化がはかられ、六〇年安保後、とりわけ六二年は、「政防法」反対闘争と国会での強行採決を行ないこの反対闘争を「敵」と見なし、政治警察活動の訓練・強化が進み、ほぼ、警察権力の全面的政治警察化が進展したのである。

こうした過程において、六三年五月の「善枝さん殺し事件」における犯人取逃しの失策は、その直前の「吉展ちゃん事件」における失態と共に、権力機関再編期における警察への不信感をつり、権力の威信を維持するためにも、篠田国家公安委員長の「何としても生きたまま犯人をつかまえたい」というのが、かれらの緊急の政治的任務であったのである。こうした背景の下で、狹山差別裁判第一審は開かれたのであるが、権力の意図を忠実に代弁した内田裁判長は、「何が何でもスピード判決で死刑にしてしまう」ことを要請さ

れていたのである。だから、内田は、裁判に入るまえから死刑判決を決めていたのである。これはまさに「政治裁判」でなくて何であるうか。

だが、第二審以降、裁判の政治的性格は、より反革命的なものへと転換した。六〇年代後半から七〇年代にかけての、日帝の帝国主義的侵略反革命体制にむかって自らの危機を切り抜けようとする政

治的意図は、明確に、官僚的警察的独裁体制として、国内の革命的左翼・先進的労働者・もつとも矛盾の進行している基地農民・中小未組織労働者・あるいは六〇年代に大きく前進を遂げた部落解放運動などに対する徹底した差別分断と、抑圧支配へと乗り出したので

あり、それのみに唯一、自らの階級的延命を策したブルジョア支配階級の必死の攻撃が始まったのである。こうした日帝の危機の進行を更に一步おし進めるのがどうかという、階級的危機が底流として流れているが故に、日共は明白に、日和見主義から社会排外主義へと転化し、権力の尖兵としての役割を果す段階に至ったのである。

こうした背景の下で、狹山差別裁判は、新たな権力の攻撃の要として、排外主義の育成と闘う労働者大衆内部での差別分断を策して井波の登場があつたのであり、差別者・井波の策動が粉碎されるや東大暗黒裁判で名をはせた寺尾を送り込んできたのである。  
われわれは、断固として権力のどす黒い政治的陰謀を完膚なきまで打ち破り、寺尾体制を根底から粉碎し尽くす闘いに決起しなければならない。

全国の先進的労働者・学生・市民諸君。われわれはあらゆる職場

・学園・地域において、狹山差別裁判の差別性と反動性を暴き、寺尾体制による早期結審、死刑判決策動を粉碎し、日帝権力の黒い陰謀と対決する渦を全国にまきおこさねばならない。われわれは日常

頻発している日帝権力の部落差別攻撃に決然としてたちむかい、部落解放同盟と固く連帯して、一日も早く石川一雄氏をわれわれの手で奪い返さなければならない。十一月大攻勢を闘い抜き、東京高裁を万余の力で振り動かせ！

部落解放同盟の一万人動員と固く連帯し、東京高裁を荆冠旗と糾弾の炎で包囲せよ！

狹山差別裁判糾弾闘争勝利！

狹山差別裁判取消し、無実の石川一雄氏を即時釈放せよ！

東京高裁・寺尾体制による早期結審・死刑判決策動を許さない！  
十一月再開公判闘争に全都、全国から総決起し、東京高裁を包囲せよ！

## わが同盟の到達地平と部落解放運動

共産主義者同盟（全国委員会）

全国水平社創立以降五一年、とりわけこの十年間の部落解放運動の前進と発展は、われわれ共産主義者に、プロレタリア革命という見地から首尾一貫して、この問題に取り組む事を要請しており、又可能にしている。我々は、この部落問題の解決は唯一の革命的な階級たるプロレタリアートの指導によつてのみ真に遂行されること、いいかえれば、プロレタリア民主主義（プロレタリア民主主義）における徹底した民主主義の実現と社会革命として完全に遂行されうるという立場に立っている。

封建時代末期に支配階級によつて作り出された身分差別（「エタ・非人」身分）が、一定のブルジョア的変革を経た現代においても、形をえて存続し、のみならず、拡大再生産されているという現実を説明しうるためには、それを単なる「封建遺制」と見えるのは全く誤まりであるといわねばならない。現代の部落差別は、資本制的生産様式の中に根柢を持ち、その必然の產物であるということ、そしてその根本に敵としてブルジョア階級支配の存在をねばならない。いいかえれば、現に部落差別が拡大され助長されてきているのは、支配者階級がこれまでの支配のやり方ではやつていけないという危機の現われであり、労働者階級全体に対する支配の強化であつて、一層恐るべき差別分断支配である。またこのことによつて、労働者階級が日々ブルジョアジーの隸属を強いられ、社会的第3の極にまで達し、自己の解放闘争への能力を消耗させられていることと同根の問題であつて、一言で言えば、それはプロレタリアの屈服の姿である。だからこそプロレタリアートにとつては「部落の解放なしには自己を解放することが出来ない。」のである。

以上のような意味において、「部落解放運動は階級闘争の不可欠の一環である」といいうのであって、プロレタリア党たる我々にとつては、この身分的差別の階級支配における独自な位置を分析し、わが綱領の構成上に独自の位置を占めるものとして、とらえなければならないだろう。

### (1) 樺嶋弁護士差別事件について

その第一は、戦後、部落解放全国委員会として再建されて以降、樺嶋弁護士差別事件の発生とそれに対するわれわれの対応の誤まりは、二重の意味で決して偶然のことではなかった。

部落解放同盟への改称を経て、その影響力のもとに一貫して解放運動を前進させてきた部落解放同盟の闘いが、六五年の日本共産党との決別以降、その路線をめぐって、新たな転換点に立っているということと無関係ではない。

敗戦帝国主義として戦後の経済的・政治的・社会的混乱と中国革命の成立などによる階級的危機を、米占領軍による威嚇（2・1ストップ弾圧、レッド・バージ）とブルジョア支配の育成（独占ブルジョアの復活援助、ブルジョア国家機構の整備、とりわけ暴力機構の再建）によりきりぬけ、五〇年代の日本共産党の武装闘争の敗北とベトナム・朝鮮の分割により形成されたヤルタ・ジュネーブ体制の動搖・崩壊・再編という六〇年代後半の階級情勢のなかで、五六六年全協から六〇年綱領、六五年中共派排除、七〇年十一回大会へと日和見主義から社会帝国主義へと転化した日本共産党と訣別したこと、それに、部落解放運動の大きな前進をみることができる。

日帝の美化、ブルジョア権力の免罪、議会制民主主義の謳歌といふ日本共産党の社会帝国主義への歩みに対し、まさに高度成長経済が、労働者人民の徹底した搾取と収奪による独占資本の強蓄積にし

置についてである。それは樺嶋弁護士が、六九年の安保決戦以来貫して革命的左翼の同伴者であり、とくにわれわれと革共同（中核派）にもつとも密接な関係のあった弁護士であり、広い意味でのわれわれの陣営から悪質な差別者を生み出したということ、次に、樺嶋の差別言動に対する一部民女性の糾弾自殺（未遂）という事態に対してわれわれがほとんど対応しえず、五カ月間にわたって放置ないしは誤った対応をすることによって樺嶋の居直りを客観的に乗は助けるという結果をもたらしたこと。三つには、差別された女性がかかつてはわれわれの運動と無縁ではなかつたこと、——これらのことは、同一の問題の三つの側面にほかならない。すなわちわれわれの革命運動は、いまだ思想的には小ブル急進主義、政治的には左翼反対派としての性格を克服しきれていないことを示すものである。これは五八年共産同成立以降、一度として組織的に部落解放運動に全面的には係わってこなかつたといふことも現われているが、その原因の切開こそが重要である。それは共産同成立期における共産党との闘争の中にすでに見られる限界であり、政治的には左翼反対派として（反代々木）、組織的にはその党派闘争における無政府性としてしかありえなかつたことであり、その思想的・理論的表現としての、主体的哲学への依拠、宇野経済学、構改派理論への依拠であった（勿論この総括は、共産主義者としての党的立場からの総括であつて、客観的には、國際共産主義運動の分解、ソ連共産党の社帝への転化、日共の六全協以降の完全な日和見主義への転落、

かすぎぬことを身をもつてとらえ、ブルジョア権力の警察的・官僚的な支配機構の強化を末端における差別行政の中とらえ、戦後民主主義の擬制を生活実感として把えた部落大衆の批判は、きわめて重大な意味をもつてゐる。すなわち、日共をマルクス・レーニン主義との接近を求めたということであり、二つには、セクト主義に対する徹底した不信から、党派不信（しかも、戦前から首尾一貫して解放運動を指導してきた党派がない故に、きわめて根深い）に陥っているということである。

この六五年の日共との訣別は、戦前の全国水平社以来、マルクス・レーニン主義との接近を深めてきた解放運動にとっては、きわめて重大な意味をもつてゐる。すなわち、日共をマルクス・レーニン主義との接近を求めたということであり、二つには、セクト主義に対する徹底した不信から、党派不信（しかも、戦前から首尾一貫して解放運動を指導してきた党派がない故に、きわめて根深い）に陥っていることである。

この六五年を画期として、部分的あるいは個人的に新左翼との接近をもつて至り、六七年以降の「革命的左翼」との接近の条件が形成され、六九年から七一年に至る武装闘争の敗北と眞の前衛党建設にむけた党派再編の進行において、「革命的左翼」との実態的かつ政治的な結合が可能となつたのである。こうした階級闘争の深化と結合の進展においてはじめて、樺嶋弁護士差別事件があつたといふこと、と同時に、この差別者＝樺嶋に対する態度のなかに、部落解放運動の未来をさし示す共産主義者たりうるかどうかの真価が問われているのだということを確認しておかなければならぬ。

そして第二は、樺嶋弁護士差別事件におけるわれわれの特別な位

「平和共存＝平和移行」路線に対する革命的批判勢力としてのわれわれの位置については（言うまでもないことである）。

こうした形成期の限界を克服するのではなく、それを戦術的に乘りこえようとした第二次ブンドの限界もまた明らかである。すなわち、小ブル学生・インテリと青年労働者層の一部に依拠し、それに拝跪して、きわめて鋭く社会的矛盾を把え、意識化することによって、逆にその矛盾を抽象化するといった自然発生的意識に対し、解決鍛えるのではなくて、わが同盟がその意識の代表者となるという関係の悪循環であり、それを思想的・理論的に合理化したのが、階級支配という視点を一切捨てざり、マルクス・レーニン主義を小ブル経済学とブルジョア政治学に分解させ、権力問題に全く触れることがない宇野経済学への無自覚的な依存であった。

だが、樺嶋差別事件は更に、それらの克服過程のわれわれの限界をも示しているのであり、更にわれわれは、12・18路線及び全国委員会の総括として明らかにすることを要請されている。

### (2) 12・18路線の意義と限界

12・18路線は、共産主義者（党）の思想的立脚点を、プロレタリア的見地（階級闘争の見地）からする資本主義批判にすえ、自己の体内にある小ブル的要素を資本主義批判の小ブル性として切開し、それを根底から止揚する第一歩を踏みだした点に画期的な意義がある（宇野弘蔵が、労働力商品化を資本制生産の“基本矛盾として”

とらえたのは、全面的商品生産社会としての資本主義社会における資本主義社会における小ブルジョアの疎外感を経済学において表現したものに他ならない。

黒田寛一に至っては、この疎外を人間の商品化・物化としてとらえ、前資本主義社会における小生産者の願望や理想を代表した空想的・社会主義以外のなものでもない。しかも、現代過渡期世界のプロレタリアートに、そうした小生産者の世界観を押しつけることがいかに反動的であるかを、その哲学と理論と実践の総体でもつて、日々確証している。

われわれの主体性哲学批判は、諸々の小ブル哲学批判として、唯物辩证法を復権させた。と同時に、諸現象の基礎に經濟的諸関係を見いだし、それでこと足りりとする「基底還元主義」が、単なる俗流唯物論にしかすぎず、經濟的諸関係から上向して、社会的・政治的諸現象の複雑な絡みあいを説明するという唯一つの正しい唯物論的な理論方法を復権させたのである。その意義と限界についての全体的総括は、「烽火」（二七五及び二七七号）で行なってきたので、ここでは全国委員会の現在的地点からの総括との関連でのみとりあげる。

12・18路線の限界ないしは誤まりの中心は、資本主義批判の一面性（資本主義社会における階級支配の經濟的基礎一般の解明にとどまっていること）と政治路線におけるコスマポリタニズム（「國際反革命軍事体系に対決する國際非合法組織建設」というコスマポリ

タニの権力把握と主觀主義的党組織論）にある。換言すれば、資本主義批判の不徹底性と権力問題に対する抽象性という問題である。

そしてこの権力問題における抽象性は、六〇年における「日帝自立」従属論争において構成派の単純自立論に依拠し、更に第二次ブ

ンドにおいては、宇野帝国主義論へと依拠することによつて、戦前

からの講座派一労農派の資本主義論争において権力問題の解明と

して資本主義論を展開してきた講座派の系譜を捨て去ることによつて、理論的に権力問題を解明することを不可能にした第一次ブ

ド以来の欠陥であった（その裏返しとして、権力を不斷に実体化するという偏向を生みだしたのであり、12・18路線もまた、その延長上にある）。ところで、「烽火」（二七七号）論文でわれわれは12・18路線のこの誤りを明確に指摘した。だが同時に、この論文は、その誤りの克服の方法を、「資本主義批判の四つの構成要素、①資本主義社会における階級支配の經濟的基礎、②その經濟的基礎が生みだす階級関係＝階級対立、③階級対立の非和解性の產物としての國家の特色の解明、④これら①～③が不斷に生みだすブルジョア諸イデオロギーの批判と、イデオロギー一般の止揚という体系的な把握に基づいた提起がなされないかぎり、実践的な党の綱領・戦略問題を解明しえない」と提起することによって、かえつて問題をアイマ

イにしている。

つまり、党の綱領戦略問題の解明を、すべて資本主義批判に求めてしまふことによって、逆に12・18資本主義批判の一面性を見逃す

ことになってしまった。権力問題における抽象性は、資本主義批判の一面性と表裏一体の問題であり、といよりむしろその結果なのであり、われわれはマルクスにおける「経済学批判」・「資本論」とフランス三部作や「ゴータ綱領批判」の関係を原則的に繼承しなければならないのであって、わが党の綱領戦略は、資本主義の原則的批判に基いた現実の帝国主義の運動の解明の上にのみ確立せられるのであって、決して資本主義批判において全てが包含されうるわけではない。

例えば、ロシア共産党の綱領改訂問題で、最小限綱領の削除を主張したブハーリンを批判したレーニンには、「帝国主義とは古い資本主義の上にそびえ立つ上部構造である」という認識があつたのであり、帝国主義の外皮をとり去つてみれば、その下に原生的な資本主義的諸関係があらわれるるのであり、党とプロレタリアートは、それを根底から変革する困難な使命をもつてゐるのである。だからプロレタリアートの指針たる党綱領の原則的部分（最大限綱領）と実践的部分（最小限綱領）とは、單なる変革の射程の相異、領域の相異として区別されるのではなく、資本主義に対する原則的批判が両者共に貫徹されていなくてはならない。

第二次ブンドの権力問題への接近は、具体的には、その帝国主義論から導かれたのであるが、帝国主義に対する小ブルの批判は、同時に、資本主義批判における小ブル性からの帰結もあるといふことである。こうした意味で、12・18における資本主義批判の一面性

とコスマポリタニズムという限界は、宇野経済学における原理論と帝国主義論の方法的断絶とも無関係ではなく、また、わが全国委員会も権力問題・綱領問題として、問題を定立した段階で、「資本主義批判は完了した、次は帝国主義論だ」といったような偏向から全く免れていたわけではない。

資本主義の原則的批判が、単に最大限綱領の部分の基礎づけとしてのみ把えられるならば、再びその綱領は、社民からスターリン主義にいたる誤まりと同じく、究極目標と当面の任務との間に万里の長城を築くことになるのであり、資本主義批判そのものが死んだものとなってしまうであろう。

同盟（全国委）に結集したわれわれは、12・18路線における資本主義批判が実践的な批判となつていなことを自覚し、批判し、それを立脚点主義として批判したのであるが（政治的には帝国主義的経済主義として）、しかしその批判を理論的に貫徹しうるためにいまだ方法的には曖昧なままであったのである。12・18路線下に○部落研の建設を開いつつあった××県委員会から提起された論文「部落解放闘争を闘うにあたつて」（七一年五月）は、「二派止揚・八派解体一蜂起・戦争派潮流形成一恒常的武装闘争」路線と現実に問われている課題との背離の苦闘の中から提起された論文として先駆的意義をもつものであつたが、と同時に、それを路線問題として深化しえず（きわめて当然のことであるが）、最大限綱領主義的

である。ここでも又、12・18における資本主義批判の一面性

・ 18 資本主義批判を無条件に前提し、「世界プロ独、共産主義社会」論から現実の運動を逆規定するといった方法によって、現実に問われた問題には実践的には答えなかつたのであり、このことは決して個別戦線の問題にはとどまらないのである。こうした過渡的な苦闘を通じて、全国委員会の結成が準備されたのである。

### (3) わが同盟（全国委）と部落解放運動

12・18路線の権力問題に対する日和見主義（帝国主義的経済主義）という偏向との党内闘争を経て、われわれは全国委を結成した。この闘争において、われわれが完全に勝利したのではないことは、分裂という結果を招らざるをえなかつた点に現われてゐるのであるが、その根拠の一つは、一二・一八路線における権力問題の抽象性に対する批判を、資本主義批判の限界と関連づけ、その結果として批判し、資本主義批判の深化をもつて根底からかれらの立脚点主義を批判しつくすことができなかつたことにある（現在の赤報派は12・18路線の偏向をゴシラ化して拡大しており、例えば、階級対立の非和解性の増大を、何ら現実の階級支配の構造とプロレタリアートの反撃の増大—階級闘争の現状への分析を抜きに、12・18資本主義批判から直接に導き出し、それでもう日本における革命戦争の開始を論証するといった転倒した主觀主義に陥つてゐる限り、決して資本主義批判そのものの深化もありえない）。

この我々自身の限界の克服を、三月における、「綱領問題—民主

問題に対する日和見主義を階級闘争の現実から学んでゆくことによつて、克服していくといふという共産主義者としての基本的姿勢を明らかにしたという以上のものたりえなかつたのである。ここで、「社会的に存在している差別意識と闘かうことだけでなく、階級対立をとつぱらうこと」という立場は、一般的であるが故に、いくつかの偏向を生む可能性をもつものとして、総括しておかなければならぬ。即ち、一方で差別意識を不斷に外在化し、自分とは関係のない意識であるとする考え方を許容し、かつ、階級闘争と部落解放運動を切り離して把え、階級闘争の中に全てを解消してしまう最大限綱領主義的な考え方へと導く道を許していいるといふことである。

その意味で、ここで提起された立場は、きわめて我々の到達地平の過渡的性格を表現したものであるといえる。

同年七月、「再び部落解放闘争を開くにあたつて」として提出された論文は、「綱領問題と民主主義闘争の視点から総括し、「一切の階級差別を粉碎せよ！」というテーゼは、いまだ最大限綱領主義の影響下にあり、それによつて、例えは、「階級・身分」という相互関係を十分とらえきれない結果を生み出したのであり、「このようなどらえ方によつては、階級闘争の発展一般に解放闘争を位置づけるその事が持つてゐるところの限界を克服し、それに切り込むことの有効な批判の武器たり得ないのである。」と正しく提出している。

更にここでは、戦前の全国水平社以来の偏向の総括と、われわれの飯軍路線の持つていた偏向の総括を経て、われわれの立場を確立

「主義闘争」の提起、更に後に、12・18資本主義批判の限界を「プロレタリアートの生きた資本主義批判の欠如」として前進させてきたのであるが（いわゆる「党建設の第一段階」）、ここでは、その総括の前に、我々の部落解放運動への取り組みについて総括しておく必要がある。

わが同盟内部における諸同志の地道な取り組みを経て、組織的には、七二年二月、狹山差別裁判結審紛糾闘争への取り組みを開始。以降、数度にわたる狹山裁判現地闘争、「橋のない川」上映阻止闘争、そして今回の樺嶋差別事件糾弾闘争に至つては、組織に際してのわれわれの立場は、「①解放同盟との連帯②闘争への取り組みの不十分性を権力問題に対する日和見主義として自己批判的に総括し、この内容を単なる認識運動に留める傾向と闘いつつ革動の中で学びとつて行くこと③石川青年への攻撃が三百万部落大衆への攻撃であり、部落大衆と他の一般労働者人民との分断支配であり、従つて、差別に対する闘いは、差別意識との闘いだけではなく、差別を生み出す構造—階級対立をとつぱらうことでなければならぬ」ということであった。

こうした立場は、一般的には正しいが、しかし現実の部落解放運動の到達地平と理論的・実践的に突き当つてゐる緊急の課題、解放運動と階級闘争の関係、プロレタリアートの任務、とりわけ、共産主義者の任務という点からすれば、きわめて抽象的で、唯一、権力

する上での必要な理論的・実践的な計画も提出されている。

この論文は、最大限—最少限綱領と民主主義闘争の提起にそつて総括することによって、それ以前の最大限綱領主義的な部落解放運動への立場を克服する第一歩であった。だが同時に、すでに総括されているように、12・18の資本主義批判を何か完成されたもの如くとらえ、最大限綱領部分の理論的基礎付けが完成されているかのように静止的に把えることから、最小限綱領を臨時革命政府の政策綱領（政策）としてのみとらえる傾向が生み出される。

こうした把握からすれば、最小限綱領が現実の階級闘争における具体的要求として、即ち闘い取られるべきものとして、運動の生きた指針となならないのであって、きわめて固定的なものとなつてしまふ。あくまで最小限綱領は、階級支配—階級闘争の現実的諸関係と諸矛盾の分析の基礎の上にたてられるべきものであつて、革命情勢の切迫などの条件下においては、過渡の方策によつて補われ、結果としてそのいくつかが、一定の修正をうけたりして、臨時革命政府の政治綱領となるのである。そして、すでに述べたごとく、最小限綱領の原則的位置づけについては、資本主義批判から、最大限—最小限綱領を貫徹するものとして行なわなければならない。

一方で、直接に帝国主義論、日本資本主義論へと上向しようとする偏向と、他方で、一切の階級闘争を民主主義闘争に一面化する偏向とを生み出さざるを得なかつたのであるが、このことは、この論

文においても大きな混乱として現われている。

例えは、「民主主義闘争を生産主義運動との関連で正しく位置づけたことにより、現実の支配形態の中であえいでいるプロレタリアの闘い、(要求貫徹、生活防衛、等)を更に発展させるための武器を獲得した」とか、民主主義闘争から「階級・身分」の相互関係がとらえられるかのような文脈には、きわめて大きな無理ないしは、誤りがある。(なお、「身分」の問題が提出されたことによつて、「身分」についての資本主義の原則的批判にもとづく厳密な規定と、日本資本主義論争の総括をふまえた日本帝国主義権力論への深化を要求されたのである。

#### (4) 12・18 資本主義批判の意義

現在われわれは、党建設の第二段階を提起して以降の九ヶ月の実践上の経験と、その検証に基づいた理論的深化を克ち取りつつあり綱領・戦略・組織・戦術の全体系にわたつて、総括をなしうる段階に到達しつつある。とりわけ綱領・戦略を基礎づけるべき理論的側面については、資本主義批判の深化と、その方法的確認の下に、同時に、帝国主義批判を権力問題の解明として明らかにしていく事が問われている。

ここでは、この間の総括を踏えて、12・18 資本主義批判の意義とその一面性に対する批判を通して資本主義批判の深化のための視角を明らかにしておこう。

### 12・18 資本主義批判の意義について

しててきた。

(1) まず結論的にいえば、宇野の労働力商品化を基底にして、資本と賃労働の生産過程における関係(従属関係)から、自然成長的にブルジョアジーのプロレタリアートに対する階級支配が生まれてくるかのような、転倒した経済主義的見解を批判して、ブルジョアジーの階級支配の経済的基盤として、資本制的生産過程を分析するという方法を復権し、それを賃労働制度(プロレタリアート・II 貨金奴隸)としてとらえたこと。

(2) 宇野のそうした小ブル的な階級的立場が、その全体系を貫いており、「理論と実践」、「経済と政治」などの関係についてのとらえ方に、思想的立場が直接的に表現されているのであるが、その根底的批判のためには、彼の経済学の批判として、内在的に批判されねばならないこと、これが唯物弁証法の方法である。

(3) 宇野の資本家偏見からする経済学の出発点は、価値論にありその帰結は、資本による労働の支配、剩余価値の取得を自然法則として描き出し、その再生産過程(蓄積)を、永久に循環する自然法則として描き、資本制社会の原理的な調和性(この自然調和的世界にあつては、恐慌も単なる一時的混乱要因でしかない)を論証しようとする体系である。即ち、彼は価値論を価値形態から純化し、その結果、資本と労働の交換を、一般商品交換と同じものと把え、資本家と労働者を平等な商品所有者の一般的な関係に総括し、他方、

価値の実体を超歴史的な労働一般に求めることによつて、直接的生産過程において、剩余労働・剩余生産物の生産を労働一般の自然属性とすること(経済原則)によって、剩余価値の生産を「労働力商品」の自然属性にしてしまつたのである。

この結果、資本の直接的生産過程の分析をその理論体系から除かざるを得ず、「商品による商品の生産」という解決に終つてしまつるのである。

(1) こうした宇野経済学のブルジョア性を批判して、我々はマルクスの資本主義批判の復権を次のように確立した。

まず第一に、階級関係を価値関係としてとらえるのではなく、所有關係としてとらえること、かくして初めて、階級支配の経済的基礎を解明することができるということ。

第二に、直接生産者からの生産手段の分離(労働力の商品化・貨幣の資本への転化)という資本発生の条件が、資本の生産過程の結果として不斷に生み出されること。つまり、労働からの所有の分離に、資本制的生産の真の秘密があること。

第三に、こうした労働からの所有の不断の分離という資本の運動の現実的条件は、資本と労働の交換が、平等な商品所有者間の交換といふことである。このことの意味するところは、直接的生産過程においては、労働力の消費(生きた労働のエネルギーの支出)は、一切資本の指揮と権限の下に自由にされるということ。しかも

自由・平等な人格の契約関係という美名の下に、資本の欲望(剩余価値の生産)の充足のためにほしいままに消費されうるという事である。しかも労働力の所有権はあくまでも労働者のもとにあり、その使用権を契約に基いて一時的に譲り渡すにすぎないのだから、労働力の使用による一切の生産物は資本家の所有に帰すのであり、労働者は、自己の労働力以外何物も所有しない無所有者として生産過程から放り出されるや、再び自己の労働力の処分権を資本に譲渡しないでは生活することができないのである。つまり、自由意志による契約関係という外観の下に進行している事態は、まさしく強制関係であり、何ら経済外的強力を必要としない強制労働である。

第四に、直接的生産過程とは、自己の価値以上の価値を創造するという特殊な使用価値をもつた労働力の消費による、価値増殖過程であり、これは生産手段(死んだ労働)による生きた労働の吸収過程として、資本の増殖に他ならないこと。つまり労働力の価値以上(の価値(剩余価値))の無償の取得と、その資本への転化により、資本の下への労働の従属が強化されていくのであり、ここに、奴隸や農奴とは異なる資本主義特有の強制労働の形態(賃労働制度)がある。この不断の労働と所有の分離という領有法則の転化の現実化としての賃労働、強制労働である。

第五に、この過程を再生産としてとらえるならば、それは資本増殖(蓄積)の過程であり、資本・賃労働関係の再生産であり、一方の側に富の集積と、他方の側の貧困の集積であり、ここに階級対立

の非和解性、その対立のますます激化せざるを得ない根拠がある。

第六に、こうした資本主義批判に立つてはじめて、賃労働制度の廃止（所有関係の資本制的私的所有から社会的共同所有への転化）労働者階級の経済的解放、を究極目標として掲げることができるのである。

#### (5) 資本主義批判の深化のために

以上、12・18資本主義批判の内容は、われわれの立場として、基本的に継承しなければならない。だが、学説批判を通じて階級支配の経済的基础を解明し、プロレタリアートの解放の目標と物質的諸条件を明らかにするという、マルクスの資本主義批判の再興という点では、いまだきわめて一面的でしかない。

すなわち、それは「資本と賃労働とはいりこんでゆく諸関係を所有諸関係または法則として表わすためには、両方の側の価値増殖過程でのふるまいを領有過程として表わしさえすればそれでよい。」  
例えれば、剩余労働が資本の剩余価値として指定されるということは、労働者が、彼自身の労働の生産物をわがものとしないこと、逆に言えば、他人の労働が資本の所有として現われることである。」

（マルクス『経済学批判要綱』）といふ地點にとどまっており、「本質的には剩余価値の生産であり剩余労働の吸収である資本制的生産」（マルクス『資本論』）の生産過程における内的作用を分析するに至つていはない。

化（例えば工場法制定の闘いなど）を評価できないこと、逆に

民主主義闘争の意義を評価できないこと。そして三つ目に、プロレタリアートの自然発生性を評価できないこと（例えれば一定の情勢の下では、プロレタリアによる工場の没収、管理というストローガンが革命的たりうる場合もありうるのであって、党はあらかじめそうした可能性を一切排除するといったことは避けなければならない）など、要するにこの命題は、自己の位置のアイマイな客観主義であり階級闘争の生きた現実に指針を与えることのできないものであり、何よりも左翼組合主義者（サンジカリスト）に反発するあまりに、自ら右翼組合主義に転落しているのである。

このように、12・18資本主義批判の一面性は、階級闘争に対する誤った見地と結びつくなれば、赤報派のような誤りに突き進まざるを得ないのであるが、われわれはその批判を明確にした上で、資本主義批判の深化を克ち取つていかねばならない。

ここで簡単に、その方向を示しておくならば、マルクスが「絶対的、相対的剩余価値の生産」であり、その規定的動因は、「資本の剩余労働に対する無制限な欲望」であつてしかも、「商品交換そのものの本性からしては、労働日は何らの限

このことは、階級支配の強化と貫徹の物質的条件として、資本の

生産過程をとらえることにより、生産過程そのものから、階級支配が生じるかに考える宇野の経済主義的な把握や、更に階級闘争を全て資本の生産過程の中にとじ込めてしまふ黒田寛一に対する批判の結果逆に彼らに規定されて、資本の生産過程における階級支配、資本の專制の労働者に及ぼす諸結果（労働者の疲弊・磨滅と、資本への反撃の増大）に対する軽視へと導いたのであり、「資本の直接的生産過程においては、プロレタリアは、所有の問題を提起しえないことそれ故、所有の問題は国家権力をめぐる階級闘争においてしか提起しえない」（『共産主義』15号P.173）といったような、階級闘争を國家権力をめぐる闘争としてのみとらえることにより、経済闘争を階級闘争から除外してしまふという短絡に陥つたことの結果である。

所有の問題は、国家権力をめぐる階級闘争においてしか提起しえない、という命題は誤りである。第一に、所有の問題は、必ずしも国家権力をめぐる階級闘争においても提起しえるとは限らない。むしろ、国家をめぐる闘争＝政治闘争＝民主主義闘争は、直接、所有の問題を提起するものではないこと。第二に国家権力をめぐる闘争でなくとも、所有の問題を提起することはある。例えれば、マルクスも述べている協同組合運動など。即ち、この命題の実践的な誤りは、経済闘争から政治闘争への転化。

界も、したがつて剩余労働の何らの限界も生じない」。

こうした資本制生産の本質をマルクスは歴史的かつ論理的に、生き生き描き出しており、資本の生産過程において、労働者は文字通り、奴隸状態におかれ、その精神的・肉体的・社会的及び知的な連関における奴隸状態に対する反攻の増大、そして、そうした過程の中に、新社会の形成的要素と旧社会の変革的諸契機とが成熟する。こうしたマルクスの生きた弁証法を教訓として、復権しなければならないのである。

#### (6) 資本主義批判の深化と部落解放闘争

樺嶋差別事件は、われわれの十数年にわたる革命闘争の根本的総括をその思想的立場においてなさんとした12・18路線における資本主義批判と、更にその実践的深化を目指しつつあつたわれわれ全国委員会の総括が、いまだその端緒についたばかりであり、組織的・実践的に小ブル急進主義的限界を克服していられないことを明らかにした。

これまでに総括してきたように、そのことは、プロレタリア大衆の現実の生活の矛盾をとらえないという資本主義批判における一面性と、その結果としての権力問題に対する抽象的な把握をもたらしてきたのであるが、これは実践的には、われわれの政治的任務を狭隘にするものであった。この政治的任務の狭隘性は、一定の情勢の下では、戦術の幅を狭めることであるが、（六〇年代後半のいわ

（ゆる一点突破全面展開）イデオロギー的には、経済主義であり、組織的には、戦闘団主義と表裏一体のものである。

12・18路線は、党组织体系を戦闘団として編成し、一面的な資本主義批判をその思想的立脚点とした点で、決定的に破綻せざるをえなかつたのであり、現在の赤報派は、それより精密に体系づけるという誤りに陥ることにより、資本主義批判の深化を自ら閉ざしているのである。われわれ全国委員会は、この戦闘団主義を根底的に克服する過程において、真に同盟を革命組織として、全国的戦闘組織に鍛えあげることができることを、「反スタ・トロッキズム」の実践的克服として確証しつつある。だが同時に、権嶋差別事件は六〇年代後半以降のわれわれの内部に残る負の遺産を鮮明に示したのであり、かつ昨秋以降の権嶋差別弾劾の闘いにおいてもわれわれの到達地平の限界に突きあたらせずにはおかなかつた。この限界は、経験の蓄積を経なければ突破しえないという側面をもちつつも、この十余年の革命的実践の総体を総括しなく地点に確立されうる綱領的立場から思想・理論的に克服する事が可能なのである。

現在の部落解放運動の到達地平が、全国水平社以来五〇年の実践の成果の上に立つてゐるとすれば、歴史的には浅い経験しかもたないわれわれが異なるた革命的実践の到達点の思想的立場に立ちきることによつてのみ、眞に部落解放運動の実践から学び教訓化することも可能なのである。

この論文は、七三年一月に発表された『烽火』二八一号論文を改訂したものであります。

共産主義者同盟(全国委)  
政治機関紙

烽火

NOROSHI

購読料(元共)

20回分 1500円

30回分 2000円

## 「だまつとられへん

—「障害者」解放闘争への基本的視点—

(7・4刑法改「正」・保安处分新設  
と闘う全関西集会報告決定集)

発行・編集委員会

¥300

## 「沖縄通信」

一号・二号・三号

発行・沖縄通信編集委員会

# 部落解放同盟に敵対する差別者集団

## 「日共の反動的理論を粉碎せよ

### ——「封建遺制」論批判と部落差別の本質について——

われわれは、差別者＝樺嶋を生みだし、かつ数カ月にわたってその差別対決しえなかつたことを総括してきた。このことは、われわれ革命的左翼が形成されて以来、一度として組織的に部落解放運動に取り組みえなかつたことに示される思想的な小ブルジョア性に根拠をもつことは確かであるが、むしろ問題はその原因の切開と克服の方向にある。われわれはそれを、何よりも資本主義に対する小ブルの批判の限界として把え、一二・一八資本主義批判の総括とわが同盟（全国委員会）結成以降の闘いの総括として、その克服の方向と立場を明らかにしてきた。

こうした方法に基いて、反動的差別理論たる日本共産党的批判と、現在の解放運動の指導理論たる部落解放同盟の理論の検討を通じて、部落差別の本質に接近した。しかしながら、部落差別の現実にいまだ全面的には触れていないという点で、抽象性を免れていられないし、その意味では立場の表明以上のものたりえていないという限界をもつたものである。そして、その空隙はただ、差別を嗜み、絶対に許さないという思想と闘いによつてのみ、すなわち、実践的にのみ解決されうるのである。

ここでわれわれが明らかにしたのは、部落差別は確かに封建的身分制度の残存物であるが、それは遺制として残っているのではないことであり、そうした遺制論の立場は、「資本主義社会は何らの身分的差別もない全くの平等な社会であり、もしそうした差別があるとすればそれは本来資本主義社会ではありうべくはずのない前近代的遺物である」とするブルジョア思想と徹底して闘うことのできない理論でありまさに、ブルジョア社会はもつとも完成された階級社会として、そうした差別を隠蔽し、経済的諸関係の中に組み込むことによって自動的に拡大再生産する構造をもつているのだということを明らかにしたのである。こうした過程の中に、支配階級の階級的意図が貫徹していることを明確にとらえねばならない。だから、プロレタリアートと党は階級支配と闘うことなしに部落差別と闘うことができないというだけではなく、まさに部落差別と闘うことなしには、真に資本家階級を打倒することができないのである。

### (一) 日共差別批判——いわゆる

#### 封建遺制論について

部落解放闘争は、現在「二つの敵」と闘っている。一方は、明らかに、資本家階級とその政治権力であり、他方は、権力の融和主義政策に屈服し、反革命の尖兵となつてゐる別動隊＝日本共産党である。

部落解放運動の前進は、ブルジョアジーとその政治権力から「同和対策審議会答申」という成果をかちとつてきたのであるが、言うまでもなく、支配階級たるブルジョアジーは、解放闘争に強制された改良政策であつても、自分たちのやり方で、つまり、階級支配の根底には一指も触れさせず、逆に運動に分裂を持ちこむ社会政策として改良の果実を与えるとするのである。「同対審答申」はこうした支配階級の意図を如実に示している。

「答申」は、部落差別を封建社会の身分制度の残存であり、それが現在でも残っているのは「二重構造」といわれる日本産業経済の遅れた構造とその反映としての現状社会の「前近代的身分社会の性格」にあるとしている。すなわち、日本資本主義の後進性と、日本社会の前近代性に原因を求めるこことによつて、経済と社会の近代化によつて、部落差別が解消されるという立場に立つてゐるのである。このことによつて、現実の社会がブルジョア社会＝階級社会である。

「これまでしばしば、それ（部落差別）は日本の独占資本が日々部落差別の責任は人民の遲れた意識にあるかの如くに歪曲しているのである。これは一〇年前に書かれた奈良本辰也氏の次のような考え方と同じである。

「これまでしばしば、それ（部落差別）は日本の独占資本が日々これを拡大再生産してきたと説くことがあつたけれども、明治の弱小な資本主義とは本質的に違つてゐる今日の独占資本が、そのような部落を温存しておかなければならぬ理屈はさらにならないのである。部落民の差別を残しておいて、それで労働者の分裂や低賃金を招来しようなどと考へる資本は、恐らく今の独占資本の心構えではないであろう。だからそれが歴史の上から見て非難されるべきものである。また世界の文明国として恥ずべき問題であるならば、多少の予算をさきそれを政治的にも経済的にも向上させる方向に持つてゆこうとするに違ひない」（『部落』一三二号、一九六一・一）という言葉は、独占ブルジョアジーの立場に立つて、その融和主義的な階級意図を見事に代弁したものである。これは部落差別を、旧い恥ずべき歴史的遺物であつて、もつとも進んだ近代ブルジョアジーには無縁のものであるとする点で、「答申」と同一の思想である。

奈良本説は、現実に部落大衆が独占大企業からほとんど完全に排除されているという明白な差別事実にもとづいた井上清氏の反論によつて粉碎された。とはいへ、井上氏自身も近代的な産業から占め出されている点に部落差別の本質をとらえている

のであつて、もし、支配的な生産関係から部落大衆が排除されなければ部落差別がなくなるような考え方を残している点で、またしたがつて、完全解放を社会主義革命として短絡させる点で、彼の奈良本批判は不十分といわざるをえない。

部落の存在を、日本資本主義の「後進性」の故ととらえ、日本の「恥部」とする「答申」に示された思想こそ、ブルジョア的立場からする「封建遺制」論に基づいた融和主義であり、これと非妥協的に闘うこと。解放運動を分裂させようとする敵の階級的意図を徹底して打ち碎いていく闘いぬきには、「答申」を部落大衆の闘争能力を高めるという解放運動のやり方で実施させることができないのであり、改良の果実を部落解放の糧とすることはできないのである。

現在、この「同対答申」に示された支配階級の意図を忠実に実行し、権力の別動隊の役割を果しているのが日本共産党である。「部落解放運動史上にかつて見なかつた組織的な差別キャンペーントを強行」し、部落解放同盟を「暴力団」呼ばわりし、権力の手をかりて部落解放同盟の破壊策動を続いている日共は、もはや日和見主義であるとか、党派闘争であるとかといった味方内部の混乱ではなく、敵の、しかも急尖鋒として登場しているのである。

日共の部落解放運動に対する反革命的役割は、69年3月の矢田教育差別事件以降の、その実際の行動において全面開花した。かれらの数え切れないほどの差別言動の中、例えば矢田教育差別事件から昨年の高槻六中、吹田二中に至る一連の教育現場における差別事

件を見てみるとよい。差別と選別の教育体制をますます強化し、教師の民主的諸権利を奪い、かれらを低賃金と重労働においつめていふ日本帝国主義ブルジョア権力の攻撃の前に、階級的闘いを組織しえずに分断され、権力のふりまく「聖職」意識に屈服させられ、文書通り、権力機構の末端として再組織され、差別者に仕立てあげられたある大多数の教師大衆の意識と立場を、日共は公然と代弁したものである。

のみならず、彼らは、教師大衆を煽り、その苦惱の根源が三百万部落大衆にあることをデッチあげ、更にそれとどまらず、公然たる差別者として部落大衆を攻撃し、その要求を抑えこむために権力の手を使つたのである。高槻六中や吹田二中では、解放教育の担い手たるんとした教師達の闘いをつぶすために「高校受験にさしつかえ、人並以上の教育をしてほしい」という父兄のエゴイズムを煽り立てて動員し、なりふりかまわず白昼公然と露骨な差別キャンペーントをまきちらしたのである。これが、アジア侵略反革命路線の下日本のプロレタリア人民への弾圧と差別分断・支配を強める日帝の官僚的警察的独裁に屈服し、その忠実なる一翼たるもの姿でなくして何であるう。現代における社会排外主義の徒輩でなくして何であるだろうか。

われわれは、部落問題に対する日共のこうした行動が正当化される理論的根拠にまで、その批判を貫徹しなければならない。

まず第一に、日共は近年、部落差別を「封建遺制」とする立場を

非常に強調している。「わが国における部落問題とは、歴史上、徹底した民主主義革命が行なわれなかつたために、封建社会でつくりあげられた最下層身分としての『えた・非人』という身分差別が、資本主義の発展に伴なう階級闘争の中で変化していながらも、残存している封建遺制の問題である」（『部落解放運動とイデオロギー問題』一九七〇・二、P・一一）とか、「部落差別は前近代社会の封建的生産関係を基礎とする支配・被支配の関係の中で作り出された身分差別であり、それが、歴史上、徹底した民主主義革命を行なわれなかつたために、資本主義が高度に発達した今日まで残されている封建的なのこりもの一つである」（同書、P・一四三）など、かれらの文書のどれをとっても最初に強調される前提である。たしかに「えた・非人」という身分制度が徳川封建制において作られ、強化されたということは歴史的事実であるし、それを温存・再編しているという意味で「封建的な残り物」であり、しかもブルジョア民主主義的権利の制限であることも事実である。だが、この身分制の階級的意味を考えてみると、封建制下においても「えた・非人」という身分は何ら特別な階級的特性をもつたものではなく、きわめて政治的な身分であったのである。ここでわれわれは、この身分が制度として封建制の解体期（江戸時代）に登場し、かつその危機の深化（元禄以後）と共に、差別が一層強化されたといふことに注目しなければならない。すなわち「えた」身分は一般の本百姓よりは、はるかに劣悪な狭い土地しか与えられずにそのこ

による生活の再生産の不可能を見こして皮革業、竹細工、行刑の下働きなどの副業が与えられていること、「浮浪人、近親相姦者、男女情死の失敗したもの、その他罪あるもの」が「非人」の列におりとされるということとあわせて考慮するならば、明らかに部落大衆が農奴の土地縛縛、農奴からの剩余労働搾取のための、経済外的強制のための、領主・農奴の身分制度の崩壊を防ぐための懲罰的身分であったのである。

（「土農工商」の身分制の固定化と共に、それらの下に最下層身分としての「えた・非人」がつくりだされたのであるが、政治的・懲罰的身分であるという点では同じ性格をもしながらも、両者の区別も明確にされたのである。つまり、「エタ」身分は、特定の生業と居住地に縛りつけられているという点で、その身分はより固定的・永続的で、階級社会の生み出す一切の悲惨と汚辱を全て集中され蓄積されたのである。（「非人」身分の場合には「足抜け」制度があつた）こうした特定の生業に結びつけられているということから日共のように「封建的生産関係の基礎」から形成された身分のように把える誤まりが生まれるのである。だが「賤民あつて賤業あり」ということであつて、決して逆のではない。「えた」身分は、支配者どもによつて、自己の支配体制の維持のために「社会外」へと永続的に追いやられた最下層身分なのである。

日本における封建制の解体期には、ヨーロッパと同様に、商品經

済の拡大と商人資本による収奪が進行したのであるが、封建領主は、一方で土地売買の禁止や徳政の乱発などの手段でこの過程に抵抗すると共に、他方では没落農奴を「人非人」的身分として固定化することにより、農奴の逃散を防ぎ、そのプロレタリアへの転化を阻止したのである。だから、単に部落の存在を「上みてくらすな下には下がある」といった農奴への死重としてのみならず、むしろ、こうした懲罰的身分として作りだしたというところに、その中心的な階級的意図があったというべきである。（このことは、最下層の警察吏として農民一揆の鎮圧にかりだされ、また他方では、密偵的な役割をさせられたりすることによって一層深く人民内部の分裂の強化に利用されたという点にも明白である。）このようにして、封建時代におけるこの身分の階級的性格を考えるならば、一層、部落差別が、地主制や半封建的貧農などの「封建遺制」とは同様に論じえないことは明らかである。

ところで現在、こうした「封建遺制」論は、闘争の発展と論理の破綻から、次第に後景に退いてきているのであるが、七〇年代になって突如として出現し、（六九年の「今日の部落問題」では、「單なる封建的遺制ではない」という点に強調がある。そして注意しなければならないのは、矢田教育差別事件の過程で、この「封建遺制」論が出ていたことである）。議論を一五年ほど後退させた日共のこの強調ぶりにこそ意味があるということである。すなわち彼らは「部落問題は既にすぎた問題である。何をいまさら……」

大多数の住民が労働者階級の底辺を構成するさまざまなかたちの相対的過剰労働力としてプロレタリア化し、あるいは貧農、半プロレタリアとして生活することを余儀なくされている。」（P一四六）と述べ、一見するところ、部落問題を全体の階級支配の構造の中に位置づけているかに見える。だが詳細に検討すれば、かれらは「部落差別」と「米日反動の搾取、収奪とを別々に切り離しているのであり、このことは「部落民は身分的差別からの解放と階級的な搾取、収奪からの解放という二重の解放が必要である」という表現にも現われている。つまり、かれらは「部落差別」「身分問題」「封建遺制」と把え、この差別からの解放を、市民的権利の獲得（政治的民主主義）の闘いとして完結させ、あとは一般労働者と同一の搾取、収奪との闘いとして切り離すのである。ここに、かれらの「封建遺制」論が見事に完成する。

すでにわれわれが見てきたように、封建時代における部落差別は自らの階級支配を維持するために支配階級が作り出した、きわめて政治的、懲罰的な身分差別であり、封建的生産関係そのものに基礎をもつたものではなく、その意味できわめて不合理な差別であった（そうであるからこそ、胸に五寸四方のケモノの皮をはるなどといった常軌を逸した差別が行なわれたのである）。とするならば、もしも農業社会においてこそ、この身分的差別を温存し、自らの階級支配のために利用しようとするブルジョアジーの階級的意図が

資本制的生産関係の中に合理的な基礎をもつて展開されているとい

ていう主張を、この強調ぶりの中に暗にこめているのである。いざれにしろ、この封建遺制論は、かつての講座派系の日本資本主義論にうらづけられたものとは異なり、単なる政治的な、それこそまったくの「残りもの」として把えられているという点で、ブルジョアの立場に立ったそれと同質の、最悪の、最右翼の理論である。

したがって第二に、かれらには「根のない花が何故咲きそらのか」ということを全く説明することができず、「民主主義革命が不徹底であったから」とか「米帝がかれらの対日支配に必要なかぎり歴史的事実を取りあげるが、「支配階級が……教育やマスコミを使って流入」したからであるなどといふ子供ままで片附けざるをえないものである。そして遂には、「部落差別を含めて、ふるい身分関係は、資本主義の発展にとって、封建社会のように絶対必要なものではなくなっている。独占資本主義は自分たちに必要なかぎりで部落差別を現状に適応させながら残し、利用するし、それが生産力の発展にとってじやまになり、政治支配の基礎を拡大編成する必要があれば、みずからの手で融和主義的に部落問題をあつかい……」（同書、P一二四）などと、部落差別がなくなってしまっているかの如き主張をしだすのである。

そして第三に、「部落住民は……いまなおブルジョア民主主義的な市民的権利すらも完全に保障されていない状態におかれている。さらに部落住民はこの差別とともに独占資本の搾取、収奪をうけて

いうるのである。ブルジョアジーが、その階級支配において、労働者階級の一部を常に食うや食わずの状態におき、「飢えの自由」を具体化せねばならない。（産業予備軍の形成は、資本の運動そのものの必然の産物である）ということは、この生産様式の必然の產物である。

日共は一見、左翼的ポーズをとりながら、部落差別をブルジョア階級支配の構造から把えるのではなく、「身分的差別」「封建遺制」とすることによってブルジョア民主主義の中に部落問題の一切を押し込めてしまうのである。こうした観点を立証するために、かれらは、部落内部の階級構成の分析に没頭し、一般労働者と同じであることを証明しようとすると。そして出てくる結論は次の二つである。

一つは、「部落の貧困は、基本的に、一般労働者・農民・中小企業家とかわらず……」ということ、つまり、誰でも困っているのだからせいたく言うな」ということであり、二つには、「部落住民を單純に「停滞的過剰人口」や「非熟練工」のなかに位置づけ、これが部落差別の「本質」だなどと規定したのでは、れっきとした労働者や農民、中小商工業者などは、部落住民ないしは部落出身者としていだいている要求や力を部落の完全解放のために十分役立てることができないので……」（P一二三）として、中小商工業者の利益を擁護し、部落大衆の利害と彼らの利害とを対置させ、対立させ

以上のような差別言辞に満ちた日共理論の実践的帰結は何である

のか。

第一に、「部落住民は身分制からの解放という独自の民主主義的要要求をもつてゐるが、それは米日反動の支配をうちたおす民主主義革命の中ではしか実現しないのだから、その主体である労働者階級を中心とした民主勢力との共同闘争を発展させる方向」でとか、民主主義革命を実現する反帝反独占の統一戦線の一翼として……といふ、共闘・統一戦線を理由として、部落大衆に一般人民労働者の統制とその利害への従属を強要する立場である。民主主義という同一の原理に基いているとするにより、部落大衆の要求、運動と反帝反独占の利害を対置し、「民主統一戦線→民主連合政府」へと統合し、それに反対するものを反共主義と切りするのである。いわゆる「封建遺制」の強調ぶりは、まさに民主統一戦線の利害に一切を従属させるための理論的粉飾にすぎない。このように、大衆のもつ不満の一切を「民主主義」で集約することによって、統一戦線を自己目的としたり、その裏返しに統一戦線をセクト的に分断するといった日共の思想の根本には、資本主義を民主主義で批判してきた日本革命運動の思想的誤謬があるのであり、戦前の日共の「戦闘的民主主義」の戦闘性を一切清算した、最悪の、右翼的民主主義である。

第二に、こうした論理の成立する前提には、反帝反独占の統一戦線の担い手が差別者であるはずはないという観念がある（まして、その指導者たる共産党はなおさらそうであるという観念があるので）。

## (二) ブルジョア階級支配における

### 部落差別

以上のようすに、部落差別を「封建遺制」ととらえる反動的理論に基づいて、日共の部落解放運動への敵対が正当化されているのであるが、現実には、部落解放同盟の破壊策動にやつきて、現在の部落解放同盟理論にありとあらゆる悪罵をあびせてゐる。われわれは、部落解放運動の実践の中から生み出された理論として、正しく評価した上で、「部落差別とはなにか」についてのわれわれの把握を明らかにしてゆこう。

部落解放同盟は、その理論的成果を、部落差別についての四つの基本認識として定式化しておりわれわれもそれにそつて検討しているのである。経済白書の「ちぢまつた所得格差、上昇した所得水準、あとは社会福祉と公害、住宅、都市問題である」というのは真赤な嘘である。「一方における富の集積は、他方における貧困、労働区、奴隸状態、道徳的墮落……の蓄積である」というマルクスのテーゼが、百年後に見事に証明されたのが、現代日本の高度成長である。繁栄を歓喜し、あたかも時代がかわったごとく騒ぎ立ててゐるのは、資本家階級と労働代官、都市小ブル、学生及び大企業のうちのほんのわずかの労働者にすぎないのだが、それでも一〇〇〇万人をこえ、資本家階級の世論操作と高等消費の対象として意味のある数的比重を占めている。この過程はまた、資本の有機的構成を極度に高度化させ、社会的生産力を増大させ、その生産手段に比しての労働力の比重を大幅に引き下げ、莫大な過剰人口をつくりだす一方、その過剰人口を全くの低賃金で使うことによつてやつと成立している多くの企業をつくり出した（この期間、小企業、零細企業が一貫して増加している）。独占資本と銀行との癡着による金融資

はおどろくべき発展をとげ、ブルジョアジーの手元に蓄積された生産手段と富は、この間一〇〇倍に達したといわれている。莫大な富を蓄積した日帝ブルジョアジーは、六五年以降、露骨な膨張・侵略体制へ転じたのであるが、だが、この高度成長の過程で労働者階級

「労働者階級は差別観念とは無縁である」として、「社会意識としての差別観念の存在」を懸念に批判する。ここから実践的には、糾弾闘争を全面的に否定するに至るのである。

これらの実践的方向にこそ、日共の本質があり、この間の差別の煽動の根柢があるのである。かれらの部落解放運動への反革命的敵対は、こうした体系性をもつたものであるが故に、部落解放運動の前進のために、そして、プロレタリアートの眞の階級的利益のために、日共の根底的な粉碎に立ち上らねばならない。

- ① 日常部落に生起する問題で、部落民にとって不利益な問題は一切差別である。
- ② 部落民は市民的権利の中でもとくに就職の機会均等の権利が行政的に不完全にしか保障されていない。すなわち部落民は、差別によって主要な生産関係から除外されていることであり、それが差別のただ一つの本質である。
- ③ 独占資本の超過利潤追求の手段として、部落民を差別によって主要な生産関係から除外し、部落民に労働市場の底辺を支えさせ、経済的には一般労働者の低賃金、低生活のしづめとしての役割を果させ、政治的には、部落差別を温存助長することによって部落民と一般労働者を対立させる分割支配の役割をもたされている。
- ④ 差別観念は、社会意識として一般的普遍的に存在している。

ところで、この四つの基本認識には、今日の部落の悲惨な状況が何によつてもたらされているかという根本的な問題が不間に付されていることである（②の「本質」も、現象的な原因の指摘にすぎない）。

一九五五年から始まつた高度成長の過程において、日本帝国主義はおどろくべき発展をとげ、ブルジョアジーの手元に蓄積された生産手段と富は、この間一〇〇倍に達したといわれている。莫大な富を蓄積した日帝ブルジョアジーは、六五年以降、露骨な膨張・侵略体制へ転じたのであるが、だが、この高度成長の過程で労働者階級

本は、技術、原料の独占下請制、問屋制などの系列化、金融支配の網の目、独占価格による売りつけによって、七〇万に及ぶ中小、零細企業が過剰人口から搾り出す利潤の大部分を自らのもとに還流させる。こうした全面的支配と強制の金融寡頭制によって、労働者階級の最後の血の一滴までしぶりあげてきたのである。他方、農地改革によって地主を介せず、資本の支配網に組織化できた農村においては、農民に独占価格による新生産手段を売りつけ、他方、生定物は価値以下に買いたたすことによって、かつての小作料分以上を直接受奪し、これらを破産せしめ、過剰人口のますます推積する源泉をつくりだしている。

今日、日本の労働者階級の約半数は文字通り飢えに頻している。そして我々は、部落大衆の悲惨がこの日本の労働者階級の苦悩と貧困の集中的表現であることを、一切の問題の出発点におかねばならない。だから部落大衆は何か「封建的貧困」の中にあるのではなく労働者階級全てにとっての現実的運命である相対的過剰人口または産業予備軍が、現に存在するというこの事態は、ブルジョアジーの階級支配にとって、このうえなき強力なテコを提供する。部落差別という身分的差別によって、資本制生産の生みだす必然の産物たる相対的過剰人口の中に、もつとも劣悪なる地位をもつて固定化せらることでもって、資本主義生産の労働者階級に与える一切の汚辱と災禍を一身に集中されているのである。

資本制的生産様式の性質そのものが、部落大衆の悲惨な現実をつ

くり出しているのであり、部落大衆は今日、労働者階級の根本的な階級利益とその根本的利益を共にしており、ここに部落完全解放が資本主義打倒を前提としてのみ実現しうるというわれわれの立場が存するのである。

したがって、ここから、解放同盟の四つの基本認識について検討してみよう。

まず①のテーマについて。これは、部落大衆が一貫して資本主義の生み出す過剰人口の中にしぶりつけられ、現在なお又、その最低辺に位置しているという「歴史性と社会性」としてつかんだときのみ、このテーマは、決定的重要性を帶びているのである。もともとこのテーマは、部落差別を抽象化する差別者のやり方に対する闘争と、不利益を自己の責任とする部落大衆内部の敗北思想に対する闘争として生まれたのであるが、しかし、それと有効に闘いうるためには、差別の内容を提出しなければならず、そのためには、部落差別の根本に、階級支配が厳として存在することを明らかにして初めて可能なのである。

次に②のテーマについて。四つの基本認識の中でもっとも問題をはらむのはこの第二テーマである。部落大衆が今日、独占大企業や公務員からしめ出されている現実ははつきりしている。そして、このテーマは、過去における「身分闘争と階級闘争」を対立させたり「貧困と差別の悪循環」という客觀主義を克服し、実際の闘争の必要上から提出されたものである。すなわち、このテーマの背景には

一九五一年のオールロマンス闘争以来の行政闘争の発展があり、部落解放運動を単なる告発運動から支配者階級（直接的にはその末端の代理人たる権力であったが）における階級闘争に発展させたという意味では重要である。だから、日共のように、封建遺制からする反動的批判に對しては断固、擁護されねばならない。だが、われわれはこの定式化には誤りがあり、かつこれが固定化されると、同対審答申の融和主義に道を開くことになることを明らかにしなければならない。

このテーマには三つの内容が含まれている。第一は、市民的権利が行政的に不完全にしか保障されていないこと、第二は、そこのことによって基本的生産関係から排除されていること、第三は、それが本質とされていることである。

まず第一の点についていえば、市民的権利についての不十分な見解が表明されていることである。すなわち、市民的権利は、ブルジョア社会の労働者階級にとっては実質的には保障されず、たえず空洞化されざるをえず、形骸化されるのであって、だからそれは、行政的に常に不完全にしか保障されないのである。資本家階級が労働者階級を支配・隸属させ、その生活をたえず肉体的生存のギリギリまで追いつめ、肉体的・精神的退化の道に追いやるからこそ、このことによつてのみ、その生産力を増進し、生産を拡大しているからこそ、市民的権利は労働者階級にとっては内容のない空文になるのである。それ故、次のことが、明確にされなければならない。「行

政」の真の犯罪を免罪してはならないこと、すなわち、彼らは資本家階級の権力機構の一翼として、たえずその空文化を正当化し、部落差別を温存し、助長することに積極的に取り組んでくるということを、そしてそれが「行政」の「惡意」によってではなく、資本家の階級の階級支配の道具であるという根本的性格によって生じていることを見失つてはならない。

第二の「基本的生産関係からの排除」という問題については、現実に、独占から中小にいたる企業が積極的に部落大衆に対し、排除採用を行なつていていること、また、一般民に存在する差別観念を助長し、利用することによって部落大衆を排除するといった現実が、根本にあることは確かである。だが、基本的生産関係、すなわち近代機械制大工業の工場制度におけるほど、ブルジョアジーがプロレタリアートを縛りつけていた奴隸状態が明白に現われることとは高いのである。ここでは法律的にも事実的にも一切の自由がなくなつており、労働の内容が奪われ、機械の付属品になつており、そこでの安定とは、忠実な資本の番犬になることによって保障されているのである。ここでは、こうした認識がほとんどまったくといつていほど欠けている。

だから第三に、これが「差別の本質」であるとされてしまうのである。それを「本質」とすることによつて、結局は、「基本的生産関係」に入ることによつて、部落は解放されるという幻想をもつ部分を生みだすおそれがある。そしてまた、部落差別の原因を、「行

政」—「権力機構の一部」に求めていることである。そしてこれは同対審答申の基本見解であり、それ故、このテーゼは同対審答申で承認されているのである。總じて、このテーゼは解放運動の歴史的成果に立って提出されている点において評価されねばならないが、資本主義と政治権力の関係、政治権力と行政の関係、基本的生産關係に対する幻想などの小ブル的見解を克服しないために、この固定化は、同対審答申に道をゆずる結果となるのである。

さて、③の「部落の社会的存在意義」のテーゼは、四つの基本認識の中でもっとも秀れた内容をもつてゐる。これは、われわれの立場からすると、「部落差別の階級的意義」ということであり、②のテーゼは形態で、これがむしろ本質であるというべきであろう。だから、この項はさすがに、同対審答申においても承認されていない。先に述べたわれわれの基本的立場から、部落差別をブルジョア階級支配の要石として、とりわけ、アジアへの侵略反革命に乗り出し、つゝある日本帝国主義の政治的諸権利の剥奪、社会排外主義者・労働官僚を利用しての分断支配、といった現代日帝ブルジョアジーの階級支配の特質との関係で、このテーゼをより深化させねばならない。

最後に、④のテーゼについて。「差別觀念は社会意識として普遍的一般的に存在する」のは、階級支配の構造を反映して、労働者階級内部に不斷に諸種の一般的差別意識が生み出され（ブルジョアジーに対する屈服の意識の表現）、それが部落大衆との関係において

部落差別としての差別觀念を構成する。したがつて、それは一方で労働者階級の精神的退化を意味し、それに対する圧迫の強さに対する恐怖を意味しており、その状況をのがれるための屈折した表現をなしていると同時に、他方では、その状況を自ら再生産する自己欺瞞的役割りを果してゐるのである。従つて、差別觀念は、この労働者階級の自己欺瞞の意識、資本主義に対する屈服の意識の表現であり、その意味では、社会的に一般的・普遍的に存在すると言わねばならない。

以上のように、部落解放同盟の現在の理論は、解放運動の成果から生み出され、かつ「階級的觀點から位置づける」という方法に立つては、これらのテーゼの相對的正しさは言うまでもない。だが、以上の検討で明らかになつた如く、これらの定式化には、必ずしも「階級的觀點」が貫徹されておらず、誤まりをも含んでおり、それが固定化されるならば、融和主義への屈服に道をゆずりかねない問題があることを見ておかねばならない。

（この論文は、二月に掲載された『烽火』（二八二号）論文を改訂したものです。）

## 階級闘争の現段階と部落解放運動

### ■共産主義者同盟（全国委員会）加納英二

す。のみならず、我々は昨年のいわゆる樺嶋差別事件を、広い意味で我々の陣営から引きおこした、引きおこしたというよりも差別者を生み出すまでに至つたわけです。我々が、まさに差別者樺嶋を我々の手でもつて徹底して糾弾しえず、彼を許容し、そのうえ彼がま

ただ今、司会者の方から紹介されました共産主義者同盟（全国委員会）の加納です。

狭山差別裁判糾弾争勝利—5・20部落解放研究集会に結集された諸君！兄弟諸君！共産主義者同盟全国委員会から、この集会に参加された諸君に、現段階の階級闘争の性格と部落解放運動についての我々の基本的な立場と姿勢を明らかにしたいと考えます。

この間、我々の機關紙である「烽火」で、三回にわたつて部落解放運動に対する基本的な姿勢と立場とを明らかにしてきました。しかししながら、そこでは極めて抽象的にしか述べられませんでした。というのは、この間の我々が、とりわけ「新左翼」運動十数年の歴史の過程の中で、我々の主体的なとりくみがなされなかつたからで

す。のみならず、我々は昨年のいわゆる樺嶋差別事件を、広い意味で我々の陣営から引きおこした、引きおこしたというよりも差別者を生み出すまでに至つたわけです。我々が、まさに差別者樺嶋を我々の手でもつて徹底して糾弾しえず、彼を許容し、そのうえ彼がまればならない。そのことを我々が糾弾を受けとめる過程の中で、糾弾に対して、全面的にうけとめるということは、まさに差別者を絶対に許さない、そして差別者と徹底して闘うということ、この姿勢とこの思想を獲得してきたのですが、これを実践的に獲得していく過程—これがこの数ヶ月間のわれわれの偽わらざる部落解放運動に対する中心的な実践であつたわけです。

またこのことは、単にこの数ヶ月なり数年間の問題だけではなくて、共産主義者同盟が結成（58年）されて以降の、ある意味で「新左翼」総体の根底的な思想的脆弱性の問題としてあるわけです。確

かに、それを一言でいうならば、急進主義というべきかも知れません。しかし、それでもってことが解決するわけではないわけです。

まさに我々が断固として、プロレタリアートの解放にむけての基本的な任務を遂行し、かつその最先頭に立つて闘うべき党の任務を果すべく、またその根底からの止揚をはかるために、この間の活動をやつてきたと考えているわけです。このような経過のなかで、我々の機関紙上で三回にわたって、部落解放運動に対する我々の姿勢というものを明らかにしてきましたし、また我々の基本的な立場といふものを明らかにしてきました。

我々はもつとも革命的な階級であるプロレタリアートの指導の下に、（プロレタリアートの独裁において）まさに徹底したプロレタリア民主主義とその社会革命の過程の中において、真に部落が完全に解放される、そのようなものとしてプロレタリア革命を考えなければならぬ。したがつて、反対に部落解放を自らのうちに含まない、部落解放を抜きにした、そのようなプロレタリア革命というものは、我々のいうところのプロレタリアートの解放ではないわけです。まさに、その意味で、マルクスやレーニンのいた、他の抑圧された民族であれ他の奴隸され、抑圧されている階層であれ、プロレタリアが差別するということは、プロレタリアは自ら、権力のあるいはブルジョアジーの奴隸になりざがるということ、この言葉を我々はかみしめなければならない。

したがつて、我々の基本的な立場といふものは、プロレタリアー

トの指導の下において、真に部落の完全な解放が実現されるということです。しかしながら、現実にはどうだらうか？ 現実には、この数年間、高度成長過程の中ににおいて、日本のプロレタリアートは、

やはりその差別分断支配のなかで搾取・抑圧させてござるをえなかつたし、実際この高度成長過程のなかにおいて、現実にはプロレタリア総体は、極めて零落と貧困の過程にあつたことは事実であった。

六〇年代の初期において、釜ヶ崎「暴動」・山谷「暴動」という、あのような「暴動」が、まさにプロレタリアの徹底したとにかく搾取と奴隸と抑圧のなかから、その怒りと憎しみをもつて立ち上がりた闘いが連続しておこったことにみられるし、その過程のなかで、まさに釜ヶ崎や山谷で、最も圧迫され零落してきた労働者が広範に増えてきたというこの事実、あるいは現に、大企業労働者や本工労働者にしろ、この十数年間の過程のなかに徹底した労務管理と職制や労働官僚のもとにおいていためつけられたこと、またこのようない過程のなかで、若年労働力の不足などといわれながらも実質的には、そのなかで青年労働者たちは自分の身を削り、すり減らし、ボロボロにされてきた、このよろ現に進行しつつあるプロレタリアの隸属がすべて陰蔽されてきたのが高度成長過程だったと思うわ

けです。

このような現実に零落の過程をたどりながらも、実際には一部の上層の、一部の買収された労働官僚を軸にした帝国主義的な労働運

動が育成されていくなかに、実質的には労働者が部落解放運動の前進を、部落解放運動を自らのものとしてうけとめることができなかつた。まさに、権力の差別分断支配に屈服してきたプロレタリアートが、自らを解放するためには、部落の解放をぬきにしてはありえない。このよろ立場と思想をもつておられる労働者がこの集会に多く結集されていると思うのですが、このよろ思想と決意をもつて、現在われわれも闘っています。このよろ立場を明確に、我々の基本的な部落解放運動に対する立場として説明したいと思っております。

しかしながら、このよろ立場が、ある意味では抽象的で客観的な立場の表明であることも事実ですし、現実の部落解放運動がつぎあたつている諸問題についての明解な解答にほど遠いことも十分に理解しているわけです。したがつて、それらの問題について、われわれがこの間、「烽火」紙上のかで明らかにできなかつた、△部落解放運動と階級闘争との関係を、我々の立場からおこなつていく必要があると思います。

部落解放運動と階級闘争を、△スコラ論議的に△、例えば、区別と連関であるとか、区別と区別であるとか、そういう形でも遊ぶといふ問題では決して正しい内容をつかむことはできない。まさに

現実の階級闘争といふものは一つであり、その一つの階級闘争のなかにおいて、どのようにして権力の打倒にむけて統合していくのかしかも、これを指導すべき労働者階級が、どのような思想とどのよ

うな実践をもつて自らの指導性を明らかにしていくのか、こうした問題として、現実に、部落解放運動と階級闘争の問題があるわけです。この現実の階級闘争と部落解放運動の前進、この現実をぬきにして、いわゆる部落解放運動と階級闘争との連関は語りえないといふことを、まずはじめに確認しておきたい。

我々は、先ほど述べたよろ一連の、この十数年間の共産主義者の同盟、あるいは広い意味での「革命的左翼」の根柢的な思想的脆弱性を、ひとことでいえば、我々の△チブル急進主義的な傾向を克服して、現実の階級闘争のなかでつけられた糾弾を、まさに全身でもつて、全組織でもつて、あらゆる戦線でもつて受けとめ闘いきること。まさにこの実践的な過程を我々は、五〇数年にわたる部落解放運動の教訓に学び、そして現在、部落解放運動を指導している組織である部落解放同盟と堅く連帶して闘つていくという原則的な立場を、まず第一に確認して、次に我々の具体的な展開を明らかにしていきたいと考えるわけです。

六五年に「同対審答申」が出され、それをかちとつてきた部落解放運動の前進は、まさにこの「答申」を契機にして、巨大な前進をみせたということは事実である。とともに、このような部落解放運

動的巨大な前進の過程において、この同じ時期に、六三年五月の埼玉県狹山市でおこった女子高校生殺人事件の「犯人」としてデッヂあげられ、差別と、まさに権力による圧迫と抑圧のなかにおいて、第一審で死刑判決にまで追い込まれた石川一雄氏の不屈の闘いがあつたわけです。

これは、部落差別の数十年、数百年にわたる、封建時代以降の徹底した身分差別を行なってきた支配権力の部落差別攻撃の、そのもつとも頂点たる攻撃として、六〇年代の中期から後期にかけての時期にあつたということ。そして、(これは部落解放同盟が出版している新聞や機関誌において非常に詳細に糾弾闘争の報告がのつていて)、現にこの数年間、部落差別は圧倒的に、急激に増大している。まさにこのような過程が、六〇年代から七〇年代にかけての部落解放運動の前進であり、また部落解放運動の問題である。すなわち、一方における「同対審答申」と、それを契機にしたところの部落解放運動の前進、もう一方における狹山差別裁判にみられる徹底した権力による部落差別攻撃であり、そして不斷に、その過程のなかで増加してきたところの部落差別である。つまり、「同対審答申」の問題と、狹山差別裁判——糾弾闘争——を一体のものとしてとらえなければならぬ。このことを一方だけ切り離して、「同対審答申」の評価とか、あるいは見解とか批判というものをとらえ、またこれとは別個に、狹山闘争や糾弾闘争をとらえる基本的な見解には、やはりきものを簡単に明らかにしておきたいと考えます。

### (3)

のか、という一つは究極の目標の問題をもつてゐる。そして、このことと同時に、現在の帝国主義の動向が、まさにどのような危機にあるのか、あるいはますます安定しているのか、という問題とまったく不可分な問題として、現実の部落解放運動における、当面の課題に対する回答の相違があるということです。今、このことを全体で確認したうえで、現在の帝国主義の動向と階級闘争の性格といふものを簡単に明らかにしておきたいと考えます。

まず第一に、(これは基調報告の二ページ目の中段の終りのほうに書いてあります)戦後世界体制が、五〇年代末から引き続いて全面的な動搖と危機の時代に入ること、このことが我々の現代世界に対する基本的なとらえ方です。これは、ある意味においては、一九二〇年代から三〇年代にかけての世界大恐慌を経た、いわゆる第二次大戦に至る過程の世界的な危機と動搖というものと、内容上なり、現実の推移といふものは違うわけだが、類比的にみると、ならば、そのようなひとつ的世界史的な転換点にたっているということ、そのようなものとして我々は、この六〇年代から七〇年代の現在の動搖と危機といふものをとらえる必要があると考えているということです。

われて危険な傾向をはらんだものとして、我々は抱える必要がある。このような過程といふものは、しかしながら、先程からの諸君から、現実の階級闘争のなかにおける部落差別であり、民族差別であつて、あるいは「障害者」に対する徹底した差別攻撃であるという現場からの報告があつたように、このことはまさしく軌を一にして、この六〇年代中期から後期にかけての階級闘争の性格を規定しているものだということを見なければならない。すなわち、「同対審答申」と狹山差別裁判とを一体のものとしてとらえると、この観点を堅持するならば、このような過程は、どのような現実の階級闘争、あるいは現実の権力なり日本帝国主義の動向に規定されているかといふことに簡単にふれないのでない。したがって、簡単にこの点にふれて、「同対審答申」と狹山差別裁判糾弾闘争に対する我々の立場・見解を明らかにする必要があると思つていています。

特に、なぜこのような帝国主義の動向の問題をいうのかといえば、これは決して単なる階級闘争のあるいは部落解放運動や狹山差別裁判糾弾闘争の背景を明らかにするという意味ではない。つまり、現在の部落解放運動内部におけるところの一つの、あるいはいくつかの傾向といふものが、現在の帝国主義のどのような布陣と、どのような戦列で闘つていくのか、そしてそれはどこに至るのかと、例えば、それは民主主義革命として民主連合政府に至るのか、あるいは人民独裁に至るのか、あるいはまたプロレタリアートの独裁に至る

それは、經濟的圧力と軍事力でもつて恫喝しながら、世界の憲兵として君臨してきたところのアメリカ帝国主義による世界支配体制といふものが、まさにあのベトナム人民の英雄的な民族解放闘争の前に、敗北に敗北をかさねざるをえなかつたこと、そして、まさにこのことは、昨年の「和平」会談からベトナム「停戦協定」に至る過程の中で、米帝の敗北が決定的なものとして全世界の人民の前に明らかにされた。このような過程は、軍事的な勝ち負けの問題だけではなくて、まさしく、ベトナム人民の民族解放闘争は、それを指導しているところの理念が、自らの闘争を世界革命の一環として位置づけながら闘つてることを示してゐるわけです。したがつて、それに敗北していったアメリカ帝国主義、反革命的な勢力といふものが、このような革命勢力に対する反革命勢力として立ち現われ、そして、敗北していくこと。そのような一つの国際的な階級闘争の画期的な地平を、この六〇年代から七〇年代にかけての闘いが明らかに示していることです。

このことから、アメリカ帝国主義そのものの国内に生じた事態を、そのまま推測するわけにはいかないけれども、六〇年代から激化した黒人解放運動——ブラック・パンサー等々による階級闘争の激化があり、そしてまたたく間の社会的な混乱、経済的な地盤沈下というか経済的な危機、そして現在のウォーターボーイ事件にみられるよう、まさに徹底した権力の腐敗が進行している。このような帝国主義の腐朽が徹底して進行しているなかで、しかも同時に、アメリ

力帝国主義の國際的な地位の相對的低下とアメリカ帝国主義を軸としたところの戦後世界体制、いわゆるヤルタ・ジュネーブ体制の決定的な崩壊というような危機が現在進行している。

そのような意味において、我々はまず、現代が世界史的な一つの転換点であり、帝国主義の体制的な危機として現在をとらえなければならない、というのが第一である。

そして第二に、この同じ世界体制というものが、戦後ヤルタ・ジュネーブ体制として確認したところにみられるごとく、まさに、ソ連「労働者国家」を社会帝国主義へと、つまり「口先では社会主义実践上は帝国主義」という規定をレーニンが与えたところの社会帝国主義へ転化させ、ソ連を屈服させることによって、いわゆる「平和共存体制」が確立されたのです。つまり、国際階級闘争なり、国際共産主義運動の見地からみるならば、米帝を中心とする戦後ヤルタ・ジュネーブ体制が、先程も述べたように、ベトナム人民を中心としたインドシナ三国人民の英雄的な闘いのなかで崩壊してきたわけです。まさに、この過程のなかで、中ソ論争から現在に至るところの、中共とソ連の徹底的な党派闘争、いいかえれば、民族解放闘争を指導し、あるいは民族解放闘争の大後方として位置してきた中国共産党による徹底したソ連共産党に対する批判によって、国際共産主義運動が根底から分岐したということです。このことは、現在の戦後世界体制の世界史的な意味での崩壊、そしてある意味では、共産主義運動の新たな世界的な意味での中心軸の建設と、全世界の

て、三次防一四次防というのが謀られている。

例えば、非常に偶然ではあれ象徴的なことです、六三年の五月十六日から十六・七日頃に、いわゆる朝鮮戦争がおこることを想定した一北朝鮮から南下してきたということを想定した一いわゆる自衛隊による「三矢作戦」が行なわれた。

ちょうどこの同じ時期、つまり六月十七日から二日前後というのが、まさしく狭山事件において、石川氏を別件で起訴し、再逮捕して、徹底した差別と抑圧の圧迫を加えながら、うその白目」とデッチあげをおこなつていった時期であつたわけです。

このようにきわめて象徴的なわけですが、一方において、アジアにむけた徹底した侵略反革命体制をうち固めながら、他方においてまさに徹底した部落差別を強要するという体制をこの六三年六月といふのは端的に示しているわけです。これは、五五年段階以降の一貫した政治・経済・警察機構の中央集権化というブルジョア権力の暴力機構の一貫した整備という過程と軌を一にして始まっている。こうして、六五年以降の過程のなかで急速に展開させつつ、官僚的警察的独裁の、一握りの官僚とブルジョアの癡着を軸に、暴力的支配を貫徹していくような体制として、官僚的警察的独裁体制が敷かれ強化されている。

そして、昨年の五・一五の沖縄「返還」を軸にしたアジアへの第一步の踏みだしを、日米共同でもつて侵略反革命前線基地としての徹底した機能を沖縄に負わせている。まさに沖縄「返還」とは、ア

階級闘争を統合し、統一するものとして、再建していくべき重要な時代に我々が存在しているんだということ。このことを我々は、第二の問題として明らかにしておく必要がある。

第三に、日本帝国主義の独自の復活過程のなかで、五五年から六〇年代にかけての高度成長過程のなかで、ブルジョア支配階級はプロレタリア人民・大衆に対する強度の搾取と収奪、そしてそのなかにおいて、徹底して差別分断支配を強化してきている。一方において、「後進諸国」に經濟的に進出していく。のみならず、その經濟的侵略は軍事的な対決を含まざるをえないということが、まさにアメリカ帝国主義を敗北に追い込んだ主体的な勢力としての民族解放闘争の力であつたわけです。

したがつて、東南アジアへのこのような經濟的進出、商品輸出から資本輸出への六五年を画期としたそのような過程のなかで、まさに強權的にアジアへの侵略と民族解放闘争に対する反革命的な対応を準備しながら、東南アジアへの侵略を謀らざるをえない。このよな過程を日本帝国主義はたどつてきている。そして、この過程は同時に、徹底したプロレタリア人間にに対する搾取と収奪、そしてより一層、プロレタリアートを零落させ、貧困化させ、一切の闘争能力を奪わんとするような極めて強度な抑圧体制をつくりあげていく過程であつたのです。実際、日本においては、軍事的な侵略にむけ

ジア侵略反革命にむけた直接的のりだしの第一歩であるということを、この一年間の沖縄人民に対する徹底した土地と海の略奪、とどまる所のない物価の騰貴、インフレ、さらに具体的には自衛隊の派兵として示されている。そして、基地機能の合理化と強化として進んできているわけです。

このような過程で、まさに現在、小選挙区制の提案もでてきていいわけです。そのような六五年段階以降の急速な官僚的警察的独裁体制の強化というものは、この二年間ほどのあいだだけでも、徹底したブルジョア専制支配として進められてきていることを我々は是非とも見ておく必要がある。

次に、このような六〇年代の階級闘争のなかで、高度な強蓄積過程をたどりながら、プロレタリアートの一部上層部分を買収しながら、帝国主義的労働運動を育成しつつ、他方で徹底したプロレタリア人民に対する分断を図ってきたわけです。なによりもこの六五年を契機にして、このようなプロレタリア内部、人民内部のなかの指導的な、あのきわめて露骨な日本共産党の社會帝国主義への転化の過程が進んできている。

日本共産党は、六〇年代後半のこのようなブルジョアジーのひとつの危機の前兆と、そしてそのなかにおける我々を中心とした実力闘争・武装闘争の展開、(このことの限界は、限界といふか、これ支えてきた主体的な限界といふのは、先程も諸君が述べた通りですが、しかしながら)このように切り拓いてきた階級闘争の最先

端部分に対し、日本共産党は、まさに権力の別動隊としての役割りを果してきた。これは、六七年の羽田に始まる実力闘争から全共闘運動の過程において、（既に、この集会のなかでも身をもつて体験してきた諸君もおられると思いますが）、最も階級闘争の熾烈な形態をとつて現われたところに、日本共産党は、まさに反革命として立ち現われている。このことを我々は、このかん、実践的に確認してきたわけです。

六九年の矢田教育差別事件を契機としたまつたくの差別者としての居直りから、徹底した部落解放同盟に対する権力の手先としての妨害と破壊。この彼らの現実の姿を見るならば、まさに階級闘争の最先端、権力との攻防の最先端に彼らはいつも反革命として現われていることを、やはりこの間の実践が何よりも明らかにしている。

彼ら日本共産党の犯罪的な姿は、吹田反入管、あるいは、他の戦線からの報告でも暴露されております。

このような日本共産党の社会帝国主義への転化という事態にもかかわらず、最も抑圧された労働者階級人民の闘いの前進は、目を見はるものがあります。それは、歴史的・差別、抑圧され、無権利状態におかれてきた部落大衆の闘いの前進、そして中小未組織労働者の持続した闘いに最も顕著であります。

未曾有の決起で応えた今春闘等の情況の中で、日本帝国主義の危機は更に促進されつつあり、このような階級危機として日帝の危機

力形態の転換の過程において、無実の一部落青年を「いけにえ」にするという冷酷無比の権力の攻撃である、という意味で、紛れもない政治裁判であります。——これが第二です。

そして第三に、プロレタリアートが、ブルジョアジーの部落差別攻撃に、一貫して屈服してきたことを見すかし、部落差別を許容することのみならず、差別者として登場することをプロレタリアートに強要せんとするものであり、明白に、プロレタリアート人民にかけられた階級裁判であります。六〇年代後半の階級闘争において、一部の上層プロレタリアートの買収による帝國主義的労働運動の育成や、日本共産党のまきちらす排外主義の中で「民主主義」とか「経済成長」とかの美辞麗句に包まれ、プロレタリアートが差別分断支配に屈服してきたことを見え返すならば、とりわけ重要であります。

以上の三つの性格を明確に捉え切ることが、我々の狭山差別裁判糾弾闘争を闘う基本的な立場であります。

この狭山闘争に関しての、より詳細な経過は、先程、配布した資料にあります。それと非常に僭越ですが、「烽火」紙上で展開しています。ここでは時間の関係もありますので、基本的な性格にとどめて次に進みたいと思います。

それでは、同対審答申についてはどうか——を次に述べていきた

いと思います。

これは、階級的危機の段階にブルジョア権力のとる、プロレタリ

が進行していることを、見落としてはならないと考えるわけです。以上、六〇年代階級闘争の性格と物質的基盤を明らかにした上で、少し長くなりましたが、同対審答申と狭山差別裁判を頂点とする部落差別の強化を見ていく必要があると思います。そうすれば、その性格は極めてはつきります。

#### (4)

まず第一に狭山差別裁判については、数百年に及ぶ時の支配階級により、迫害と犠牲を強いられてきた部落大衆の歴史と運命を一点に凝縮した攻撃であり、ブルジョア階級支配における部落差別攻撃の頂点をなす差別裁判として、とらえなければならない。このことを一点の曇りもなく明確にとらえきること、これを抜きにしては、とはできないし、闘い抜くことはできないと考えています。

と同時に、これは先程述べた日本帝国主義の危機 アジア侵略反革命への総路線的な展開の中で進行していることを見落してはなりません。即ち、それに見合って、国内的には差別分断、抑圧支配をますます暴力的、強權的に強化するところの官僚的警察的独裁体制強化への転換点であり、その過程における差別裁判——という意味において、まつたくの政治裁判であります。自らの威信と、自らの権

ア人民への懷柔分断政策です。明らかに、部落解放同盟を先頭とした部落解放運動の前進に対する、権力の妥協であり、妥協をテコとした新たな分断政策・融和政策であることを見失ってはならないと思います。しかしながら、同時に、権力の意図がそうであつたとしても、闘争における力関係が、結果を決定することを忘れてはなりません。

話はちょっと横道にそれますが、マルクスが賃金闘争に関する教訓的なことを言っていますので、それを紹介しておきます。  
労働者の賃金は、標準的な、社会的な労働によって、——つまり労働の価値によって——きまります。これは科学的、理論的に明らかにされています。しかしながら、現実のプロレタリアートの賃金はどうかというと、決して、そのようにはなつてないわけです。それは結果として、長期的に見てそのような価値に規定されるけれども、實際には賃金闘争における力関係によつてきまります。

このようなマルクスの賃金闘争の捉え方から学びつつ我々は、権力側の意図がどうあれ、同対審答申を、ブルジョアジーの武器にさせるかどうかは、闘争の力関係によつてきまることを、まずおさえ必要があります。

そしてマルクスは「単に、賃金をあげるか、あげないか……といふ風に賃金闘争をゲリラ戦でやつてゐる限りは、必ず敗北する。プロレタリアートは、そのようなゲリラ戦——賃金闘争の過程で、自らの解放にむけての闘争能力を高め、団結を強め、そして公然と、

賃労働制度の廃止をかかげなければならない。これにむかっての闘いとして、ゲリラ戦をすべきであり、これこそが賃金闘争の道であつて、賃金闘争——ゲリラ戦——そのものを自己目的化した時、ブルーティアーノは、敗北への道を歩きはじめた。」と言つています。

同対審答申に対する我々の基本的な見解は、これと同じでなくてはいけないと考えています。

即ち、部落解放闘争の一大成果である同対審答申によつて、次の

闘いのための精氣を養い、部落完全解放へむけた闘争能力をつけてゆくことは正当であるし、そのような闘いを究極目標への一過程と

して、闘い抜くことは極めて重要であるうと思つわのです。

これは同対審答申が出て以降の闘いにも具体的に現われています。解放同盟大阪府連を例にあげれば、同対審答申が出た段階で同盟員数が五〇〇〇世帯であったのが、八年たった現在では三万世帯に増えた、という風に、飛躍的に前進してきたことは注目せねばならないと考えます。

そして、支配の最重圧の中から闘いに決起し、闘いを持続し、蓄積してきた全国水平社以来の歴史は、とりわけ戦後民主主義、高度経済成長がいかに欺瞞的であり、ブルジョアジーのみを利するものであるかを、身をもつて捉えてきています。そのことは、同対審答申が、権力の意図を容易に貫徹させないものとしてあるのを意味すると思います。

以上、述べてきましたように、同対審答申を客観的にのみ評価し

しており、その統一戦線を主体としているのです。そのために、票の獲得と統一戦線づくりが重要となるのです。そのような統一戦線を形成するのを自己目的化した時、不斷に自らの階級的性格をブルに移行させないわけにいかないわけです。だからこそ、一票へと集約せずに、部落大衆の闘いによって完全解放をめざす解放同盟に敵対するようになつた——というわけです。

彼らは、同対審答申をめぐる論争以降、五〇余年に及ぶ部落解放運動の歴史と闘いの蓄積を切り捨て、現在、「階級政党」という衣をかなぐり捨てて、一票のために奔走しているのです。彼らの眼中にあるのは、ブルジョア民主主義の欺瞞にひざまずき、自らの依つて立はなく、まさに「一票でも多く」ということなのです。

ですから、彼らは権力のまきちらす高度経済成長の「美酒」に酔いしれ、ブルジョア民主主義の欺瞞にひざまずき、自らの立べき階級性を敵に売り渡し、その結果、敵の力を信用しても味方の力は信用できない徒輩になりさがっているのです。

そのような彼らの反革命性は、部落解放運動だけをとつてみても枚挙にいとまがないほど現われてきています。時間に余裕がありませんので、「烽火」を参照してもらおうのをお願いした上で、簡単に列挙します。

狹山差別裁判に関してはどうか——。彼らは、先程述べたように万人が認めるほど明白な差別性を否定し、單なる「冤罪」事件にしようとっています。しかも、日共系弁護士の手になる控訴趣意書に

てはならず、主体の力をどのように打ち鍛えていくかといふことが問題なのです。もちろん答申の内容上の評価はしなければなりませんが、主体の力を、どのような陣型と團結を、創り出していくか

を問題にしなければ、正しい同対審答申の評価はできないと考えています。

## (5)

そこで日本共産党が問題になつてくるわけです。

同対審答申が出た時、日本共産党は、「毒まんじゅう」と言つて、それを解放運動の武器にしようとした解放同盟に敵対し、後の正常化連をデッヂあげるに至る端初を作りました。この時に彼らが主張し、暴露した同対審答申にこめた権力の意図がどうであるか、彼らの暴露が正しいのかどうかは、それ自体としてあまり問題ではありません。彼らの最大の誤りは、それを闘いとつてきた部落解放同盟をはじめとした部落大衆の力を信用しなかつたことにあります。単に人間的に信用するとしないとか、として言つているのではありません。先程述べた主体の力をどうしてつちかつしていくのか——ということに彼らの決定的な誤りがあると思ってているわけです。しかも、それには路線的根拠があります。

つまり彼らは民族民主統一戦線による民主連合政府の樹立をめざ

至つては、石川一雄氏がクロであることを前提とした量刑不当を主張し、刑を軽くして下さいとお願いするという重大な誤りを犯しています。これ自体が予断と偏見の現われであります。

控訴審の第一回公判で石川氏が無実を表明して以降、ひき続く石川氏の獄中での闘いとそれと結合した三百万部落大衆の闘いが、石川氏の無実を具体的に明らかにしたことは周知の事実であります。

それでも我々は決して裁判闘争を否定するものではありません。

裁判的議会であれ、ブルジョア機関であれ、利用することはまちがいではないと思っています。たとえば、ブランキが法廷においてそれにもかかわらず、彼らは、かたくなにこの事件の差別性を否定し、「冤罪」説に基く「公正裁判要求路線」を主張しています。

自らの階級性を全人民に明らかにする、いわば闘争の場としたように、あるいは、ディミトロフが、法廷において、ナチスヒトラー政権の陰謀を暴き出し、ブルジョア機関だから、それに要求したりするのは誤りだ。「粉碎あるのみだ」という主張は、小ブル急進主義以外の何物でもありません。

我々が日本共産党の「公正裁判要求路線」を批判するのは、そのような裁判闘争自身を誤りだと言つているのではなくて、差別性を否定した上で「公正裁判を!」と叫んでも狭山闘争に勝利できないからです。権力の攻撃の要である部落差別強化と闘うこと

ができないからです。

したがつて、彼らの「公正裁判要求路線は、権力の攻撃に対してもとしたプロレタリアート、人民に、権力の攻撃に屈服することを強要するものです。極めて反動的な路線であります。狭山差別裁判にとどまらず、彼らは、矢田教育差別事件を契機として解放同盟破壊策動を開始するという許すべからざることを現にやっています。

去年の選挙の時に誰もが目にしたと思いますが、ビラで「暴力集団朝田一派」という悪罵をなげかけ、誹謗、中傷を、書きつらねたビラを一軒一軒入れてまわったという徹底した差別キャンペーんをやつてきています。

そして、矢田教育差別事件以降、ひとつパターントなったのは告訴戦術で、権力に解放同盟員を売り渡し、解放運動を妨害してきたのです。更には議会で批判決議を「破廉恥極まりない」というまでしています。

矢田教育差別事件は、このような日共の反革命への転換点としてあるわけです。

そして三つめに、糾弾闘争の否定があります。これは単に言葉の上で、否定するという問題だけなしに、解放運動への実践的な妨害としてあることを見なければなりません。彼らは差別キャンペーんの中で糾弾＝暴力ときめつけ、部落大衆の自覚と誇りをふみにじります。個々のメンバーが傲慢であるとかどうとかではなくて、彼らの路線が問題なのです。

彼らの路線は、民主連合政府樹立へむけた民族民主統一戦線であり、議会を通じての平和的な権力の移行を夢見てるわけです。先程述べたように、それに伴つて小ブルへの依拠を強めているわけです。確かにプロレタリアートも組織しているので、彼らの主觀はそうではないのですが。彼らは、実際それ以上、中小企業家や小商品生産者と小商人も組織しているし、場合によつては企業家も組織しています。党とプロレタリアートは、階級闘争の中における小ブルに対して、どのような態度をとるかは、極めて重要なことです。ところが彼らは、一切の質を抜きにして選挙の票集めをしているので、実質上、階級的基盤を小ブルに移行させたと言つてもまちがいないわけです。そしてその過程で、彼らは、プロレタリアートの政策意識を疊らせ、階級意識を腐敗させてきたわけです。そのような社会排

り、「寝た子を起こすな」として部落大衆に対する圧迫を強めています。

そして、それを通して部落大衆に対する差別観念を煽りたて、実質的に糾弾闘争の否定をしてきたわけです。

以上のようない彼らの解放運動への敵対は、彼らの二段階革命戦略に基く「封建遺制論」からくる、論理的帰結であるのは言うまでもありません。

部落差別が、封建時代における身分差別が残存したものというのは、形態的に見るならその通りであります。しかしながら、封建時代における基本的な生産関係に立脚したところの身分差別が、残っている、遺制化している——という風に捉えるのは誤まっています。

なぜなら、「ブルジョア社会においてはブルジョア的な生産関係だから、そもそも残つていることがおかしい、ありうるはずがない。」裏をかえして言えば、「ブルジョア社会では、全人民が平等な、民主主義社会である。」ということになり、「だからそのような問題は、単に民主主義的な要求として、ブルジョア民主主義の枠内で闘えば、消滅する。」ということになるからです。ですから、「封建遺制論」からすれば、結局のところブルジョアジーの言う捉え方

例えば同対審答申のみで解決するという——と実質的に全く同じになつてしまふわけです。  
しかも、マルクス主義的な粉飾をこらして出ているところに、彼らの体系的な反革命性がある根拠が存在するのです。  
我々は、そのような「封建遺制論」を徹底的に批判し、そこから

外主義としての最も鮮明な表現として、一連の部落解放運動に対する敵対があるのであります。このようない彼らの反革命的な行為の持つ意味と反動性、反革命性を暴き、徹底して粉碎しなければなりません。

以上日本共産党的批判をおこなつてきましたが、それでは、日本

プロレタリアートは部落解放運動に対してもどのような態度をとり、どのような任務を負わねばならないかを述べていきたいと思います。  
まず、我々が最初に提起した、プロレタリアートの階級的見地、アートの任務を簡単に述べていきます。  
まず、我々が最初に提起した、プロレタリアートの階級的見地、立場——抽象的な立場の表明でしかありませんでしたが——に徹底して立ちきること、このことが現在ほど問われている時はないと思つてます。そのことは部落解放運動が現実につきあつている問題でもあります。

それは先にも述べたように、日本帝国主義の階級的危機という現在において、ますます緊急性をもつて要請されていると考えます。  
——これが第一です。  
次に我々は、部落解放運動の教訓に学び、部落解放同盟と固く連帶するという原則的立場を堅持した上で、現在、部落解放運動に表

われている諸傾向に対する見解を明らかにしていきたいと思います。

一方における融和主義的な傾向と、他方におけるこの対極をなす小ブル急進主義的な傾向が存在しています。基本的に我々は、解放運動の中で、徹底してプロレタリアートとの共闘関係を結び、これを強化していかねばならないし、更には、部落内部におけるプロレタリアートのヘゲモニーを強化していかねばならないと考えています。その意味で、先程述べた二つの傾向は、共に排撃していくわけです。

その意味で、我々の原則的立場を堅持しなければならないことを、再度確認して――。

そして第三に、最も抑圧され、差別された部落大衆こそが、民族差別をはじめとしたあらゆる差別――並列的な意味からではなく――を深部から捉え返しを可能にするし、真に同盟して闘うことができるることを確認しなければなりません。

我々は、この三点を明確にし、徹底して階級的見地に立つことによつてのみ部落の完全解放はありうるのだということを強調してやみません。同時に部落完全解放の闘いにおけるプロレタリアートの負うべき任務は、ブルジョア権力による差別、分断支配に屈服することではなくて、「部落解放抜きにしては、自らの解放はありえない」という思想性で、武装すること――これが第一――であり、そのようなプロレタリアートが、あらゆる組合、戦線、職場においてその闘いの先頭を担いきること――これが第二――であります。

この間、実際、解放同盟全国大会の議案書の中でも、最近あらわされた解放同盟を我々は高く評価し、その態度を支持しなければならないと思います。しかしながら、そのような融和主義的な傾向をどうの立場に立ち、どのような層に立脚して、どのように克服していくのか、そして何と闘つていくのかが不明確であつては、「克服しよう運動」にならざるを得ない、という困難な問題を残しています。だからこそ、融和主義的傾向の発生を、単に量的に拡大したことからとか、部落大衆の上層部分が流入してきたからとかいうことに責任を負わすのではなく、体系づけて批判しなければならないと思つています。

融和主義と闘う部落大衆を支持し、我々自身も実践的にそれを担い抜かねばなりません。

時間がなくなつきましたので、融和主義が、どのような理論体系を持ち、政治主張をしているのかを充分に述べられなかつたことを、お詫びして、非常に尻切れとんぼで申し訳ありませんが、これまで終わりにしたいと思います。

(この論文は、五月二〇日に開催された部落解放研究集会での講演を編集したものです。

## 影山裕子（高円寺電報電話局長）部落差別糾弾闘争の現段階と問われている闘いの方向について

■ 共産主義者同盟（全国委員会）電通委員会

激動する今秋期政治闘争の烈火の中で、資本一権力との日夜分たぬ闘いを推し進めている全ての先進的な労働者・学生の皆さん!!

今秋期闘争における日本労働者階級の政治的任務の大環として、十一月二七日狹山差別裁判再開公判に対する闘いの輪が着々と拡げられ堅められています。一方、我々電通委員会は、三月より電通における部落差別との闘いとして、部落差別局長＝影山裕子糾弾闘争を先進的な青年労働者とともに担い抜いてきました。ここに、そ

の闘いの現段階における到達地平と、問われた課題を明らかにすることを通して、狹山差別裁判糾弾闘争勝利と無実の石川氏即時釈放の闘いの戦意と決意の表明を行ないたいと思います。

わが電通委員会は、この糾弾が他ならぬ六八年以降五年間にわたって、このことを放置してきたことを真摯に受けとめ、新たな闘いの出発点としたのである。影山は、「特殊部落」管理方式は止めよう」で、女性が「特殊」であることを力説するために、部落をひきあいに出している。そこでは「特殊部落」があたかも「悪の巣」

であるかに描き、売りものにして、「ここに押し込められたら、どんなにジタバタしても金輪際そこから抜け出せないよう運命づけられている」という悪質な差別言辞を行なっている。更には、「特種部落・管理方式こそ女子社員のやる気を殺させる犯人」として、「やる気」さえあれば救われるのだと言ふ放つてある。いいかえれば、部落大衆だから「やる気がない」のだとして、積極的な部落差別の助長拡大を行なつてゐるのだ。又、なによりもこのことが、差別者を容認してきた我々電通労働者の差別性の問題であり、公社の差別管理支配であることを把え、断固とした闘いに決起しなければならないことを、三・一九春闘総決起集会に提起し、闘いを開始した。

今春において、我々は影山糾弾闘争に取り組むに当つて、この闘いの政治的位置と任務、及び、その立場を、

第一に、今日の部落大衆の悲惨が、日本労働者階級の苦惱と貧困の集中的な表現であり、その根柢が資本主義的生産様式—賃金奴隸制度そのものにあり、それを基盤とした労働者階級に対する差別・分断—排外主義の政治的支配の「しづめ」として、部落差別が助長・拡大されていること。それ故に、部落大衆と労働者の共通の階級的利益を賃金奴隸制度の廃絶の立場に置き、部落差別と闘うこと抜きには、資本家階級の階級支配を打ち砕くことができないこと。

第二に、部落差別局長影山とそれを支える現在の電々公社支配体制は、日帝の危機に立つ他民族抑圧—労働者階級への搾取・収奪・

差別・分断支配—排外主義攻撃の強化の具体的現われであること。  
第三に、この闘いは電通労働者が帝国主義の排外主義攻撃に屈服した結果、差別者として過去、部落解放闘争を封じ込めてきた総括と自己批判であり、この闘いを通じて、部落大衆・在日朝中人民・中小未組織労働者との結合をかちとることができることを明らかにした。

更に、その具体的課題を、①影山裕子部落差別局長糾弾闘争の本格化、②電々公社における経済的基盤・支配様式と賃労働の具体的分析の深化を媒介として、今日の排外主義攻撃の実態を明らかにする。③電々公社内の差別・分断支配一下請・孫請の中未組織労働者の闘いと結合すること。そして、これらの闘い全体を「基幹部におけるプロレタリアートの排外主義と対決しうるかどうかの試金石」として位置づけてきたのである。

今七三春闘の渦中で、三・一九・八・三〇と打ち続々全国波及戦（東京高円寺行動・高知第二六回全電通全国大会、近畿地方大会へ）と職場末端における糾弾闘争を両軸にしつつ、影山糾弾闘争を拡大していく。これらの闘いの多くを、部落解放同盟の圧倒的な力強い闘いの前進に支えられつつ、第一には、今日の全電通民同指導部の部落解放闘争に対する日見主義—闘いを一片の抗議文と交渉の果実のみに限定し、真に部落解放を自らの課題として主体的に闘いを開始する者に対する組織統制、圧殺—to暴露し抜き、更には、全国大会、近畿地方大会の「部落解放同盟との連帯・狭山闘争の方針化」

を開いたこと。第二には、労使協調トップ交渉の公社支配体制の弱い環—末端管理者を揺さぶり、公社の部落解放同盟への自己批判書とその電話広告の変更（まだ形のみ）をさせたこと。第三に、影山裕子の自己批判（本の改訂版であるという解答）を勝ちとつたことである。（影山のこの姿勢は、未だ開き直り以外の何ものでもないが）

これら実現の過程で、①「差別を許さない、部落解放闘争を労働者自らの解放の闘い」として担い抜く労働者の立場の確立と、②かつて見向きもせず、切り捨ててきたところの電通共闘内、共済会労働者の利益を、「正雀寮闘争」でみるように、今日の全電通民同が抑圧・封殺していることに対する断固たる反応と、主体的に受けとめようとする意志と活動が生まれる質=階級形成をゆくと獲得しつつあること。③これらの質と立場を確立しつつ、その最先頭で担ってきた電通労働者の部隊が、電通労働者政治委員会、活動者会議という具体性と構造をもつて登場しつつあること。④これららの闘いの過程で電通内における日本共産党の社会排外主義者が、その部落解放闘争への敵対が暴露され、糾弾されていること。職場における労働者自らの、これ日共に対する摘発糾弾運動が拡がり始めている事。等を、我々はこの闘いの成果としてまず明らかにしたいと思います。

## (II) 影山糾弾闘争で、我々に問われた

しかしながら、これらの今春以降の試行錯誤の過程も含む闘いは、我々の一つ一つの活動の中に、非常に多くの困難性をもつていて、それを明らかにしている。それらの困難性の多くは、殆んどが闘う主体—我々の内にしつかりと食い込んでいたり、更には、古い指導の質、運動のつくり方、組織のしかたと既成の運動観、組織観、戦術等の根本からのつくり変えを要求されるものであったといえよう。

第一に、わが電通委員会が部落解放闘争を担うにあたって、その根本的総括が問われていたにも拘らず、それらを一切欠落させたまま闘争に入ったことである。「六九年中電マッセンストライキ—中央権力闘争」を実現し抜いた過去の電通委員会が、六八年以來存在してきた影山裕子と差別文書を何故許容したのか？ 部落解放闘争と無縁な地平で闘われた「中電マッセンストの革命性とその敗北」の根柢、それを領導し抜いたところの電通委員会の思想的・政治的根柢を徹底して切開していくことこそが、まず問われたのである。

このような態度の欠落は、解放同盟の糾弾を「自らの問題」として、個人とその組織が主体的に受け止めるのではなく、解放同盟が提起しているから「やらねばならない」と自らに「強制」し、闘いが

口先でどのように「労働者自らの解放」と叫んでも、現実の部落解放闘争の中に客観主義的傾向（一人一人の労働者へは自分と部落差別が無縁な感じを与え続ける）を生みだしたことである。

第二には、これらの根本的態度を踏まえて、我々の当初の「影山裕子差別局長追放！」のスローガンに於て、急進主義的傾向と戦術（高円寺行動及び分会糾弾交渉）における動員主義・運動の狭さが総括されねばならない。

前者のスローガン問題に於ける急進主義的傾向は、部落解放闘争における糾弾の持つ意義、部落解放闘争に対する浅薄な理解に基づいたものであることはいうまでもない。まず糾弾は、部落大衆による差別者とそれを許容してきた相互の変革、そして闘う戦列に獲得していく闘いである。この「追放」のスローガンは、影山裕子を利用し、支配する電々公社支配体制そのもの、又、今日までの全電通労働運動の根本的総括と、その指導部・民同との闘いである以上、影山裕子を差別者から部落解放闘争の大きな戦列に加えさせていく力強い闘いである。

そして、後者の戦術の固定化は、部落解放闘争を我々の過去の既成の運動の考え方によつて、現下の解放運動に学ぼうとしない姿勢の弱さを意味している。

第三には、總じて影山糾弾闘争の中で、部落大衆と直接の関係を持ちながら推し進めていくという実体的な結合の弱さより、闘いは、

我々の観念の中での差別との闘いに陥りやすく、客観主義的傾向と裏返しの主観主義的傾向を強めていること。

第四には、「影山裕子部落差別局長糾弾闘争」の中心軸を部落差別として闘い抜いてきたが、「女性差別」といった「外被」をまとめて登場してきたことについて、婦人労働者の自らの問題としてこの影山の「女性差別」を告発し、怒り、対決することを十分なしえなかつたことである。これは影山が婦人労働者の立場に立つて書いたことを主張し続けたその仮面を剥ぎとることができずにいたこと。

このことは今日の日本帝国主義の支配構造・差別分断構造そのものの解明を意味しており、「部落差別」を「しずめ」としつつ、一重にも三重にも差別構造を網の目のようになりめぐらし、それぞれの被差別者の結合と統一を阻止し分断することで、現在のブルジョア階級の政治的支配の独裁を欲しいままにしていることは明らかである。それゆえ、我々は部落差別と女性差別の関連を正しく把え、その上で婦人労働者の自らの解放と部落解放を共に闘わねばならないし、影山裕子部落差別局長糾弾の闘いは、このように差別に苦しむ全ての婦人労働者の闘いへと深化・発展させねばならない。

第五に、影山裕子部落差別局長糾弾の闘いを、労働運動一般の中に溶け込んだり、婦人労働者の解放の中に溶け込んだりすることなく、断固として押し進めることである。そして、今日の部落解放闘争の重大環としてある狭山差別裁判糾弾の闘いへと断固として結合させ、石川氏の不屈の闘いに学び、階級闘争の一大基軸へ押し上げ

ていくことになければならない。

### (III) 今後の闘いの方向

以上のように、我々の闘いの簡単な反省は、すでに新たな闘いの方向をはつきりと示している。

第一には、部落解放同盟・部落大衆との共同闘争の断固たる実現を闘い取ることである。まず我々は、従来の部落解放同盟の準備したものに乗つかる運動論一般の考え方、最初から持ち寄りで何か共同に闘いが行われるといった差別者としての自己を置き忘れた考え方、理論上から実践上へ移行させる観念的なイメージが、粉々に打ち砕かれてきたことを明らかにしておきたい。

それは、五〇年の歴史をかけて培つてきた部落大衆と「部落解放なくして労働者の解放はありえない」とやつと自覚はじめた我々

労働者の間には、あまりにも否定的な現実がある。それ故にこそ、

この否定的現実を見据えた我々の思想と実践が点検され、信頼されていくことを、まず第一に闘い取つていくことが焦眉の問題である。

それには卒直に部落大衆との直接的な結合を大胆に求めていく以外はない。

このことは、電通においては次の二つの重要課題の闘いを——すなわち、①十一月二七日狭山差別裁判再開公判闘争への総力を挙げ

我々の観念の中での差別との闘いに陥りやすく、客観主義的傾向と裏返しの主観主義的傾向を強めていること。

第四には、「影山裕子部落差別局長糾弾闘争」の中心軸を部落差別として闘い抜いてきたが、「女性差別」といった「外被」をまとめて登場してきたことについて、婦人労働者の自らの問題としてこの影山の「女性差別」を告発し、怒り、対決することを十分なしえなかつたことである。これは影山が婦人労働者の立場に立つて書いたことを主張し続けたその仮面を剥ぎとことができずにいたこと。

このことは今日の日本帝国主義の支配構造・差別分断構造そのものの解明を意味しており、「部落差別」を「しずめ」としつつ、一重にも三重にも差別構造を網の目のようになりめぐらし、それぞれの被差別者の結合と統一を阻止し分断することで、現在のブルジョア階級の政治的支配の独裁を欲しいままにしていることは明らかである。それゆえ、我々は部落差別と女性差別の関連を正しく把え、その上で婦人労働者の自らの解放と部落解放を共に闘わねばならないし、影山裕子部落差別局長糾弾の闘いは、このように差別に苦しむ全ての婦人労働者の闘いへと深化・発展させねばならない。

第五に、影山裕子部落差別局長糾弾の闘いを、労働運動一般の中に溶け込んだり、婦人労働者の解放の中に溶け込んだりすることなく、断固として押し進めることである。そして、今日の部落解放闘争の重大環としてある狭山差別裁判糾弾の闘いへと断固として結合させ、石川氏の不屈の闘いに学び、階級闘争の一大基軸へ押し上げ

た闘い、②今日新たに、十一月十日「部落差別と婦人労働者」討論集会（影山裕子の差別文書を批判する）を軸に——断固として担い抜くことを通して、真に部落解放を闘い取る共同闘争の実現を準備していくかねばならない。（この闘いの方向については、別途電通委員会のリーフレット等で具体的に明らかにしたいと考えます。）

第二には、電々公社管理支配体制の更なる暴露とつき崩しの闘いを組織すること。影山裕子部落差別局長糾弾の闘いは、部落の婦人

と婦人労働者の共同闘争を追求することに到つてゐる。しかし、我々は当初から言つてきただように、影山裕子の部落差別を女性差別一般に溶け込んでしまうのではなく、これらの局長の部落差別を積極的に容認・助長・拡大することで電通労働者に対する支配を欲しいままにしてきた公社の差別的体质——排外主義的な支配管理体制を、更には欺瞞的な電話広告の形式的な字面を入れ換えてごまかそうとするこの間の解答を——更に更に追求し、職場末端からのつき崩しの闘いを組織せねばならない。

第三には、これらの闘い総体が結果として今日までの電通における労働運動の総括と根底的な「つくりかえ」の闘いに結びつかねばならない。「部落解放を闘うとは労働者にとってどのような闘いなのか」について、我々は、先進的な青年・婦人労働者と共に見つめたてきた。そして影山裕子部落差別局長糾弾闘争を闘う中で、それらは、今日まで闘つてきたわれわれの労働運動の「つくりかえ」に帰着するのだということである。

電通における全電通民同指導部の部落解放に対する口先のごまかしや、日共の悪らつた敵対に対する我々の卒直な怒りは、これらの

今日の労働運動の指導部が自分達の指導している労働運動の内に目を向けて、その質の「つくりかえ」に一切、何の反省も示さないと、いつた態度であったろう。我々は、このように、部落解放を聞い抜ける労働運動へのつくりかえこそ、真に帝国主義の差別一分断一排外主義攻撃に真向から対決する労働者階級の緊要の任務であり、「帝

国主義労働運動」や「排外主義的労働運動」に抗して、最後まで闘いぬくことができる唯一の内実であることを確信している。

## 資料

(1)

### 「女性の能力開発」——影山裕子著（抜萃）

#### 第2部 やる気を起させる管理学

##### ——それは仕事そのものである——

特殊部落II管理方式はやめよう

人類と鳥類のあいだに女類がいると、ある作家は言っているが、女性は特殊部落の住人として取り扱われており、入社と同時にここに押し込められたら最後、どんなにジタバタ騒いでも金輪際そこから抜け出せないよう運命づけられていたとができる。男性の住んでいる社会の方では、世界に誇る（？）家族的経営の伝統のもとに社員の一人一人の身の振り方について配慮が払われる。たとえば係長適齢期のようなものがどこの会社にもあり、婚期が遅れると、本人は少々ぐうたれでも、上司は「アイツ、しようがないな」といいながら、仲人口をきいて、なんとか格好のつくよう面倒を見る。長いこと一つのポストにいるとマンネリ化するからと仕事も替えてもらえる。ところが特殊部落はどうだろう。十年先輩も、仕事のうえでは新米さんと大差ないことをやらされている。愛情ある

管理から見放されているのだ。特殊部落のなかでは十把ひとからげの原則が固く貫かれ、玉も石もゴチャ混ぜに「女」というレッテルが貼られて、いっしょに取り扱われている。人さまざま、女性はとくにピンとキリのあいだのバラつきが大きい。だから、男子社員よりも、もっともと細かく、個別にみてゆくことが必要なのに、実際は、その逆で徹底して十把ひとからげ式の取扱いを受けているのである。十把ひとからげを合法化する論理としては、女はお互いに嫉妬心が強く、感情的だから、優秀な人

同社の女子社員は数人のタイピストと電話交換手を除き全員事務職。その内容は、

①文書の発注、受注運搬、②男子社員の指示にしたがって文書の処理、整理、復写、③男子社員の指示にしたがってそろばんなどによる計算事務、④鉛筆、用紙の配布、使い走り、⑤来客の取次ぎ、男子社員の指示にしたがって外部との電話連絡、⑥机ふき、ごみ捨て、お茶くみ。

一方、男子社員の仕事は、①仕事の計画、立案に参加する、②自己の責任において調査、見積りする、③上司の命令について自主的に研究考察して報告する、④資料を分析して複雑な計算をする、⑤女子の補助職に指示して仕事を手伝わせる、⑥物品を保管し、受け払いを計画的に管理する、⑦上司が命じた仕事を自己責任において遂行し、自分の仕事を絶えず研究する、となっている。要するに学識、経験、技術と判断力が必要で、重い責任を伴うのが男子の仕事。女子の仕事は、だれにでもできる反復繰り返し作業。あくまで事務補助職だというわけである。住友セメントだけではない。多くの会社では、これは男の仕事、これは女の仕事というぐあいに仕事の区別が厳然ときまっている。また賃金、昇進はいうに及ばず、新入社員訓練、その後の研修会への出席から出張といったことがらまで、すべて男性用のコースと女性用のコースが分かれている。

私の友人で東大を出てTレーヨンに勤めている人の話では、課内

の打合せ会に出席できるのは男子社員のみで女子社員がわずかに打合せ会の様子をかいま見ることができるのは、ウエートレスよろしくお茶をもつていったときだけであるとこぼしていた。要するに、日本の企業では

女性は特殊部落の住人として取り扱われており、入社と同時にここに押し込められたら最後、どんなにジタバタ騒いでも金輪際そこから抜け出せないように運命づけられていたとができる。男の住んでいる社会の方では、世界に誇る（？）家族的経営の伝統のもとに社員の一人一人の身の振り方について配慮が払われる。たとえば係長適齢期のようないい人がどこの会社にもあり、婚期が遅れると、本人は少々ぐうたれでも、上司は「アイツ、しようがないな」といいながら、仲人口をきいて、なんとか格好のつくよう面倒を見る。長いこと一つのポストにいるとマンネリ化するからと仕事も替えてもらえる。ところが特殊部落はどうだろう。十年先輩も、仕事のうえでは新米さんと大差ないことをやらされている。愛情ある

管理から見放されているのだ。特殊部落のなかでは十把ひとからげの原則が固く貫かれ、玉も石もゴチャ混ぜに「女」というレッテルが貼られて、いっしょに取り扱われている。人さまざま、女性はとくにピンとキリのあいだのバラつきが大きい。だから、男子社員よりも、もっともと細かく、個別にみてゆくことが必要なのに、実際は、その逆で徹底して十把ひとからげ式の取扱いを受けているのである。十把ひとからげを合法化する論理としては、女はお互いに嫉妬心が強く、感情的だから、優秀な人

が

間だけ特別扱いをしたりすると、全体のモラルを下げるのを好ましくないということになっている。

管理者の方がたは女性が特殊部落に閉じ込められていることをどうなんに憤慨しているかご存じだろうか。しばらくのあいだは憤慨したり、悲観したりしてても、ついに諦めて無氣力になってしまふ人も多い。憤慨もせず、どうせ私たちは女ですからと、はじめから投げてしまっているジャリ意識の持主も少なくない。

実は、私も電々公社で十年ほど前大変みじめな経験を数々させられた。その一つをご披露してみると、こういうことがあった。私は、東大を卒業するとすぐ入社、三年目にフルブライトの留学生試験を受けてアメリカに行き、むこうで経営管理の勉強を一年して帰ってきたから、関東電気通信局職員課の服務係というところに配属になった。

この係の仕事は、管内の十一の通信部と百六十の電話局の入社試験のやり方の指導と、服務管理の指導、就業規則の解釈といつたことで、係員は全員、手分けして電話局に出張し指導に当たるわけだが、係長は私にだけは、この仕事をやらせてくれないし、出張もさせてくれない。電話の取次ぎと、文書の清書と統計報告ものの集計作業など、典型的BGタイプの仕事しか割り当ててくれないので、たまりかねて、「私にも現場指導に行かせて下さい」と頼んだところが、女子を一人で出張に出すと危険があるからいけないという。

私は、一人で世界を一周してきたんです。それなのに群馬県の高崎

べ一人でいけないはずはない。女が一人で旅行ができるほど日本

の国は治安が乱れているわけでもないでしようといったぐあいに、だんだん問い合わせていったところ、最後に「関東通信局では、女子は出張させないことになつており予算にも積算していない。要するに

キミは女だから出張させる訳にはいかない。女を出張させれば、局内の他の女子職員も同じように出張させなければならなくなるので

今までの慣例がこわれる。氣の毒だが我慢してくれ」という返事が返ってきた。本人にいかにやる氣があるうが、業務知識があらう

が、腰かけでなく一生勤めるつもりでいようが、そんなことはおかまいなしに、女子に対してはこういう取扱いをするんだというルール（明文化されていると否とにかかわらず）があつて、それからは一歩も踏みはずすことは許されない。これはほんの一例で、特殊部

落の一員としてずい分ひどい目にあつたものである。

そのときに、電々公社はつまらない、どうせ私なんか女だから駄目なんだと思いつめてやる気をなくして、職業意識の乏しいBGになつてもよかつたわけである。一般にはこういう取扱いを受けるとモラルはガタガタと落ちてゆく。私は幸い、ちょっと考えて、それでは損だと思ったのである。

世の中は、目明き千人、盲千人というから、電々公社にも、もう少し話のわかるましな人もいるだろうから、上役のかわるまで隠忍自重して待つことにしよう。会社の仕事は手もちぶさだから、そ

のあいだに英語でもして勉強しておこうと考えた。おかげさまでそ

のとき訳した「職場の婦人幹部」という本を出版することができた。金持には貧乏人の気持ちはわからないといわれる。男性の方にはかもしれない。だがともかくいやなものである。

特殊部落の住人のやるせない気持ちは、よくわかつていただけない特殊部落管理方式こそそれが女子社員のやる氣を殺している犯人である。

#### △著者紹介△

・ 影山裕子：著者

・ 千葉県船橋電報電話局運用課長、日本生産性本部研究員、日本電信電話公社関東電気通信局調査役を経て、現在、

東京都国立電報電話局局長

### 電々公社影山裕子氏糾弾要綱

部落解放同盟大阪府連合会

#### 一、「特殊部落」は差別用語

「特殊部落」という言葉は、明治四〇年頃に政府によってつくれた一種の官製的な差別用語である。この言葉の裏には部落とは、

「特殊なもので」一切の悪、その破廉恥、暴力……低劣さ、百万語を費やしても語り切れないものを「特殊部落」という四文字に置きかれている。まさに、差別者、支配権力者が生み出した言葉であり、社会外の社会、特殊な社会として一般国民とは別世界であるという概念を注入し、より差別、分裂を深くする悪質な差別表現である。

被差別部落民は長い間、この四文字によつて、市民的権利（就職、教育の機会均等、居住移転、交際の自由）を奪われ、どれほど多くのかえている。まさに、差別者、支配権力者が生み出した言葉であり、社会外の社会、特殊な社会として一般国民とは別世界であるという概念を注入し、より差別、分裂を深くする悪質な差別表現である。

殴られるよりもツバキをかけられる方が、屈辱感を感じる意識が社会意識として日本人の意識の中に存在するように、我々は「特殊部落」等といわれることによつて、いかなる暴力的屈辱よりも、はるかに屈辱を感じる意識が、長い差別の歴史によつて我々の中に存在しているのである。このことは、今日、朝鮮人に対して我々日本人が無意識のうちに、北朝鮮だから「北鮮」、南朝鮮だから「南鮮」と使う中にもそのことが言えるのである。

本来、國名を略する場合、その頭文字を取るのが普通であるが、そうすれば北朝、南朝となつて日本の朝廷と混同するということから、日本軍国主義者が「北鮮」「南鮮」と名づけ、そしてこの言葉の発生とともに、朝鮮人民に言語に絶する迫害が加えられてきたのである。したがつて、差別する者達のなにげなく発する差別用語が、

そのことによつて差別を受けている者にとってどれほどの痛みを感じるかを理解しなければならないであろう。

二、「特殊部落」は「特定の部署」という意味」という意識からではない

影山氏は、「部落の存在は、藤村の破戒で知っている程度で、今も差別が残っているとは知らなかつた」と言つてゐる。この言葉は信じがたいが、我々が信じたとしても、「特定の部署」という意味で使つたとは、彼女の著書からは、うかがうことなどがどうしてもできないのである。「女性を『特殊部落』の住人とみた小手先の人使い技術にのみ力をもつて……」「女性は人類並みの取扱いを受けず、『特殊部落』の住人として」「ところが特殊部落はどうだらう、十年先輩も仕事のうえでは新米さんと大差ないことをやらされている」「女性は特殊部落の住人のセンスをもつて」等々、十四カ所にわたって出てくるが、それは、はつきり「特殊部落」という言葉の意味を、人類並みの取り扱いも受けることのできない、社会外の社会、もし、彼女がそれでも、なおかつそれを否定するならば、次のような質問をすることによつて一層はつきりする。過去において、N H K のベトナム特派員が「南ベトナムは今や、日本の特殊部落のようである」と言つた。この報道を聞いていた人びとは、南ベトナムをすばらしく環境がよく文化水準も高く、経済的にも豊かな状況として想像するだらうか。それは、否である。アメリカによつて経済

も文化も環境も破壊された状況を思いうかべるであろう。このように、けつして「特定な部署」というものではなく、悪の代名詞としての言葉として理解していることは明らかである。

### 三、差別意識は、差別者個人のみの意識ではない

人間の意識は、決してある個人のみに存在したりするものではない。人間は、本来、社会的な存在であり、多くの人々の多様な生活、経験、才能と触れ合う中で自己の能力や意識を形成していくのである。したがって、彼女が「特殊部落」という言葉を彼女自身が社会とは無関係に考え出し、彼女自身にのみ存在しているのではない。

彼女が「特殊部落」という言葉を使用することは、彼女と同様の意識（人類並みの取り扱いを受けていない特殊な住人という）が、社会の多くの人々の中には存在していることを無意識のうちに前提としていることは明らかである。したがって、この本は、一九六八年に出版されて以来、五年間、読んだ誰もが不信にも思わず、今日まで差別を容認されてきたこともまた、今日の社会の中に差別を差別としてとらえることのできない差別の意識が存在していることの証明となる。

もう少し、別なもので説明するならば、今日の我々の意識の中に、「女のくせに」「女のくさったような男」とか、男児が出生すると大手柄といった意識がある。これは明らかに、男尊女卑の差別意識である。だがこのような言葉は、多くの人々が女性を意識的に差別しないことは明らかである。

### 四、糾弾は差別者個人にのみ行うものではない

#### その正しい理解

差別意識を社会意識としてとらえる我々は、差別糾弾を単なる報復的感情的な個人糾弾でなく、個人の糾弾を通して、その根底にある社会意識の糾弾を目的としているのである。社会の中に差別があり、差別の意識があるなら、個人を通して現象するのである。空気中にはい菌があるかぎり、そのい菌によって発病する者が現われるよう、社会の中に差別といふい菌があるかぎり、その菌によって発病（差別）する者がいる。したがって、我々は発病（差別）した者の体内より、差別のい菌を取り除くと同時に、社会の中のそれを取り除く糾弾を行うのである。

故に、我々の糾弾は、差別者個人を個人的に糾弾するのではなく、差別した者の主として日々生活している社会（この場合、電々公社）の人々をも糾弾するのである。さらには、この糾弾に参加した者の内なる差別をも、この糾弾を通して排除し、差別が今日なお存在し、その差別の犯罪性を自覚するのである。そして、この差別に対する糾弾への起ち上がりは、部落差別を直接受けている者のみならず、

も文化も環境も破壊された状況を思いうかべるであろう。このように、けつして「特定な部署」というものではなく、悪の代名詞としての言葉として理解していることは明らかである。

### 三、差別意識は、差別者個人のみの意識ではない

人間の意識は、決してある個人のみに存在したりするものではない。人間は、本来、社会的な存在であり、多くの人々の多様な生活、経験、才能と触れ合う中で自己の能力や意識を形成していくのである。したがって、彼女が「特殊部落」という言葉を彼女自身が社会とは無関係に考え出し、彼女自身にのみ存在しているのではない。

彼女が「特殊部落」という言葉を使用することは、彼女と同様の意識（人類並みの取り扱いを受けていない特殊な住人という）が、社会の多くの人々の中には存在していることを無意識のうちに前提としていることは明らかである。このように、差別意識は、社会意識として無意識、無自覚のうちに、一種の社会常識（誤った）のように存在し続けるのはなぜか。それは、今日の社会の中に部落民と一般労働者とを対立、抗争させる分割支配を必要とするものがあり、また、部落民は経済的にも社会的にも、きわめて劣悪な環境に押し込められ、今日もなお、一定の改善はされたものの、本質的には、就職と教育がきわめて不完全にしか保障されていない非人間的な生活にあえいでいる。このことが部落に対する一般社会の人の封建時代からの差別観念をいまなお支えている物質的基礎である。

部落差別が一般労働者との分裂政策と、低賃金、低生活のしづめ石としての役割を果していることを自覚するとき、一人部落解放同盟だけの糾弾闘争でなくなる。

このようにとらえるならば、部落問題は、まさに国民的課題としての糾弾闘争となる。

最後に、我々の糾弾は報復的、感情的糾弾でないことを、もう一度つけ加えておく。なぜなら、影山氏の引き起した今回の差別事件によって、彼女自身にその責任をおわせるなんらかのもの（例えば、彼女が今回の事件をきっかけに、真に反省し、部落問題を正しく理解し、一切の差別を許さず、そして特に部落解放運動にんらかの形で協力されることを要求する。また、当局に対しては、今回の事件を個人の責任によって解決をはかるとする一切の措置に対しても、我々は強く反対する。差別を引き起した者もそれを許し容認したる者も、その意識においては全くなんら変わることがないことを理解し、同対審答申の精神に基づいてその社会的責任を具体的に果されることを強く要求する。

## 組合側が抗議申し入れる

### 影山局長の差別表現で

この日の交渉にさきだち、東京都内・高円寺電話局長、影山裕子著作「女性の能力開発」のなかに、これまで国策としても強く推進がはかられている同和対策事業推進を後退させるかのよう、部落差別を助長する表現が随所にみられることを重視し、きびしく抗議するとともにつぎの申し入れを行なった。

全電総発第二八二号

一九七三年四月四日

日本電信電話公社  
総裁 米沢 滋殿

### 申入書

全国電気通信労働組合

中央執行委員長 酒井喜芳

昭和三六年一二月七日、内閣総理大臣は同和対策審議会にたいし「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について諮問を行ない、同審議会答申が昭和四〇年八月一一

一世紀を経た今日、ようやくにして同和問題についての抜本的かつ具体的施策が同法によつて明らかにされたところであります。同法が国内外の注目を寄せてはいる所以は、あらためて強調するまでもなく、「法の下における平等」という近代法の精神に立脚し、日本国憲法第十四条にいう「すべて国民は法の下に平等である」人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」の具現化にとどまらず、世界人権宣言第一条にいふ「すべて人間は生まれながらに自由で、尊厳と権利について平等である」という人類普遍の原理をふまえていふからに他なりません。

さて、貴公社高円寺電話局長影山裕子氏の「女性の能力開発」と題する著書をみると、先にふれたとおり國をあげての同和対策事業推進に大きくもとる部落差別を助長する表現が随所に散見されるところであります。

このことは、「同和」対策事業特別措置法第三条にいう「すべて国民は、同和対策事業の本旨を理解して、相互に基本的人権を尊重するとともに、同和対策事業の円滑な実施に協力するように努めなければならぬ」から大きく逸脱するばかりか、これを否定する以

外のなものではありません。

貴職も衆知のとおり、かつて雑誌「世界」が同氏とおなじ文章表現を行なつたことにより、社会的糾弾を浴び全国的にこれを回収し、執筆者が公式に謝罪文を発表したことは記憶に新しいところであります。公社の管理職たる影山氏が、このことを了知していなかつたとは考えられず、公的職責の重かつ大なる氏の責任は免れないものであります。

以上の趣旨にもとづき左記事項について申し入れますので、貴職の責任ある見解をすみやかに回答されるよう申し入れます。なお回答いかんによつては、第二次申し入れを行なうこともあります。このことを付言しておきます。

一、「同和」対策審議会答申ならびに「同和」対策事業特別措置法

を公社はどのように理解し、うけとめているかを明らかにすること。

二、同法に基づき公社が実施してきた諸施策ならびに今後計画されているものがあれば、その内容を明らかにすること。

三、今次問題に関する公社としての対処方針を明らかにすること。

四、高円寺電話局長影山裕子氏の責任問題について、公社としての取扱いを明確にすること。

日行なわれましたが、これを直接的契機として昭和四四年七月一日「同和」対策事業特別措置法が公布されたことは周知のこととおもいます。

近職第二七六号

昭和四八年六月一八日

日本電信電話公社  
近畿電気通信局長

部落解放同盟  
中央本部委員長 朝田善之助殿

すべての国民に基本的人権の享有を保障する憲法の理念にのつとり「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」についての答申が行なわれさらにそれをうけて昭和四四年七月一〇日「同和対策事業特別措置法」が制定公布されました。当局といいたしましても答申および同法の精神に立脚して、同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかる課題であつて同時に国民的課題であることを認識し今回の問題惹起を契機に過去の認識が十分でなかつたことを十分反省し、今後積極的に対処していく所存であります。

つぎにさる五月二一日に当局に対して、ご指摘をうけました各事項につきまして次のとおり回答いたします。  
なお、これら諸問題につきましては、自らの課題として今後、どうも十分検討を加え対処していく所存であります。

一、影山裕子氏の著書「女性の能力開発」のなかに、十数カ所にわ

たり特殊部落等の差別用語を用いたことは部落差別をおかし、助長していくもので、これは単に影山氏個人の問題としてではなく、

公社の体質の中にかかる職員のあることを謙虚に認め公社としても深く反省し、今後かかることのないよう対処する所存あります。

なお、公社所蔵の同著書については、直ちに回収することといたします。

二、電話帳広告につきましては、今後関係行政機関等の協力を得て、関係者に対し同和問題の正しい理解と認識を深め広告内容について十分審査を行ない、答申の精神にそい、これを改めることとします。

三、中村氏の問題につきましては、当時個人的問題として何らの対処もしなかったことにについて深く反省しています。今後、前各項の関連において公社職員の同和問題に対する正しい理解と認識を深めるよう労働組合ともよく話し合い、同和問題啓蒙の研修会を開催するなど、同種事件が再び発生しないようまた今後絶対に差別を許さないよう対処していく所存であります。

四、公社職員の採用にあたっては、従来から機会均等の立場で公平に行なっています。したがって採用時の身元調査や採用後の思想調査などは一切行なっていません。なお、今後につきましても同様対処の所存であります。

五、加入電話および公衆電話の架設問題につきましては、従来から

その拡充をはかつてきましたところであります。

また、加入電話の架設につきましては、昭和五二年度末には、全国的規模において申し込めばすぐつく状態にするよう鋭意努力しているところであります。

## 「地下水道」

政治警察との闘いに

勝利し抜こう！

「地下水道」特集号・11月刊

(バックナンバー残部少)

関西救援会 機関誌

## 「われわれのスローガン

安保粉碎一日帝打倒、臨時革命政府樹立の旗高く、五大基軸を担いぬき党と革命勢力をうち鍛えよ！

ミッドウェー、日「韓」、狭山、三里塚、諸反動立法を闘いぬき、今秋闘争に勝利せよ！

狭山差別裁判糾弾闘争勝利！

狭山差別裁判を取消し、無実の石川一雄氏を即時釈放せよ！

六つの鑑定書を即時採用し、七人の鑑定書を審理せよ！

警察・検察の隠しもつてている証拠物を即時開示せよ！

大法廷を使用させ、傍聴人のメモを許可せよ！

寺尾体制による早期結審・死刑判決策動を許すな！

部落解放運動の教訓に学び、部落解放同盟と固く連帯しよう！

差別弁護士＝樺島正法徹底糾弾！

差別局長＝影山裕子（高円寺電報電話局長）徹底糾弾！

社会排斥主義＝日共の部落解放運動への分裂攻撃と対決し、一切の差別キャンペーンを粉碎せよ！

同対審答申完全実施／「特別措置法」即時具体化／

日帝の差別分断支配と対決し、部落完全解放をかちとれ！

東京高裁に全国から結集し、十一・二七再開公判闘争に勝利せよ！

## 〈資料編〉

- (1) 水平社宣言
- (2) 檢事論告
- (3) 判決文
- (4) 上申書
- (5) 控訴趣意書
- (6) 同和対策審議会答申
- (7) 同和対策事業特別措置法
- (8) 石川一雄氏からの手紙

## 水 平 社 宣 言

全國に散在する吾が特殊部落民よ團結せよ。

長い間虐められて來た兄弟よ、過去半世紀間に種々なる方法と、多くの人々とによつてなされた吾等の為めの運動が、何等の有難い効果を齎らさなかつた事実は、それらのすべてが吾々によつて、又他の人々によつて毎に人間を冒瀆されていた罰であつたのだ。そしてこれ等の人間を勵むかの如き運動は、かえつて多くの兄弟を墮落させた事を想えば、此際吾等の中より人間を尊敬する事によつて自ら解放せんとする者の集団運動を起せるは、寧ろ必然である。

兄弟よ、吾々の祖先は自由、平等の渴仰者であり、実行者であつた。陋劣なる階級政策の犠牲者であり男らしき産業的殉教者であつたのだ。ケモノの皮剥ぐ報酬として、生々しき人間の皮を剥ぎ取られ、ケモノの心臓を裂く代価として、暖い人間の心臓を引裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪われの夜の惡夢のうちにも、なお誇り得る人間の血は、涸れずにつあつた。そうだ、そして吾々は、この血を享けて人間が神にかわろうとする時代にあつたのだ。犠牲者がその烙印を投げ返す時が來たのだ。殉教者が、その荆冠を祝福される時が來たのだ。

吾々がエタである事を誇り得る時が來たのだ。

吾々は、かららず卑屈なる言葉と怯懦なる行為によつて、祖先を辱しめ、人間を冒瀆してはならぬ。そうして人の世の冷たさが、何んなに冷たいか、人間を勵む事が何んであるかをよく知つてゐる吾々は、心から人生の熱と光を願求礼讃するものである。

水平社は、かくして生れた。

人の世に熱あれ、人間に光あれ。

大正十一年三月三日

# 検事論告

## 第二 情 状

昭和三九年二月十日

浦和地方検察院

検察官 檢事 原 正

浦和地方裁判所 御 中

論告要旨

被告人石川一雄に対する強盗強姦、強盗殺人、死体遺棄、恐喝未遂の犯行について

(一) 被告人の生活環境

被告人が本件のような極悪非道な犯行をあえてするにいたつた直接の動機は、金銭に窮した結果のいわゆる「金欲しさ」からであった。だがその根源を追求してみると、やはり、被告人の生い立ち環境が影響していることは否めない。

(二) 被告人の生い立ち

被告人は家が貧困であつたため、小学校も満足に行くことができず、十一、一二の時、父母のもとを離れて農家の子守奉行に行くようになつたが、その後、被告人が十八歳になるまで二、三の農家を輾轉し、家庭的愛情にはぐくまれつつ少年時代を過ごすというわけにはいかなかつた。このような環境は、被告人に対して、社会の秩序に対する遵法精神を稀薄ならしめる素地を与えた、それが被告人の人

格形成に影響を及ぼしたであろうことは想像に難くない。このような諸事を考えた場合、あるいは被告人に一掬の同情を寄せる余地がないでもなかろう。しかしながら、社会には被告人以上に不幸な環境にありながら、なお、強く正しく生きている者が少くないのであって、しかもそれが通常の正直者の生き方である。それらに比較して考えた場合、被告人は、若年にして家庭を離れたといつても、なお両親は揃つて健在であり、被告人が十八歳で東鳩東京製菓株式会社保谷工場に勤務するようになつてからは、父母のもとで不自由なく日を送るようになつたのであるから、必らずしも不幸な生い立ちであつたという事もできないであろう。従つて、このような被告人の環境や生い立ちを持つて特に酌量すべき情状として考慮しなければならないものとは考えられないものである。

(二) 犯行の動機

被告人が本件犯行を企図するにいたつたのは、既に述べたとおりいわゆる「金欲しさ」にあつた。

ところで、被告人は、昭和三六年九月頃、東鳩製菓保谷工場を辞めた後は、同年十月頃から昭和三七年九月頃まで土建業鄭王苗で土工として働き、その後、約五ヶ月位石田一義方で養豚業の手伝いをしていましたが、その間、借金をなし、あるいは月賦支払いの約束でオートバイ二台を合計十八万五千円で購入して他に売却したことおよびオートバイの修理費がかさんだことなどから相当額の債務を負い、その結果、父富蔵より約十三万円を出してもらってようやく右債務

を弁済する等、その態度は放漫と批判さるべきものがあつた。そのような状態にありながら、たとい被告人が自分の生活を建て直すとか、父富蔵に対する右十三万円を弁済するとかいう意図があつたにせよ、そのため直ちに子供や婦女子を誘拐して金銭を強取又は喝取しようと計画するどときは、自己の欲望のために他人にいかなる犠牲を強いても省みない極めて身勝手な自己中心的な考え方といふべきであり、その動機において全く酌量の余地はない。

(三) 犯行の手段方法

(イ) 被告人は、いわゆる吉展ちゃん事件のテレビ放送を見て、同様手段で子供を誘拐して金員を喝取しようと企てたものであるが、誘拐した子供は、通称山学校の便所に隠すことまで考えて、四月二十八日頃、自宅において脅迫状を作成して準備し、その後外出の際は常にこれを持ち歩く等、その犯行は極めて計画的なものであつた。

(ロ) 被告人は、五月一日午後四時頃、狹山市入間川千七百五十番地先の通称加佐志街道で、自転車に乗つて帰宅途中の中田善枝を認め、従前からの計画である子供の誘拐をこの女子高校生によつて実行しようと決意し、同女を通称四本杉の雜木林に連行したが、中流以上の家庭に不自由なく育つて人を疑うことも知らない純真な善枝は、被告人がかかる凶悪な犯行を企図しているとは露知らず、被告人の指図どおりに右四本杉に赴いたことが認められる。

同所における被告人の犯行こそ、誠に悪逆非道のもので、善枝を

所携の手拭で後手に縛り、目隠しを施した後、同女所有の腕時計等を強奪し、さらに全く反抗のできない同女を仰向けに押し倒したうえ、大声を出して救い求める同女の動部をしめながら強いて姦淫し、殺害したのである。

さらに被告人は、数時間後にその死体を芋穴から引き揚げて、犯跡を隠蔽するため同市入間川二千九百五十五番地の麦畑農道に埋没したのであるが、死体発見の際の実況見分調書添付の写真でも明らかのように、その無残な有様は、鬼神も顔をそむけ、白昼夢を見る思いあらしめる体のものであった。このような一連の犯行は、全く悪魔の所行と断じても過言ではない。

(ハ) 被告人は前記のような手段で善枝を強姦し、殺害しながら、さらに同女の父中田栄作より善枝の身代金名下に現金二十万円を喝取すべく、直ちに計画を実行に移した。しかも、善枝の身分証明書を脅迫状に同封し、同女の自転車を中田栄作庭先に置くことにより、脅迫状の内容どおり善枝の命を自己の掌中に収めていることを示す等、その方法は奸智にだけ、他人の驚愕、悲嘆につけて、極めて悪質な犯行といふべきである。

#### (四) 被害者側の事情

一方被害人中田善枝は、同女の父や、姉、担任教師宇賀神敏枝等が証言するごとく、学業成績優秀であるのみならず、性格は明るく責任観念が強く、家庭では勿論、学校でもすべての者に敬愛され、

生の被告人の素行を窺うに足ると同時に、その反社会性の程度を知るに十分であると考える。

### 第三 結論

以上のように、本件につき事案の輕重及び各種の情状をつぶさに検討し、特に、被告人に有利に斟酌るべき事情についても考慮を重ねてみても、本件犯行の重大性にかんがみれば、酌量の余地はないといふばかりなく、六月十三日起訴に係る比較的軽微な悪事の数々は、被告人の半生を知る上の情状程度に見なおすとしても、中田善枝に対する非道な犯行に至つては、天人ともに許さざるところであって、被告人に対しては極刑をもつて臨むのはないと考える。よつて相当法条適用のうえ、被告人を死刑に処するを相当と思料する。

## 判決

(弁護人等の主張に対する判断)

一、自白の信憑力について（略）

二、自白の信憑力について（略）

三、その他の主張について（略）

（法令の適用）

本籍 埼玉県狭山市入間川二千九百八番地の一

住居右同

鷹職手伝 一夫こと 石川 一雄

昭和十四年一月十四日生

右の者に対する強盗強姦、強盗殺人、死体遺棄、恐喝未遂、窃盜

幸福な日々を送つて来た少女である。夢多き少女が、かくも無残に虐げられ打ち碎かれようと、何人が予想したであろうか。しかも、それが満十六歳の誕生日を迎えた丁度その日のでき事であつたとうに至つては、本人は勿論、家族の驚愕と悲嘆とがいかに大きかつたかは想像に余りありといえよう。

善枝の父中田栄作は最愛の娘があまりにも無残な死体となつて発見されたことにより茫然自失し、一ヶ月あまりも病人のようになつてね込んだということであり、他の家族も「この悲しみは説明できません。被害者の家族でなければ判らない悲しみと苦しみでした。」と述べ、犯人に對しては法の許す最高の刑に処してもらいたいと証言しているが、誠にさもありなんと思われるところであつてこのような被害感情も量刑上十分考慮されなければならないと考える。

#### (五) 社会に与えた影響

この事件は、いわゆる吉展ちゃん事件と同種の、しかもその直後の犯行であり、捜査の不手際によつて犯人をとり逃がした等の事情も重なつて、新聞、テレビ等で連日報道され、狹山地方はいわゞもがな全国の民心に極度の恐怖と不安を与えたもので、その社会的影響も無視し得ないものがある。

#### 二、昭和三十八年六月十三日起訴の犯罪について

本件は窃盜、森林窃盜、傷害、暴行、横領の各犯罪で、被害金額及び暴行、傷害の程度は比較的僅少であるが、その犯行の態様、手口は全く社会の法秩序を無視した自己本位のものであり、もつて平

傷害、暴行、横領被告事件について、当裁判所は、検察官鈴木寿一、同原正、同河本仁之出席のうえ審理して、次のとおり判決する。

主 文

被告人を死刑に処する。

押収に係る身分証明書一通、万年筆一本、腕時計一個（昭和三八年押第一五号の二、四二、六一）は、いずれも被告人中田善枝の相続人に還付する。

理 由

（被告人の経歴、本件第一乃至第三の犯行に至る経緯）（略）

（罪となるべき事実）（略）

（弁護人等の主張に対する判断）

一、自白調書の証拠能力について（略）

姦、強盗殺人、死体遺棄、恐喝未遂の各犯行は、判示の事情により迷惑をかけた父へ十三万円を渡し、残りの金を持って東京へ出ようとして考えた幼児の誘拐を手段とする身の代金喝取の計画に起因するものであるが、被告人が判示加佐志街道で中田善枝に出会い、同女により右計画を達成しようと決意した当初は、未だ同女を殺害し、その死体を埋めて犯跡を隠蔽することまで考えていたとは思われないところ、善枝を「四本杉」の雑木林に連れ込んだ後における一連の犯行は判示のとおりであつて、まさに鬼畜の所行とも見らるべきものである。すなわち無抵抗の同女を松の立木を背負わせて後手に縛り、目隠しを施し、所持品を強奪したりえ、獸欲を起して一たん松の木からはずし、再び後手に縛りなおして、同女を杉の根元に足払いをかけて転倒させ、救いを求める同女の動部を強圧しつつ強姦を遂げかつ殺害した所為は、善枝が当日十六歳の誕生日を迎えたばかりのけがれを知らぬ少女であつたことと考え併せまことに残忍極まりないものというべく、次いて死体を芋穴に運び、綿細紐と荒繩を用いて足首を縛って逆吊りにし、後記のとおり中田栄作方に脅迫状をとどけ、再び右芋穴に引き返して農道に穴を掘り、前記の如く手足を縛り、目隠しを施し、荒繩をかけたまま土中に埋没した所行に至つては、一片の人間心さえ見出すことができず、悪虐非道の極みといわなければならない。かくの如くして、被告人は善枝を殺害してしまつたにも拘らず、あくまで身の代金喝取の目的を捨てず、判示脅迫状に善枝から奪つた身分証明書を同封して同女の父中田栄

作方などへ、同女の乗用していた自転車をも右栄作物置の軒下に置いて、善枝の生命が確実に被告人の掌中に握られており、危険が迫っているかの如く右栄作をして諒知せしめ、同人及びその家族の驚愕と悲嘆につけ込んでその目的を達成しようとした所為は、被告人の悪虐殘忍性を余すところなく現わしているものというべきである。

一方ひるがえつて被害者中田善枝は、未だ十六歳の高校一年生で、幼にして母と死別したが、父栄作の手で男三人、女三人の中の末娘として愛育されて幸福な日々を送り、学業成績も優れ、性格は明るく、責任感が強く、学校では教師級友の信頼も篤く、何等非違のない清純無垢の少女であつたのに、被告人の残酷な犯行により辱しめを受け、うら若い生命を奪われて見るも慘な姿で死体を棄て去られたことは、本人としても死にきれなかつたであろうし、妻亡き後男手一つで今日まで善枝を育て上げた父栄作、また母を失つた後互いに相扶け、相いたわりあって仲良く暮してきただきょうだいの悲嘆、驚愕はどうてい筆舌に尽し難く、その悲しみは何物をもつても慰藉し得ないものといわなければならない。

次に判示その余の窃盜、傷害、暴行、横領等の各犯行は、横領を除きいずれも被告人が養豚業石田一義方に雇われていた数ヶ月の間にに行われ、しかも雇主その他の不良仲間との共犯によるものが多いが、被告人がたやすく右不良仲間と共に右犯行に及んだことは被告人の不良性、反社会性を現わすものと見ることができる。

なお本件は、あたかも東京都内に発生したいわゆる吉展ちゃん事件が世上に騒がれていた最中に行われたことにより、全国の人心に極度の恐怖と不安を与えたことも無視できないところである。

被告人が、判示の如く小学校すら卒業せずして少年時代を他家で奉公人として過ごし、父母のもとで家庭的な愛情に育まれることができなかつたことは、その教養と人格形成に強い影響を及ぼしたものである。そしてそれが家庭貧困の理由によるものであつて、必ずしも被告人だけの責に帰することができないこと、本件第一乃至第三の各犯行については、捜査の当初においては全面的に否認していたが、その後すべてを自白し深く反省悔悟し、被害者中田善枝の冥福を祈り、その後遺族に対しても謝罪の意を表していること、未だ二十五歳の若者で前科もないことなどは、被告人にとって有利な情状ということができるが、判示第一乃至第三の各犯行の手段、態様、結果の重大その他前記各犯情にかんがみれば、右有利な諸事情も特に被告人に対する量刑を軽くすべき情状とはなし難い。

よつて被告人に対するは、判示第一の強盗殺人罪について所定刑中死刑を選択して処断し、これと併合罪の関係にある判示第二至第八の罪の各刑は、刑法第四十六条第一項本文によりいずれもこれを科さないこととし、押収に係る主文記載の身分証明書一通、万年筆一本、腕時計一個はいずれも被告人が判示第一の犯行により得た財物で、被害者に還付すべき理由が明らかであるから、刑事訴訟法第三百四十七条第一項により、これを被害者中田善枝の相続人に還付

し、訴訟費用は、同法第百八十二条第一項但書を適用してこれを被告人に負担させることにする。

よつて主文のとおり判決する。

昭和三十九年三月十一日

浦和地方裁判所第一刑事部

裁判長裁判官 内田武文印

裁判官 秋葉雄治印

裁判官 杉木之夫印

## 上申書

殺人等 被告人 石川一雄

右事件の控訴趣意書提出期日につき、昭和三九年六月一日と御指定がありました。私共弁護人の控訴審段階での弁護人選任届の提出が遅れ、その結果も手伝いまして、右御指定の期日までには、控訴趣意書を提出できる見通しが立たず、且つ私共弁護人も重罪に当る事件であり充分弁護人としての義務を全うしなく、他方他事件等の関係も立ち混んでおりますので、控訴趣意書提出期限を六月末までに御変更頂きたく、上申いたします。

昭和三十九年五月二十三日

右弁護人 中田直人印

右弁護人 石 田 亨 印

東京高等裁判所

第四刑事部御中

橋 本 紀 德 印

第三、自白の信憑性（その一）（略）

第四、自白の信憑性（その二）（略）

第五、法令適用の誤り（略）

第六、量刑不当

## 一、はじめに

仮に、原判決のとおり、被告人の罪となるべき事実が認められたとしても、被告人に対して死刑の判決は情状の認定を誤り不適に重い刑を科すものである。

昭和三九年六月三〇日  
被告人 石川一雄  
右弁護人 中田直人印  
石田亨印  
橋本紀徳印  
東京高等裁判所  
第四刑事部 御中

## 控訴趣意書

### 第一、原判決の基本的誤り（略）

### 第二、本件検査の違法性と自白（略）

云うまでもなく、死刑の判決は、現実に一個の生命をうばうところの極刑である。いかなる極悪犯人であっても、その生命は尊重されるべきであつて、みだりにうばつてよいものではない。死刑の判決が云渡される以上、その審理は公平、慎重になされるばかりでなく、被告人の性格、年令、経歴、境遇、犯罪の動機、犯行後の状況等諸般の事情が明にされること、つまり、被告人の全人格が明にされることが必要である。

しかしながら原判決は、余すところなく被告人の罪となるべき事實を明にしたものであろうか。被告人の全人格を明にする証拠は充分に調べつくされたものであろうか。果して、公平慎重な審理を行つたものであろうか。残念ながら、弁護人は、前記でも述べられたとおり右のいくつかの疑問に肯定的な答を出すことはできない。本

件は、事件自体の特異性とあいまつて原判決も述べているように、「あたかも東京都内に発生したいわゆる吉展ちゃん事件が世上に騒がれていた最中に行われたことにより」報道機関をはじめ、世人に強い関心を呼びおこし、また、捜査官の捜査段階における不手際（張込の失敗等）や、不法不当な別件逮捕勾留、再逮捕等により、広く抗議の世論をわきあがらせを世間注目の事件であった。

そのためかどろかはつきりしないが、原審裁判所は明に審理を急ぎすぎた。原審裁判所が、世間の一時的興奮に感染し、一部世間の歎心を買うために、審理を急ぎ必要な証拠も調べなかつたのである。というのは弁護人の単なる思いすごしあらうか。迅速な裁判は、被告人の望むところである。しかし、また、慎重な審理の行われることも右以上に被告人の熱望するところである。当裁判所においては、以下にのべる控訴趣意書を充分に御理解のうえ、公平にして慎重な審理が行われることを望むものである。

### 二、審理不尽と量刑不当

(1) ところで、弁護人は、原審第八回公判期日及び第一回公判期

日の二度にわたつて、被告人の精神鑑定の請求をした。しかし、原審裁判所はいざれもこれを不必要として却下した。このように、

原審では被告人の精神鑑定を行わなかつたにもかかわらず、原判決は、被告人の精神状況が健全であり正常であると断言している

である。原判決はその半決文の（弁護人等の主張に対する判断）第三項の後段の部分で「被告人の精神鑑定における供述能

度は正常であり、その供述内容も極めて明快であること、犯行時の行動が計画的に順序立てて行われていること、生い立ち、経歴において特段異常な性行のあつたことも、血統上遺伝的負因の存在することも何等認められないこと等に徴すれば（幼少時被告人に数回夢遊病者の行動があつたこと、無口であること、他人と同席して食事をすることを好まないこと等の事実が認められないこともないが、右夢遊病者の行動は極めて一時のことであり、その後においては別に異状がないこと、他の点の如きは多少その傾向があると云う程度のものであつて、それが精神もしくは性格の異状によるものとは認められない）、被告人の刑事責任に影響を及ぼす程度の精神もしくは性格の異状があるものとは認められない」と述べている。

(2) だが、原判決のあげる程度の事由で果して、被告人の精神状態が健全であると断言できるのだろうか。精神異常は医学的知識のない人の表面的観察では、なかなか発見しにくいことは経験則上明なことである。原判決は何等、被告人の精神状況を明にすることのできるような証拠調をしなかつた。

精神鑑定の請求を却下したのみならず、兄六造の取調さえ認めようとはしなかつたのである。兄六造の言動は、被告人の本件犯行の動機である家出し金欲しさの一半の原因になつていて、（原判決もそう認めている）その証言が極めて重要になつていて、ばかりか被告人の行動を日常観察して得た貴重な証言を提供でき

る最善の一人であつたのである。弁護人は被告人に精神異常の相

当な疑いがあると信じている。

第一に、本件犯行それ自体が、異常なまでに大胆であり特異である。本件犯行は、被告人の、つまり犯人の「暴虐殘忍性を余すところなく」示していると云つてゐる。つまり、本件犯行それ自体からして、すでに被告人の精神的偏奇を感じざるを得ないのである。

第二に、被告人の日常生活にあらわれた性格と本件犯行は大きな矛盾を感じさせる。被告人は西川証言や父親の証言からも明なとおり、また原判決も認めるように、極めて無口で顔をあげて人とまとまに話ができるほどおとなしい男であつたのである。

第三に、本件犯行と被告人の本件犯行に至る動機は金欲しさであると認めている。しかし、この点に関する被告人の自白は動搖しているので、必ずしも原判決のように断定できるものかどうか疑わしいのである。

が一応それを認めるとしても問題は何故被告人が、犯罪を犯してまで、金が欲しかったのかその理由が重大なものとなるのである。

原判決によれば父親に対する一三万円の借財を返還するために、金が欲しかったといふのである。しかし、一般に父に対する借財で罪を犯そうとするほど、親子の間に、義務感が生じるものであろうか。

精神的欠陥が存在しているのではないかと疑わせる相当な根拠が見出せるのである。

(3) それにもかかわらず、原審裁判所は弁護人の精神鑑定の請求を二度とも却下した。それはかりでなく、すでにふれた、兄六造のような重要な情状証人の取調すら認めなかつたのである。第八回公判期日、第一回公判期日には兄六造も含めて幾人かの情状証人の取調を請求しているが、ことごとく不必要として却下されているのである。しかし、これでは被告人の本件犯行における本当の動機、心理、精神状況は明にされない。これでは被告人の責任能力の程度を判断するうえにもいちぢるしい冒険を犯かざるを得ない。量刑にあたつても、被告人の人格を全面的に把握できない。原審裁判所のこのような態度が後述のとおり、被告人に対し死刑と云う不当にして重大な量刑をみちびき出す原因になっているのである。我々弁護人は、原審裁判所のこのような拙速主義を全然理解できない。冒頭の項で述べたように、これでは原審裁判所は世間の一時的興奮のうすの中にまきこまれてしまつたのであるうかと疑いたくなるのである。量刑をするにあたつての原審裁判所のこのような態度は憲法第三一条の「事案の真相を明に」すを一般的義務に違反するものであり、同法三一七条の証拠・判主義の趣旨に反するものである。

父は、被告人に対し金を返せなどと云つたことはないと述べてゐる。また、金欲しさのもう一つの理由は、兄六造といさかいがあり、そのため被告人は家出の決意をし、金が必要になつたというのである。しかし、兄六造とのいさかいの内容は、被告人の調書に簡単に述べられているのみで、残念ながら兄六造の供述はない。前記のとおり、兄六造の証人調べの請求は却下されたからである。

いすれにしろ、被告人には、事件犯行のような大罪を犯さねばならないほどののつべきならない動機はない。被告人が、父に対する借財や、兄との単なるいさかい程度のこと、本件犯行のような大罪を犯そうと決意したのだとすればそこにはやはり、精神的なかたよりを感じざるを得ないのである。

第四に、被告人には次のようない常性行がみられる。

極めて無口であること。

学校を極端に嫌悪したこと。

他人と一緒に食事することを非常に嫌つたこと。

夢遊病者の行動のあつたこと。

これらは、一応被告人に精神的欠陥のあることを疑わせるものである。また、被告人が小さい時から父母の手もとをはなれて、他家に奉行に出て働いていたこと、家庭愛の不足や苦しい労働が、被告人の精神になんらかの影響を与えていたにちがいない。

以上、第一ないし第四の事実を総合すれば、被告人に何等かの

### 三、犯行の偶然性と量刑不当

(1) 被告人が当初から被害者を殺害する意志のなかつたことは原判決も認めるところである。前述第五点第一項で述べたように被告人には殺害の故意はない。せいぜいあつて認識ある過失である。

被告人は誘かいの意図を持つていたとしても強姦と殺害は全くの副産物である。とりかえのつかない副産物であるとしても、被告人としては、決して、殺害まで望んでいたのではない。姦淫に夢中のあまり、死に至らしめたのであつて殺してまで姦淫の目的を達しようとしたのではない。右の主張にそわないような作為的な供述調書が二、三あるとしても、被告人の全供述調書の中に貫してみられるのは殺害の意図の否定なのである。

(2) 被告人が被害者中田善枝と小学校近くの淋しい路上で出会い、と云うことは二人にとって全くの不幸であった。「被告人が判示加佐志街道で中田善枝に出会い、同女により右計画を達成しよう」と決意した当初は未だ同女を殺害し、その死体を埋めて犯行を隠蔽することまで考えていたとは思われないところ」と原判決も述べているようにこの出会いは不幸な偶然であった。被告人の本件犯行のはじまりはいわゆる魔がさしたと云われるものである。

被告人、被害者を不幸のどん底につきおとさざるを得なかつたものである。血をみて逆上するように当初行つた一つの犯行が次に犯行を呼び次の犯行が第三の犯行を呼ぶというように不幸に不幸が積み重なつてゐたのが本件犯行の実態である。弁護人は本件犯

行のこの偶然の発生とひろがりは被告の刑の量定にあつて考慮さるべきだと考える。原判決は被告人の行為を単純に「鬼畜の所行」と述べているだけで、この間の被告人の心情と不幸を無視している。被告人の不幸にも一ときの涙せざるを得ないのである。

#### 四、被告人の経歴、日常生活と量刑不当

被告人が小さい時から父母のもとをはなれて、いわゆる他人のめしを喰いながら成長したことは原判決も認めていた。そのことが被告人の人格形成にとって大きな影響を与えたであろうことも原判決は認めている。おそらく家庭愛の不足と苦しい心情と性格を知らず知らずのうちにむしばんでいたのである。昭和三年の秋、被告人一九才の時、東鳩製菓につとめ、ここに三年ばかり働き昭和三六年秋から西川土建、昭和三七年一〇月から三八年二月まで石田養豚屋に働いた。石田養豚屋での約五ヶ月間に被告人は判示第四の罪（うち第八の横領を除き）を連続犯している。原判決はこれをとらえて「被告人の不良性、反社会性を表すもの」と云うのであるが、しかし石田養豚屋に入るまでの被告人には何等問題にするところないごとく普通の青年だったのである。

先に述べたように無口で大人しい性格であったから、友人はそろ多くなかつたが、交際していた少数の友人からは好かれているのである。

西川証言からもわかるように、被告人は黙々として仕事にはげみ同僚には親切、指示にはよく従う申し分のない若者であったのである。

さはあつても、決して根っからの不良でもなく悪党でもない。被告人はやくざ組織や暴力団組織に関係したこともなく逮捕歴や前科もない。本件犯行をみても、被告人にそのような犯行におち入つてゆくであつて必然的な墮落の道を進んできたものとは見受けられない。一時的なぶらぶら状態を脱すれば、また立直つて容易に前のようない面白目の勤労生活に入る見通しがあつたのである。本件犯行のぼつ発は被告人にとつても不幸な偶然であつたのである。

五、被告人の改悛の情

現在、被告人は本件犯行について深いお詫びと後悔の気持をもつてゐる。被告人の心境については関証人が切々と訴えたとおりであるが、同様のことは我々弁護人もまた証言できるであろう。被告人は何回となくその供述調書の中で、中田さん一家に対しお詫びのことばを述べて自分の誤ちをのべている。

例えは六月二十五日検察官に対するこの日の第一回目の供述では、

「私はその前まではこの事件に關係ないとそれを云つておりましたが、房の中で善枝ちゃんの夢を見たり、また殺した時のことを考えるとねむれなくなつたりして、このままかくしておくことがどうしてもできなくなりました。また色々証拠も出しているのでかくしてもわかることだと思い、この際全部本当のことを云つて善枝ちゃんや善枝ちゃんのお父さん等にお詫びしたいと云う気持になりました。それでお願いですが善枝ちゃんのお父さんに一度会わせて下さい。善枝ちゃんを殺したことをお詫びし、私の家の父ちゃんや母ちゃん

等は何も関係がないので、家の者をうらまないよう頼みたいと思いまます」と述べている。

また七月五日の検察官に対する供述調書中でも「そのようなことをうらまないよう頼んでいたが、はじめの頃の供述では自分が自供できなかつたかを説明して家族の者がどんなに辛い目にあらうかと思うと自分でできなかつた旨述べているのである。

#### 六、むすび

被告人が逮捕された当時から一部の強力なマスコミは、被告人を真犯人ときめつけて被告人の残忍な性格とか陰険な態度とかあることをうらまないよう頼んでいたが、はじめの頃の供述では自分が自供できなかつたかを説明して家族の者がどんなに辛い目にあらうかと思うと自分でできなかつた旨述べているのである。

現在に至るまでこのようマスコミの態度によつて知らず、知らずのうちに人々は被告人に対する偏見をつちかつてゐる。偏見にとらわれず、事実の真相をみきわめ被告人の情状をみきわめることができぬこと書いていた。

不良でもチンピラでもない。家にあつても被告人は他の兄弟に対しても乱暴な態度や言葉を使つたこともなく家にいるのかいらないのか、わからない程のおとなしい存在だったのである。時折はみやげを買って帰るやさしい青年であった。被告人は競輪やバチンコが好きですが度を越すという程のことはなかつた。また煙草は多少すうが酒はのまず酔つて問題を起したことなどは一度もないのである。

しかし、石田豚屋の五ヶ月間は、それまでうちにひそんでいて被告人の性格の歪みや精神的偏奇を顕在化したのである。使用者自ら窃盗を指示命令するような悪い環境の中で被告人はたちまち毒されてしまつたのである。石田養豚屋をやめてから本件犯行に至るまで約二ヶ月間位、被告人は家にいてぶらぶらとあそんでいた。労働の生活に慣れている被告人がこのようぶらぶらとあそぶようになつたのも、この石田養豚屋以降であり、石田養豚屋の五ヶ月は被告人の本件犯行と密接な関係ありと云わざるを得ない。この労働の生活をはなれて二ヶ月が被告人の本件犯行の出発点である誘かいの企みを育んだ時期なのである。石田養豚屋での生活を明らかにするために弁護人は石田一義を証人として取調べるよう請求したが、原審裁判所は却下した。そのため、被告人が、何故、石田養豚屋をやめたのか、その理由もよくわからない。要するに被告人の不良性、反社会性というのは、根づいた一貫したものとして、幼少の頃から、あらわれてきているのではない。

被告人は悪しき環境の中ではたちまち悪い影響を受けると云う弱いところを起したのである。時たま吉展ちゃん事件の犯人は逮捕されず、世論は無能だった捜査

当局に対する批判と共に非道な吉展ちゃん誘かい犯人に対する憎しみをもやしていた。

このような時に本件が発生した。

被告人は今や誘かい犯人に対する懲りしみの対象となつた感がある。全ての誘かい犯人を代表して被告人が罰されようとしている。

原判決は「なお本件は、あたかも東京都内に発生したいわゆる吉展

ちゃん事件が世上に騒がれていた最中に行われたことにより、全国の人心に極度の恐怖と不安を与えたことも無視できないところである」と述べているが、その背後には被告人をみせしめにしてこれらの誘かい犯人の絶滅を期そうとする態度はうかがわれないであろうか。原審裁判所の判決に至る異例の早さは被告人をみせしめにし、これから誘かい犯人の絶滅を期そうとする態度は見えないだろうか。刑の一級予防を強調するのいい。

しかし、刑はまた、具体的に刑の宣告を受ける被告人その人の立場を充分に考慮してなさなければならない。

所詮、犯罪は社会の産物であり、犯罪者もまた社会の産物である。現在の我国の性道徳をはじめ、一般道徳の、犯罪の増加などを背景にしてみれば、本件の場合も、一人被告人のみを責めるのは酷である。

被告人も人の子である。

被告人の父母兄弟は、被告人が罪を犯したこと泣き、死刑の判決を受けたことに泣いている。

被告人の父母兄弟もまた中田一家と共に本件の被害者である。死

## 「同和」対策審議会・答申(昭和四十年八月十一日)

### 「同和」対策審議会

昭和四十年八月十一日

内閣総理大臣  
佐藤栄作殿

「同和」対策審議会

会長木村忠二郎

昭和三十六年十二月七日、内閣総理大臣は本審議会に対して「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本の方策」について諮問された。いうまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によつて保障された基本的人権にかかわる課題である。したがつて、審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ國の責務であり、同時に国民的課題であるとの

認識に立つて対策の探求に努力した。その間、審議会は問題の重要性にかんがみ存置期限を二度にわたつて延長し、同和地区の実情把握のために全国および特定の地区的実態の調査も行なつた。その結果は付属報告書のとおりきわめて憂慮すべき状態にあり、関係地区住民の経済状態、生活環境等がすみやかに改善され平等なる日本国民としての生活が確保されることの重要性を改めて認識したのである。

したがつて、審議もきわめて慎重であり、総会を開くこと四二回、部会一二回、小委員会二回におよんだ。

しかしながら、現在の段階で対策のすべてにわたつて具体的に答申することは困難である。しかし、問題の解決は焦眉の急を要するものであり、いたずらに日を重ねることは許されない状態にあるので、以下の結論をもつてその諮問に答えることとした。

時あたかも政府は社会開発の基本方針をうち出し、高度経済成長に判う社会経済の大きな変動がみられようとしている。これと同時に人間尊重の精神が強調されて、政治、行政の面で新しく施策が推進されようとする状態にある。まさに同和問題を解決すべき絶好の機会というべきである。

政府においては、本答申の報告を尊重し、有効適切な施策を実施して、問題を抜本的に解決し、恥すべき社会悪を払拭して、あるべからざる差別の長き歴史の終止符が一日もすみやかに実現されるよう万全の処置をとられることを要望し期待するものである。

弁護人としては、とおてい承服できる判決ではない。

当裁判所においては、被告人の生いたち、性格、境遇、あやまつて死に至らしめた事情、被告人の改悛の情、被告人の家族の心痛などにつき充分な審理をとげられて、本件被告人に死刑の判決は重すぎるとの断固たる判断を下さることを望んで控訴趣意を終ることにした。

人が一度と社會にもどれない。まだ二十五歳の青年で今後の教育と善導如何では容易に立ちなおれる能力とすなおさをもつてゐる。被告人は決してそれからしまつて死に至らしめた事情、被告人の改悛の情、被告人の家族の心痛などにつき充分な審理をとげられて、本件被告人に死刑の判決は重すぎるとの断固たる判断を下さることを望んで控訴趣意を終ることにした。

以上

## 第一部 同和問題の認識

### 一、同和問題の本質

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。

その特徴は、多数の国民が社会的現実としての差別があるために一定地域に共同体的集落を形成していることにある。最近この集団の居住地域から離脱して一般地区に混在するものが多くなってきているが、それらの人々もまたその伝統的集落の出身なるがゆえに陰に陽に身分的差別のあつかいをうけている。集落をつくっている住民は、かつて「特殊部券」「後進部落」「細民部落」など蔑称で呼ばれ、現在でも「未解放部落」または「部落」などとよばれ、明らかなるものではない。ただ、世人の偏見を打破するためにはつきり断言かな差別の対象となつていているのである。

この「未解放部落」または「同和関係地区」（以下単に「同和地区」という）の起源や沿革については、人種的起源説、宗教的起源説、職業的起源説、政治的起源説などの諸説がある。しかし、本審議会は、これら同和地区的起源を学問的に研究することを任務とするものではない。ただ、世人の偏見を打破するためにはつきり断言

しておかなければならぬのは、同和地区的住民は異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民である、ということである。

すなわち、同和問題は、日本民族、日本国民のなかの身分的差別をうける少数集団の問題である。同和地区は、中世末期ないしは近世初期において、封建社会の政治的、経済的、社会的諸条件に規制せられ、一定地域に定着して居住することにより形成された集落である。

封建社会の身分制度のもとにおいては、同和地区住民は最下級の賤しい身分として規定され、職業、住居、婚姻、交際、服装等にいたるまで社会生活のあらゆる面できびしい差別扱いをうけ人間外のものとして、人格をふみにじらっていたのである。しかし明治維新の変革は、同和地区住民にとって大きな歴史的転換の契機となつた。すなわち、明治四年八月二十八日公布された太政官布告第六十一号により、同和地区住民は、いちおう制度上の身分差別から解放されたのである。この意味において、歴史的な段階としては、同和問題は明治維新以後の近代から解放への過程をたどつてゐるということができる。しかしながら、太政官布告は形式的な解放令にすぎなかつた。それは単に蔑称を廃止し、身分と職業が平民のみにあつかわることを宣言したにとどまり、現実の社会関係における実質的な解放を保障するものではなかつた。いいかえれば、封建社会の身分階層構造の最底辺に圧迫され、非人間的な権利と極端な貧困に陥れたのである。



られた同和地区住民を、実質的にその差別と貧困から解放するための政策は行なわれなかつた。したがつて、明治維新後の社会においても、差別の実態はほとんど変化がなく、同和地区住民は、封建時代とあまり変わらない悲惨な状態のもとに絶望的な生活をつづけてきたのである。

その後、大正時代になって、米騒動が勃発した際、各地で多数の同和地区住民がそれに参加した。その後、全国水平社の自主的解放運動がおこり、それを契機によりやく同和問題の重要性が認識されるにいたつた。すなわち、政府は国の予算に新らしく地方改善費の名目による事業費を計上し地区の環境改善を行なうようになつた。しかし、それらの部分的な改善によつて同和問題の根本的解決が実現するはずではなく、同和地区住民はいぜんとして、差別の中の貧困状態におかれてきた。

わが国の産業経済は、「二重構造」といわれる構造的特質をもつてゐる。すなわち、一方は先進国なみの発展した近代的大企業があり、他方には後進国なみの遅れた中小企業や零細經營の農業がある。この二つの領域のあいだには質的な断層があり、頂点の大企業と底辺の零細企業とは大きな格差がある。

なかでも、同和地区の産業経済はその最底辺を形成し、わが国經濟の発展からとり残された非近代的部門を形成している。

このような経済構造の特質は、そつくりそのまま社会構造に反映している。すなわち、わが国の社会は、一面では近代的な市民社会

の性格をもつてゐるが、他面では、前近代的な身分社会の性格をもつてゐる。今日なお古い伝統的な共同体関係が生き残つており、人々は個人として完全に独立しておらず、伝統や慣習に束縛されて、自由な意志で行動することを妨げられている。

また、封建的な身分階層秩序が残存しており、家父長制的な家族関係、家柄や格式が尊重される村落の風習、各種団体の派閥における親分子分の結合など、社会のいたるところに身分の上下と支配服従の関係がみられる。

さらに、また、精神、文化の分野でも昔ながらの迷信、非合理的な意識などが根づよく生き残つており、特異の精神風土と民族的性格を形成している。

このようなわが国の社会、経済、文化体制こそ、同和問題を存続させ、部落差別を支えてゐる歴史的社会的根拠である。

したがつて、戦後のわが国の社会状況はめざましい変化を遂げ、政治制度の民主化が前進したのみでなく、経済の高度成長を基底とする社会、経済、文化の近代化が進展したにもかかわらず、部落問題はいぜんとして未解決のままでとり残されているのである。

しかるに、世間の一部の人々は、同和問題は過去の問題であつて、しないと考えている。けれども、この問題の存在は、主觀をこえた客観的事実に基づくものである。

同和問題もまた、すべての社会事象がそうであるように、人間社

会の歴史的発展の一一定の段階において発生し、成長し、消滅する歴史的現象にはかならない。

したがつて、いかなる時代がこよど、どのように社会が変化しようと、同和問題が解決することは永久にありえないと考えるのは妥当でない。また、「寝た子をおこすな」式の考え方で、同和問題はこのまま放置しておけば社会進化にともないいつとはなく解消すると主張することにも同意できない。

実に部落差別は、半封建的な身分的差別であり、わが国の社会に潜在的または頭在的に嵌存し、多種多様の形態で発現する。それを分類すれば、心理的差別と実態的差別とにこれを分けることができる。

心理的差別とは、人々の観念や意識のうちに潜在する差別であるが、それは言語や文字や行為を媒介として頭在化する。たとえば、言葉や文字で封建的身分の賤称をあらわして侮蔑する差別、非合理的偏見や嫌悪の感情によって交際を拒み、婚約を破棄するなどの行動にあらわれる差別である。実態的差別とは、同和地区住民の生活実態に具現されている差別のことである。たとえば、就職・教育の機会均等が実質的に保障されず、政治に参与する権利が選挙などの機会に阻害され、一般行政諸施策がその対象から疎外されるなどの差別であり、劣悪な生活環境、特殊で低位の職業構成、平均値の数倍にのぼる高率の生活保護率、きわだつて低い教育文化水準など同和地区的特徴として指摘される諸現象は、すべて差別の具象化である。

するとする見方である。

このような心理的差別とは相互に因果関係を保ち相互に作用している。すなわち、心理的差別が原因となつて実態的差別をつくり、反面では実態的差別が原因となつて心理的差別を助長するという具合である。そして、この相関関係が差別を再生産する悪循環をくりかえすわけである。

すなわち、近代社会における部落差別とは、ひとくちにいえば、市民的権利、自由の侵害にはかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別なのである。

これらの市民的権利と自由のうち、職業選択の自由、すなわち就職の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大である。なぜなら、歴史をかえりみても、同和地区住民がその時代における主要産業の生産過程から疎外され、賤業とされる雜業に従事していたことが社会的地位の上昇と解放への道を阻む要因となつたのであり、このことは現代社会においても変わらないからである。したがつて、同和地区住民に就職と教育の機会均等を完全に保障し、部落に滞留する停滞的過剰人口を近代的な主要産業の生産過程に導入することにより生活の安定と地位の向上をはかることが、同和問題解決の中核的課題である。

以上の解明によつて、部落差別は單なる観念の亡靈ではなく現実

の社会に実在することが理解されるであろう。いかなる同和対策も、以上のような問題の認識に立脚しないかぎり、同和問題の根本的解決を実現することはもちろん、個々の行政施策の部分的効果を十分にあげることも期待しがいたいであろう。

## 結語

### 同和行政の方向

同和問題の根本的解決にあたつては、以上述べた認識に立脚し、その具体策を強力かつすみやかに実施することが國の責務である。したがつて國の政治的課題としての同和対策を政策のなかに明確に位置づけるとともに、同和対策としての行政施策の目標を正しく方向づけることが必要である。そのためには國および地方公共団体が実施する同和問題解決のための諸施策に対し制度的保障が与えられなければならないが、とくに次の各項目についてすみやかに検討を行ない、その実現をはかることが、今後の同和対策の要諦である。

- ① 現行法規のうち同和対策に直接関連する法律は多数にのぼるが、これら法律に基づいて実施される行政施策はいずれも多分に一般行政施策として運用され、事実上同和地区に関する対策は枠外におかれている状態である。これを改善し、明確な同和対策の目標の下に関係制度の運用上の配慮と特別の措置を規定する内容を有する「特別措置法」を制定すること。
- ② 同和対策は、今後の政府の施策の強化により新しい姿勢をも

つて推進されるべきであるが、このためにはそれに応ずる新たな行政組織を考慮する必要がある。政府の施策の統一性を保持し、より積極的にその進展をはかるため、従前の同和問題閣僚懇談会をさらに充実するとともに施策の計画の策定およびその円滑な実施などにつき協議する同和対策推進協議会の如き組織を国に設置すること。

③ 地方公共団体における各種同和対策の水準の統一をはかり、またその積極的推進を確保するためには、國は、地方公共団体に対し同和対策事業の実施を義務づけるとともに、それに対する國の財政的助成措置を強化すること。この場合、その補助対象を拡大し、補助率を高率にし、補助額の実質的単価を定めることなどについて、他の一般事業補助に比し、実情を配慮した特別の措置を講ずること。

④ 政府による施策の推進に対応し、これを補完し、かつ可及的すみやかにその実効を確保するため、政府資金の投下による事業団形式の組織が設立される等の措置を講ずること。

⑤ 同和地区内における各種企業の育成をはかるため、それらに対する特別の融資等の措置について配慮を加えること。

⑥ 同和問題解決と同和対策の効率的な実施のためには、長期的展望の下に、総合計画を策定し、環境改善の産業、職業、教育など各方面にわたる具体的な年次計画を樹立すること。

# 「同和」対策事業特別措置法

(昭和四十四年法律第六十号)

## (国民の責務)

一九六九年四月一日—閣議決定

同 日—国会提案

六日 五日—衆議院内閣委で審議・可決

六月一二日—衆議院通過

六月一九日—参議院内閣委で審議・可決

六月二〇日—参議院通過・成立

七月一〇日—公布・昭和四十四年法律第六〇号

## (目的)

第一条 この法律は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、歴史的・社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域（以下「対象地域」という。）について国及び地方公共団体が協力して行なう「同和」対策事業の目的を明らかにするとともに、この目標を達成するために必要な特別の措置を講ずることにより、対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とする。

## (国の施策)

第六条 国は、第一条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講じなければならない。

一、対象地域における生活環境の改善を図るため、地区の整理、住宅事情の改善、公共施設及び生活環境施設の整備等の措置を講ずること。

二、対象地域における社会福祉及び公衆衛生の向上及び増進を図るため、社会福祉施設、保健衛生施設等の措置を講ずること。

三、対象地域における農林漁業の振興を図るため、農林漁業の生産基盤の整備及び開発並びに経営の近代化のための施設の導入等の措置を講ずること。

四、対象地域における中小企業の振興を図るため、中小企業の經營の合理化、設備の近代化、技術の向上等の措置を講ずること。

五、対象地域の住民に対する人権擁護活動の強化を図るため、職業指導及び職業訓練の充実、職業紹介の推進等の措置を講ずること。

六、対象地域の住民に対する学校教育及び社会教育の充実を図るため、進学の奨励、社会教育施設の整備等の措置を講ずること。

七、対象地域の住民に対する人権擁護活動の強化を図るため、人権擁護機関の充実、人権思想の普及高揚、人権相談活動の推進等の措置を講ずること。

八、前各号に掲げるもののほか、前条の目標を達成するために必要な措置を講ずること。

## (特別の助成)

第七条 「同和」対策事業でこれに要する経費について国が負担し、又補助するものに対するその負担又は補助については、政令で特別の定めをする場合を除き、予算の範囲内で、三分の一の割合をもって算定するものとする。

2 前項の場合において、法律の規定で国の負担又は補助の割合として三分の一を下回る割合を定めているもののうちで政令で定め

第三条 すべての国民は、「同和」対策事業の本旨を理解して、相互に基本的人権を尊重するとともに、「同和」対策事業の円滑な実施に協力するよう努めなければならない。

## (國及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、「同和」対策事業を迅速かつ計画的に推進するよう努めなければならない。

## (「同和」対策事業の目標)

第五条 「同和」対策事業の目標は、対象地域における生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化等を図ることによつて、対象地域の住民の社会経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因を解消することにあるものとする。

## (地方公共団体の施策)

第六条 地方公共団体は、第一条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講じなければならない。

一、対象地域における生活環境の改善を図るため、地区の整理、住宅事情の改善、公共施設及び生活環境施設の整備等の措置を講ずること。

二、対象地域における社会福祉及び公衆衛生の向上及び増進を図るため、社会福祉施設、保健衛生施設等の措置を講ずること。

三、対象地域における農林漁業の振興を図るため、農林漁業の生産基盤の整備及び開発並びに経営の近代化のための施設の導入等の措置を講ずること。

四、対象地域における中小企業の振興を図るため、中小企業の經營の合理化、設備の近代化、技術の向上等の措置を講ずること。

五、対象地域の住民に対する人権擁護活動の強化を図るため、職業指導及び職業訓練の充実、職業紹介の推進等の措置を講ずること。

六、対象地域の住民に対する学校教育及び社会教育の充実を図るため、進学の奨励、社会教育施設の整備等の措置を講ずること。

七、対象地域の住民に対する人権擁護活動の強化を図るため、人権擁護機関の充実、人権思想の普及高揚、人権相談活動の推進等の措置を講ずること。

八、前各号に掲げるもののほか、前条の目標を達成するために必要な措置を講ずること。

## (施行期日)

1. この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

2. この法律は、昭和五十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

## 附 則

第八条 地方公共団体は、国の施策に準じて必要な措置を講ずよう努めなければならない。

一、部落の青年に訴える  
　　一、部落の青年に訴える  
　　一、無実の証を手にする日まで

一、三百万兄弟に支えられて闘う

部落の青年に訴える

部落解放第一回全国青年集会に、全国各地よりお集まりの皆さんに、ご挨拶を申上げたいと筆を取りさせていただきました……。  
私は自分の失われて来た丸七年間の青春と、受けて来たその間の

苦しみの一つ一つをいま静かに思い出し省みる事によつて、自分の置かれている立場を再確認し、現実の司法機構と、それを従事する私と同じ赤い血潮を持つてゐる筈の役人（警察官・検察官・裁判官・刑務官）たちの非情さと、人間離れした驕傲さを恐しいものとして痛感せずにはおれません。

私は自分の事件を通してこの「法律」の持つ絶対的な「力」とその反面の脆さとを体験としての知識を得るようになり、その絶対的な「力」が「差別意識」と重なったときに、どれほど恐しい力を發揮して来るかという事を味わつてしまひました。一つの犯罪が起きて、それに對する捜査のあり方が、どのような法律によつて支えられ、更には、そのためどのような権力が与えられているかという事をご存知の方が何人おられるでしょうか？ 私は無学であり、法律の法の字すら知らなかつた男であります、「不幸にして」今ではそのからくりの非人間的である事をしられてしまふほどに知るようになつてしまひました。私は日本国民であり、日本の法律を決して否定するものではありません。しかし、この法律を代弁する役人たちの権力意識と、思い上りとによつて、国民の安全と生命財産を守る筈の法律を彼等は私有化しているような錯覚を持つてゐるよう思えてならないのです。

ここで私が問題にしたいのはそれほどまでにして一つの犯罪解決のために無関係の人間を犯人に仕立て、死へ連がる苦しみを味わせることが、平氣で出来る彼等の人間ばなれした神經を、国民の皆さ

扱うのと同じ神經で、いや、あるいはそれ以下の神經で私たち部落民を扱つてゐるのです。なぜなら、八百屋のオヤジならカボチャや大根はオヤジに利益をもたらすので、もっと手を加えて、ていねいに扱うでしようから……。

いわれのない罪を被り、七年間も独房に閉ざされて、更に死までも料せられようとしている怒りすら、今の私に表わすことが出来ないのです。筆によつてそれを表わそくとしても、検閲といふ圧力によって削除されるし、絶叫一つ出来ないので。裁判官は私が独房の中に閉ざされて、衰えてゆくこと、永遠に帰つて來ることのない時間を奪つていて、一片の人間らしい心すら持つていかないのではありませんか。彼等は、法廷にて、与えられた資料を証拠に照らし合せて、自由裁量といふ都合のよい法律に守られて断を下すだけで、生活が保障されており、裁判官として祭り上げられているのです。そして、その判断が間違いであっても、一人の人間を死に至らしめる判断をしていても、何等の責任が追求されない、ときいているのです。こんな一方的な迫害が許されてよいのでしょうか？ そして彼等が間違つていたことが、上級裁判において明らかにされたとしても、それが金錢によつて國家が支払いをすることと相殺されてしまうのです。国民の血税によつて国民のためにある法律で、公僕である筈の彼等が私有化することを取扱いをしている現状の一つの実例をどうか直視していただきたいのです。

部落出身者である私たち三〇〇万の兄弟姉妹たちには、たまらな

んがどのように受取るだらうか？ ということなのであります。

「法律」「差別意識」と、私は申上げましたが、これが差別でなくてなんであらうか？ と申上げるのです。明治の解放令の後に、政

府自らによつて作られた文書の中に、われわれのことを「……ほと

んど禽獸に近きものなり」と書かれてあつた事實を知り、怒りのためにあるぶると身があるえとなりませんでした。ここに私はまさに

役人の正体を見た思いがしたのです。私が仮りに佐藤首相が何々大臣の子どもか縁者であつたら恐らく私が本当の犯人であつたと申上げても信じないどころか、集められた証拠も否定的に取り扱つてしまふだろうと思います。それは間違ひなく彼等が権力者を自認し、

自分の中にある権力者に尾を振る哀れな走狗であるからです。彼等は私がどういう生き立ちであります。そこには私たち部落出身者を人間とも思わない、明治政府以来の差別意識が根強く残つてゐることを示しています。そして彼等にとって更に都合のよかつたことは、殘念ながら私たちは、平均して無学な者が多いということでした。そのことが彼らの工作をすすめるのに幸いしたことは、

失態から巧妙に逃れようとしたのであります。そこには私たち部落出身者を白眼視する差別の心をくすぐりながら、自分たちの武器である法律を駆使して見事に犯人を仕立て上げるのに成功したのでした。まるで八百屋のオヤジが、店頭にあるカボチャや大根を

い屈辱である筈です。そしてこれらの迫害から自らの身を守つてゆくためには今日お集まりいたいた青年の皆さま方の團結と、不屈の闘志によつて是正されてゆかねばならないと思うのです。私はいま、毎日毎日指も折れようと一生懸命に筆を持って訴えの手紙を書いています。書いても書いても後から後からと憤りがつのり、無念のやるかたない思いに身がふるえます。

私たちの身は私たち自身の手で守るより他にありません。どうかみなさんも私の問題のみならず、私たち部落解放のための実のある方向を見出して下さい。

暑い夏がやつてまいり、独房の中はまるでムシ風呂です。しかし私の心の中は、熱く燃えており、夏の暑さ以上の熱を持っています。そして私はこの熱さと、私が受けた丸七年間の迫害と、これからも続くであろう何年間かの苦しみの名において、決して絶えることがないであろうことを皆さま方の前に断言します。

私の人生は、もうすでに決定づけられているのです。それは私がこの迫害を受ける運命にあつたこと、長い年月を苦しんで無実が明らかにされ部落解放のために身を捧げること、そのための熱が、いま、盛んに燃えているということなど。私はそう信じているのです。

何時の大日が必ず皆さま方と手を取合つて、共にたたかつてゆく日が来るでしょう。その日まで、私は元気を失わずに頑張つてしまります。

## 無実の証を手にする日まで

新しく再開された裁判は、審理そのものを真剣にやらねばならないという姿勢がうかがわれました。傍聴にあふれ、廊下にまでびつまつて下さった一般の皆様の熱い眼差しを一身に受け、私は自分の置かれている苦しい立場を忘れて、案じて下さる皆様の温かい心に、たまらない喜びを感じました。丸七年間の屈辱の期間が、決して無駄でなかつた事を感じ、帰りの護送車の窓から見る街並をゆく人たち、一人ひとりに「有難う」と声をかけたい衝動にかられました。部落解放同盟が中心となり、「狹山差別裁判反対の部落解放国民大行動」と銘打つて、今年度の「特別措置法」具体化の国民運動と結合したたたかいの一環として、全国にその運動を広めて下さる事も、私の喜びとするところであります。

正しい裁判を行なわせるためにも、国民の厳しい注目を集めさせることがどれほど大事であり、必要であるかという事を、私はこのたび再開された公判に於て感じました。公平な裁きをするのが、裁判の姿であるべきなのは言うまでもありませんが、裁判の実際が、内容に於て、全く一方的、いやむしろ迫害の形であつただけに、再開されるまでの裁判に対する一抹の不安はぬぐう事ができずに居りました。それだけに限りない感謝と信頼を寄せずには居れないのでした。私はこの集会の後に「狹山差別裁判」反対の国民大行動が挙行さ

れるという事を知ったのであります。ざつと千二百キロに及ぶ大遠路を、この私を救い出すために払つて下さる皆様の多大な努力と、

儀性を思い、感激を新たに致して居ります。

五月一八日からの毎日、私にとつてその日その日が、正に一つの目標に向つて心だけでも気持だけでも、皆様の行進の中に参加していきたいと思つて居ります。私には裁判所の法廷に至るまでの二百メートルほどの歩行をさせられる時にすら軽い息切れを感じ、脈のが、どれほど私の肉体を衰えさせて来たか知れません。三〇歳の若さで、二百メートルほど歩いただけで息切れを感じる現実を健康な人がはたして実感し得るであろうか。私にとっては国家によつてふみにじられたのは氣持のみならず、その正常な肉体をも併せて奪われてしまつてゐるのです。

私の裁判はようやくにして再開され、本来の正しかるべき姿に戻りつつあるとは申せ、まだまだ予断は許せません。警察と検察官の手を離れて裁判所の手に移つたという事は、陰険な手段を講ずる恐れも考えられますし、何よりも恐ろしいのは、一方的な職権といふものが彼等の手にはあるという事であります。百ペーセント法律の庇護のもとに思うままの行動がとれるという事は、あらゆる点に於て、いかなる事実をも創り上げられるという事に通じるのです。民主主義憲法が施行されて二〇年以上も経ち、発展ぶりにだけ眼が行き、人間としての本当の先進的行為である社会保障や人格、人権の

尊重が忘れがちになつてゐる事を恥しい事と思ひます。役人の思ひ上りは言うに及ばず、それをとがめる事もできないでいる多数のふ抜けた国民に、眼先きの事にまどわされないで、どうか眼を覚まして下さい、と叫ばずには居れません。

人間の持つてゐる一番醜い面が「差別する」という心の歪みである事は今更言うまでもない事ながら、その「差別する」心をいやしくも公僕であるべき警察官をはじめとする裁判官に至るまでの役人が、未だ旧態依然として持つてゐるという事を何故国民は問題としないのでしょうか。それが、例えは、自分自身の身にかかるなりのない事だからだろうか。自分の国がそのような恥しい心の持ち主たちによって動かされているという事に愛國心としての恥辱を感じないのであろうか。私はどうしても判らない事であります。しかし心ある人たちは必ず居るはずです。私はその人たちの中に実際に起つてゐる迫害と差別の姿を訴え続けて、無実の証を立てるべく最後まで闘争の手をゆるめようと思ひません。私たちの本当のしあわせを自らの手によつて勝ち取ろうではありませんか。

一九七〇年五月六日

東京拘置所内 石川一雄

部落解放研究第四回全国集会御一同様

私のバックに偉大なる組織力を持つ部落解放同盟がいていただき、国民運動を展開して下さること、私自身が部落出身だけに、他のどこの団体者の支援を得るよりも心強く、かつ私の狹山事件が国家的部落的差別であるということから「全国に散在する」三百万同胞が部落解放同盟下に結合をなし、私の無罪判決をかちとるために日夜限りないご努力を続けて下さつておられる皆様であり、また私の狹山事件をかちとることは私一人の勝利でなく、三百万兄弟姉妹の勝利であると同時に、国民全般の基本的人権を守り、部落解放へ直結するのだと思う以上、私はこの過酷な長い拘禁生活を乗り越えなければならぬとわが身にムチ打つて新たに血潮を沸き立てて、国家権力の不条理を糾すべく獄中闘争を繰広げてゐるのであります。

したがつて、大衆的基盤に立つ運動として発展させるためには、やはり全国の兄弟姉妹の皆様方がたち上り、差別と迫害の日常生活の中で苦しい体験を生かした、即ち部落三百万同胞が自己解放の絶

## 三〇〇万ぎょうだいに支えられて闘う

私は現在、東京高等裁判所に於て狹山差別裁判を糾弾すべく、いえ國家権力の不条理を国民の前へ明らかにするために、文字通り生命を賭け、不屈の闘志をもつて真正面から立ち向つてゐる石川一雄であります。皆様方にはいつも狹山差別裁判糾弾闘争、公正裁判を要請する運動体の拡大強化と多大なるご尽力を賜わつておりますことを、まずは心から感謝の意を表するものであります。

私のバックに偉大なる組織力を持つ部落解放同盟がいていただき、国民運動を展開して下さること、私自身が部落出身だけに、他のどこの団体者の支援を得るよりも心強く、かつ私の狹山事件が国家的部落的差別であるということから「全国に散在する」三百万同胞が部落解放同盟下に結合をなし、私の無罪判決をかちとるために日夜限りないご努力を続けて下さつておられる皆様であり、また私の狹山事件をかちとすることは私一人の勝利でなく、三百万兄弟姉妹の勝利であると同時に、国民全般の基本的人権を守り、部落解放へ直結するのだと思う以上、私はこの過酷な長い拘禁生活を乗り越えなければならぬとわが身にムチ打つて新たに血潮を沸き立てて、国家権力の不条理を糾すべく獄中闘争を繰広げてゐるのであります。

したがつて、大衆的基盤に立つ運動として発展させるためには、

やはり全国の兄弟姉妹の皆様方がたち上り、差別と迫害の日常生活の中で苦しい体験を生かした、即ち部落三百万同胞が自己解放の絶

対条件に立って奮闘しない限り、眞の民主主義、眞の解放は遠い夢物語となってしまうと思うのです。いずれにいたしましても、私の「狹山事件」の浮きしづみの鍵を握っているのは部落解放同盟の取組み如何にかかるているわけであり、解放同盟で作成した六つの新鑑定書によつて井波の打倒を果たせたのでありますから、今後も、寺尾裁判長をはじめ、国家権力の総体を敵として真正面からたたかいをのぞむには、やはりそれ相応の資料が必要なわけで現状資料では、心もとないし、私の狹山差別裁判の歴史的勝利の展望は、切り開けず、権力に押し流されてしまう危険があります。

すでに六月公判決戦を前に各支部の取組みが強化されているからこそ、狹山事件の真相が国民の中に深く、そして広く伝つてゆく実情が一般市民からの激励の便りとなつて届くのでありますよし、これからもますます世論となつて公正裁判が要求されてゆくことを期待しています。ことに、私のためにこれ程までに精力的に取組んで下さつておられる皆様方の活動精神を解放新聞で知るにつけ、しあわせ者だと思っています。

一〇年間の獄中生活をしいられ、青春時代を余儀なくされている私ではありますが、苦しみの中にも自分を真底より強く何事にもまけない性根を作りあげてくれるのにこの年月が決して無駄にならなかつたと思います。失なわれた青春はかけがえのないものではあります、得たもの多かつたことを思い、不幸を幸に転じて生き抜く、強い人間になろうと心から思っています。そして、私が今日の

よう成長をとげることが出来ましたのは、やはり最先に思うのは「三百萬兄弟姉妹の皆様方の存在に他なりません。今は、ただただ、一日も早く無罪を勝ち取り、社会において、私の身をもつて部落解放のために働いてゆく以外に、ご恩になつたことを返してゆく方法がないと自身にいいきかせ、この独房の中にあって復帰後の自分自身を見つめて部落のための勉強をつづけています。部落解放運動の活動に、石川一雄がなくてはならない存在になりたいと考えています。

最後に一言、第一審にあたつて提出された控訴趣意書について申し述べておきます。

有罪を前提とした量刑不当論に立つて控訴趣意書は、無罪完全勝利をめざしてたたかいで進めていた現在、当然撤回されることが望ましいと考えます。

私は、この再開公判に当り、今年こそは無罪判決を勝取るための絶対的な年となるべく、更に厳しく追及、糾弾してゆく決意でいます。そして無罪判決を勝取るだけでなく、権力者の私たち部落民に対する差別意識の実際を、また、人を人と思わない扱いの実際を「狹山事件」の基本と考え、二度と再び私のような者が出ないよう声を大にして広く訴え、やがて訪れる部落完全解放の悲願のために少しでも役立ててゆきたいと考えております。

一九七三年五月二六日

石川一雄

部落解放研究第七回全国集会御中

## 編集後記

この小冊子の発行によつて、現在の部落解放運動の到達地平が明らかにできたと思いま

す。

今まで不充分な取り組みしかできなかつた我々ですが、これを新たな出発点として、これから解放運動を積極的に担つていく決意です。

十一月再開公判闘争を目前にひかえた現在、なによりも日帝—寺尾の死刑判決策動と真向から対決し、より広範な運動をおしはからねばなりません。

十年もの長きにわたる石川氏の不屈の闘いに応え、全ての労働者が自らの任務としてこの糾弾闘争を最後まで闘いぬき、勝利の旗を高く掲げること。そのための熱い連帯と固い団結をかちとつていくことが我々の緊要の課題です。

全ての労働者学生皆さんに十一月再開公判闘争に決起されることを訴えるとともに、この小冊子を今秋闘争の一助に役立てていただければ幸いです。

これからも継続して発刊していくたいと思いますので御意見御希望があれば連絡して下さるよう御願いします。

差別裁判

うち碎こう

一、西から東に無実を叫び

荆冠旗のもとわれらはすすむ

差別裁判うち碎こう

差別裁判うち碎こう

二、狹山差別の裁判を

断乎われらはたたかわん

石川青年取り戻そう

石川青年取り戻そう

三、わが行動隊無実を叫び

三〇〇万の兄弟と

差別裁判うち碎こう

差別裁判うち碎こう



発行日 1973年11月  
発 行 共産主義者同盟（全国委員会）  
大阪市大淀区本庄中通3-33 輪旗社  
06 (371) 3706 / 03 (633) 0339  
額 価 400円